

慶應義塾大学大学院法務研究科

自己点検・評価報告書
(平成23年度)

平成25年7月

<序章>

慶應義塾大学大学院法務研究科（慶應義塾大学法科大学院）は、「国際性、学際性、先端性」という3つの理念のもと、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指して、2004（平成16）年4月に開学した。

この間、本法科大学院では、現在に至るまで8年間に及ぶ教育・研究の実績を挙げるとともに、2006（平成18）年3月以降、計1,342名の修了生（第1期修了生173名、第2期234名、第3期239名、第4期232名、第5期240名、第6期224名）を輩出したが、そのうち932名が新司法試験に合格し、将来を嘱望される法曹として活動を開始している。

本法科大学院は、学校教育法第69条の3第3項に規定する認証評価を受けるべく、本法科大学院の水準の向上をはかり、適格認定を通じて本法科大学院の質を社会に対して広く保証することを目的として、財団法人大学基準協会に2007（平成19）年度の法科大学院認証評価の申請を行い、適格認定の評価を受けた。

その後、5年が経過したことから、本法科大学院は、その間の教育・研究活動につき自己点検・評価を行い、2012（平成24）年度の法科大学院認証評価を大学基準協会に申請し、2013（平成25）年3月6日、同協会より法科大学院基準に適合しているとの認定（認定の期間は2018（平成30）年3月31日まで）をいただいた。

ここに、改めて、慶應義塾大学大学院法務研究科「自己点検・報告書（平成23年度）」を公表し、学内外からの忌憚のない意見を徴し、改善の指針としたいと考える次第である。

<本章>

1 理念・目的及び教育目標

[現状の説明]

1 - 1

理念・目的及び教育目標の明確な設定については、まず、本「大学院法務研究科学則」第1条において、「本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うこと」を目的とするとされ、次いで、「法科大学院パンフレット」では、慶應義塾大学大学院法務研究科では、「国際性、学際性、先端性」という3つの理念のもと、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指すことが表明されており、理念・目的ならびに教育目標が明確に設定されている。

1 - 2

理念・目的及び教育目標の法科大学院制度への適合性については、上記理念・目的及び教育目標は、「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的」とするとの「連携法」第1条が掲げる法科大学院制度の目的、および同法第2条が目指す「多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹」の養成という法曹養成の基本理念に適合している。

1 - 3

理念・目的及び教育目標の学内周知については、まず学生に対しては、新入学生に対するオリエンテーションや履修ガイダンスの際に繰り返し周知され、「法科大学院パンフレット」や「法務研究科（法科大学院）履修案内」においても、特に、理念・目的ならびに教育目標とカリキュラムとの密接な関連性が説明されている。

たとえば法務研究科（法科大学院）履修案内の中では、履修ガイドとして、「慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）は、新司法試験合格を目標とした教育レベルにとどまらず、国際性、学際性、先端性を核として、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の教育を目指しています。それを具体化するため、本研究科では、堅牢かつ濃密な法律基本科目のうえに、多彩な選択科目を展開しています。その中でも最も大きな特色となる「ワークショップ・プログラム」は、初年度である2004年度に開始した企業法務、金融法務、渉外法務、知的財産法務の4分野の「ワークショップ・プログラム」を中核に、人権法務、EU法務、倒産法務、環境法務、国際人権法務、開発法学、経済法、刑事司法、現代取引法、労働法、消費者法等の幅広い分野のプログラムを展開し、それに関連する極めて豊富な選択科目を提供しています。また、行政、租税、刑事、国際取引、医事などの分野に関しても、先端的・学際的な内容を含む充実した科目編成を誇っています。」とされ、具体的な科目の履修に際して理念・目的ならびに教育目標の周

知が徹底して行われている。

次いで、教員に対しては、上記「法科大学院パンフレット」や「法務研究科（法科大学院）履修案内」を教員にも配付する他、研究科委員会においてあるいは様々な形で行われているFD活動の際に、理念・目的ならびに教育目標が繰り返し周知されている。

1 - 4

理念・目的及び教育目標の社会一般への公開については、「法科大学院パンフレット」の大学のホームページにおいて、理念・目的ならびに教育目標が明記されている。特に国際性、学際性、先端性の理念が分かりやすく図式化され説明がなされている。

また、科目との関連についても、たとえばワークショップ・プログラムは、「慶應義塾大学法科大学院のカリキュラム、すなわち基本的な法律知識を徹底的に身につける必修科目群と、多彩な広がりや専門的な深みを兼ね備えた選択科目群の頂点に位置づけられるのが、『ワークショップ・プログラム（WP）』です。そこには『理論と実務の架橋』という法科大学院の構想と、『国際性・学際性・先端性』という慶應義塾大学法科大学院の教育理念とが集約されています。WPは、ただ単に高い専門性を有しているというだけでなく、総合的な法的思考力を備えた法律専門家の育成を教育目標とし、それを具現化したものなのです。」との説明がなされている。

1 - 5

教育目標の検証については、まず、「本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うこと」（本「大学院法務研究科学則」第1条）という点については、第1回～第6回の新司法試験において、本法務研究科の修了生は、極めて高い合格者数と合格率を挙げており、本法務研究科の教育において、「法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培う」との教育目標が達成されていることを端的に示していると評価できようが、さらに、毎年、新司法試験の合格発表後に、法務研究科におけるGPAと新司法試験の合格率との相関関係をデータの上で分析・検証を行い、その分析結果を「研究科委員会」で周知し、かつホームページ上で公開している。

次いで、「国際性・学際性・先端性」という点については、完成年度の3年間は、社会的要請の変化等を視野に入れて理念・目的及び教育目標の適切性を点検し、それを法科大学院の教育システムに反映させ、より一層充実させるために重要な期間と判断し、文部科学省・法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「ワークショップ・プログラムによる教育展開」を実施し、ワークショップ・プログラムを通して、理念・目的及び教育目標を実現並びに点検することに取り組んだ。その成果として、「人権法務」、「消費者法」、「現代取引法」、「労働法」、「経済法」、「国際法」、「国際刑事法」、「環境法務」、「EU法務」、「経済法」、「開発法学」のワークショップ・プログラムが新設された。

また、その後も、「カリキュラム検討委員会」において、恒常的に教育目標の適切性及び教育システムの反映を検討しつつ、カリキュラムの見直し(授業科目の新設・廃止)を行っている。

[点検・評価(長所と問題点)]

1 - 3

理念・目的及び教育目標の学内周知については、本法科大学院の掲げる「国際性、学際性、先端性」という3つの理念及び、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指すという教育目標が学生にも教職員にも周知されているとよい。例えば、学際性、先端性の現れとして100を超える選択科目(基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)を自由に選択できるという点、国際性の表れとして、英語によるアメリカ法関連の授業や「大陸法財団特別講義」などその他の外国法の授業が多数開講されて、また「ベーシック・プログラム」や「ワークショップ・プログラム」においても多数の渉外法務関連の授業が開講されている点につき、本法科大学院の特色として当然のことと、学生は意識している。以上から、理念・目的及び教育目標の学内周知は十分になされていると評価できる。

1 - 4

理念・目的及び教育目標の社会一般への公開については、「法科大学院パンフレット」や大学のホームページにおいて、明記されているところであり、国際性、学際性、先端性の理念が分かりやすく社会一般へ公開されていると評価できよう。

1 - 5

教育目標の検証については、先述のとおり、毎年、新司法試験の合格発表後に、法務研究科におけるGPAと新司法試験の合格率との相関関係をデータの上で分析・検証を行い、かつカリキュラム検討委員会で、恒常的に教育目標の適切性及び教育システムの反映を検討しつつ、カリキュラムの見直し(授業科目の新設・廃止)を行うなど、教育目標の検証が適切に行われていると評価できよう。

[将来への取組み・まとめ]

1 - 1、1 - 2

理念・目的及び教育目標の明確な設定、その法科大学院制度への適合性については、今後は、個々の授業科目において検討がなされるべきである。

慶應義塾大学大学院法務研究科は、法科大学院協会が平成22年9月に公表した「法科大学院における『共通的到達目標(コア・カリキュラム)モデル案』第二次案修正案」に準拠しつつ、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとした。平成23年度は、その準備作業として、複数名の法務研究

科専任教員に、それぞれが担当する授業科目につき、実際に実施している授業のシラバスを元に、固有の到達目標を作成するためのたたき台としての素案を作成し、平成 24 年 2 月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(素案)」を公表し、平成 24 年度以降の本格的な検討に備えることとした。

さらに、本法務研究科の開設以来、「ワークショップ・プログラム」を中心とした多彩な選択科目を通して、「国際性・学際性・先端性」の理念の実現という側面に重点を置き、一定の成果を得てきたが、今後は法律基本科目及び実務基礎科目による法曹に必要な基礎的な素養の涵養という側面とのバランスをチェックするシステム作りが必要となるであろう。

1 - 5

教育目標の検証については、平成 23 年 10 月、法科大学院内の委員会として「追跡調査委員会」を組織し、入試成績、法科大学院における学業成績、新司法試験の合否（成績）相互の相関関係等の調査・検討を開始した。とくに、修了生に関しては、本法科大学院と無関係という態度はとらず、新司法試験の合否を含めたその後の進路の調査やいわゆるリカレントの制度の導入等により、長期的に教育目標の検証を行うとともに、その成果を在学生の教育にも生かしていきたいと考えている。

目であって、法曹として備えるべき基本的素養の水準を十分にみたしたものである。上記の基礎法学・隣接科目4単位以上を含めて、27単位以上を履修することが修了要件とされている。

以上から、法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、授業科目がバランスよく開設され、かつ、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっており、法科大学院制度の目的に即して構成されていることが分かる。

また、授業科目の内容は、それぞれの科目群にふさわしいものとなっており、そのことは各授業科目のシラバスによって容易に確認できるところであるが、さらに、「法科大学院における『共通的到達目標（コア・カリキュラム）モデル案』第二次案修正案」に準拠しつつ、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとし平成24年2月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」（素案）」を公表し、平成24年度以降の本格的な検討に備えることとした。これと並行する形で、各授業科目の内容のさらなる適正化が推進されることになる。

なお、本法務研究科では、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別研究委員会「法科大学院の質の向上のための改善方策について（報告）（平成21年4月17日）」を受けて、平成23年度から未修者の法律基礎科目の単位数を5単位（（憲法1単位、刑法1単位、民法1単位、民事訴訟法1単位、刑事訴訟法1単位）増やして、法学未修者教育の充実化を図ることとした。

2 - 2

法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設については、本法科大学院では「実務との架橋を強く意識した法理論教育」がその教育課程の特色とされているところ、法律実務基礎科目にとどまらず、法律基本科目、選択科目を含めたすべての科目において、法実務との架橋を強く意識した教育が行われている。「民法総合」、「民法総合」、「商法総合」、「商法総合」、「刑事訴訟法総合」など法律基本科目中の多くの科目において、研究者教員と実務家教員が分担して科目を担当し、授業内容はもちろん、教材開発、授業実施方法について事前に十分な協議をなし、実務家の視点と研究者の視点の融合を踏まえた共同責任体制のもとに授業を展開している。選択科目についても、多くの「ワークショップ・プログラム」にみられるように、実務家教員と研究者教員の共同担当が実施されている。以上にみるように、本法科大学院においては、基礎的な科目から発展的な科目に至るまで、理論と実務の架け橋を常に強く意識した教育が行われている。さらに、法律実務基礎科目として、エクスターンシップ等が実施されている。

なお、法科大学院においては、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育がその固有の教育目標として挙げられるところであるが、本法科大学院においては、法律基本科目をはじめとする各法分野について、シラバス等において「到達目標」を具体的に定め、これを公表して教員・

学生の全てが共有するとともに、授業科目の内容が「到達目標」を踏まえたものになるよう努めることとしている。これにより、法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目の開設は、十分に担保されている。

上記のように、本法科大学院では実務との架橋を強く意識した授業科目を多く開設するとともに、理論的な観点からもレベルの高い授業を志向している。例えば、一定程度の語学力を前提とする外国法に関する授業科目を多数開設し、また、少なからぬ授業でレポート・報告発表等を課する調査研究型の授業を行っていることなどがその具体例である。

2 - 3

学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については、前述のように、本法科大学院では、法律基本科目が64単位、法律実務基礎科目が10単位開講されており、これらはすべて自動登録による必修科目である。また、基礎法学・隣接科目は4単位が必修であり、展開・先端科目と基礎法学・隣接科目を合わせて29単位以上を修了までに修得しなければならない。

修了要件総単位数は103単位であり、そのうち法律基本科目が64単位であるので、終了要件総単位数のうち、修得すべき法律基本科目の単位数の比率は62.1%である。60%をわずかに上回っているが、法律科目に傾斜した過程編成とならいう十分に配慮された科目展開となっている。

修了要件総単位数103単位のうち、履修すべき法律実務基礎科目の単位数は10単位であり、その比率は9.7%である。

修了要件総単位数103単位のうち、履修すべき選択科目は29単位であり、そのうち基礎法学・隣接科目を4単位以上、残りを展開・選択科目（法律実務基礎科目を含む）から履修するが、法律基本科目における修得すべき単位数との関係で、これらの比率は適切であり、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれにも偏ることのない履修が可能となっている。

なお、平成22年度の「改善報告書検討結果」において、「次回認証評価時に報告を求める事項」として報告する旨指摘された「フォローアップタイム」については、単位制の趣旨に鑑み、また法律基本科目偏重の弊を避けるために廃止した。

2 - 4

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置については、本法科大学院では、「法律基本科目」の修得を通じて法的思考力の基礎を養い、「ワークショップ・プログラム」を含む「展開・先端科目」による応用と深化を通じて、基礎的な法的思考力をさらに鍛錬し、法的思考の幅が広げられるようにするとともに、「基礎法学・隣接科目」の履修により、それを人間と社会に対する洞察力に裏づけられた学識・能力にまで高めることができるよう授業科目を配置している。また、各科目の授業においては、事前の十分な予習を当然の

前提とし、小教室授業における双方向的（教員と学生間）・多方向的（学生相互間）手法を用いたインテンシブな少人数教育を原則としている。

2 - 5

授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものになっていないかという点について、本法科大学院では、過去に生じた不適正行為に対する真摯な反省と再発防止のための具体的取り組みとして、「法務研究科教員による不適正行為の再発予防策」及び「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」を策定し、これらを遵守する体制を整えており、これらの仕組みを通して司法試験対策としての「受験指導」を厳に慎むこととしている。授業内容の内容が過度に司法試験受験対策に偏したものでないことは、シラバス集により明らかであるが、司法試験受験対策に偏った教育の放逐について、本法科大学院は厳しい態度でこれを徹底させている。

2 - 6

各授業科目の単位数の適切な設定については、通常の2単位科目については、学期ごとに週1コマ・16週（定期試験を含む）の授業を基本的形態としつつ、いくつかの科目で隔週2コマ・8回等の形態によっている。3単位科目・1単位科目についても、それぞれ科目の特性に配慮し、教育効果及び予習・復習に必要な時間の確保に配慮した授業の配置を行っている。これ以外に、夏季集中科目（科目により2単位ないし1単位）、「大陸法特別講義（大陸法財団寄附講座）」（1単位）、「エクスターンシップ」（1単位）、「リサーチペーパー」（1単位）があるが、これらの科目について、各授業科目の単位数は、授業の方法、教育効果および授業時間外に必要な学修等に照らし、いずれも適切に設定されている。

2 - 7

1年間の授業期間の適切な設定については、春学期・秋学期のそれぞれについて、通常の講義を15週及び定期試験期間を2週の計17週、1年間で34週とされ、これに加えて、春学期の授業開始前にガイダンス等の期間が設けられており、原則として35週にわたるものとするという基準に照らして適切に設定されている。

2 - 8

各授業科目の授業の期間については、上記のように、通常の2単位科目（1単位科目及び3単位科目を含む）において、15週にわたる期間を単位として行われている。なお、夏季集中科目については、夏休み中に集中して授業が実施されるが、履修登録は春学期科目の履修申告と同時に行うため、履修予定者はシラバス等により十分に予習等を行うことが可能であり、15週にわたる通常の講義と同等の学習量が確保されるよう配慮されている。エクスタ

ーンシップについては、実習それ自体は夏休み中の5日以上10日以内の期間に集中して実施されるが、事前説明会・事前指導等を含め、一定の期間にわたる学習量が確保されるように配慮されている。

2 - 9

法理論教育と法実務教育との架橋を図るための工夫については、法律実務基礎科目にとどまらず、法律基本科目、選択科目を含めたすべての科目において、法実務を意識した教育が行われている。このことは、法分野ごとに策定された到達目標でも明らかにされている。また、「民法総合」、「民法総合」、「商法総合」、「商法総合」、「刑事訴訟法総合」など法律基本科目中の幾つかの科目において、研究者教員と実務家教員が分担してクラスを担当し、教材開発、授業実施方法について事前に十分な協議をなし、実務家の視点と研究者の視点の融合を図った上で授業を展開している。また、選択科目でも、「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」をはじめ、多くの科目において実務家教員と研究者教員の共同担当が実施されている。

以上のように、本法科大学院においては、基礎的な科目から発展的な科目に至るまで、理論と実務の架橋を常に意識した教育が行われている。

2 - 10

法律実務基礎科目については、第3学年における必須科目として、「法曹倫理」（2単位）、「民事実務基礎」（3単位）及び「刑事実務基礎」（3単位）が開設されている。

2 - 11

法情報調査及び法律文書作成については以下のとおりである。まず、法情報調査については、入学時のガイダンスの一環として従来から行ってきた、データベース講習等の法情報処理の指導及び憲法・民法・刑法についての判例や文献等の調査法の指導（全員に出席を義務づけている）に加え、第2学年における選択科目として、「最新判例研究（ウェストロー・ジャパン寄附講座）」（1単位）及び「最新判例研究（ウェストロー・ジャパン寄附講座）」（1単位）が開設され、判例データベースの使用法の指導、これを実際に使用した実践的な授業が実施されている。次いで、法律文書作成については、第3学年における選択科目として、「法律文書作成（基礎）」（2単位）が開設されている。

2 - 12、2 - 13

実習を目的とした科目並びにその内容の適切性及び指導の責任体制については以下のとおりである。

模擬裁判については、第3学年における必須科目である「民事実務基礎」及び「刑事実務基

礎」の中で、それぞれ1単位分の授業を模擬裁判に当てて実施している。エクスターンシップについては、第2、3学年における選択科目として、「エクスターンシップ(法律事務所)」及び「エクスターンシップ(官庁・企業)」を設置している。この2つの科目は、5名の実務家教員を含む8名の教員が、実務研修先(受け入れ先)の法律事務所、官庁、企業の選定、指導監督、派遣する学生の決定、派遣先での活動の指導相談、成績評価その他実質的な運営を担当している。

ローヤリング及びリーガル・クリニックについては、現在、そのようなタイトルを冠した科目は設けていないが、実務家教員が担当する選択科目の一部において、これに相当する指導が行われている。すなわち、一般に、ローヤリング及びリーガル・クリニックは、(1)過去の事件記録またはこれと同等の事件教材等を利用して学生にロールプレイを行わせることにより、法律相談、契約交渉、法律文書作成、証人尋問等の法律実務を指導する方法、(2)現に進行中の事件の一部に学生を関与させることにより、同様の法律実務指導をする方法の2とおりの方法により行われるものである。このうち、(1)については、実務家教員が担当する「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「テーマ演習」等の一部において実施されている。ちなみに、学生は、どの科目がそのような指導をしているかについて、シラバスによって知ることができる。次いで、(2)の方法による指導は、上記の「エクスターンシップ」の派遣先である法律事務所の一部がそれぞれの研修プログラムに基づいて実施している。どの法律事務所がどのような研修を行っているかについては、学生に対し、以前の派遣学生が作成提出した報告書の写しを閲覧させる方法で開示している。

2 - 14

実習科目における守秘義務については、「研究科委員会」は、「エクスターンシップ(法律事務所)」及び「エクスターンシップ(官庁・企業等)」を履修して法律事務所、官庁、企業等において研修するための条件として、すべての履修生に対して、守秘義務に関する誓約書の署名、提出を義務付けている。派遣に先立って、すべての履修生に対し、担当教員による90分の事前指導の授業を受けることを義務付け、当該授業において、守秘義務の重要性について指導している。

2 - 15

理念・目的及び教育目標の達成のための、教育課程における特色ある取り組みについては、以下のとおりである。

本法務研究科においては、本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うとともに、「国際性、学際性、先端性」という3つの理念のもと、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指されている。

その理念・目的及び教育目標を達成するための特色ある取り組みとして、まずは「実務との架橋を強く意識した法理論教育」を意識した取り組みを挙げることができよう。すなわち、法律実務基礎科目にとどまらず、法律基本科目、選択科目を含めたすべての科目において、法実務との架橋を強く意識した教育が行われている。「民法総合」、「民法総合」、「商法総合」、「商法総合」、「刑事訴訟法総合」など法律基本科目中の多くの科目において、研究者教員と実務家教員が分担して科目を担当し、授業内容はもちろん、教材開発、授業実施方法について事前に十分な協議をなし、実務家の視点と研究者の視点の融合を踏まえた共同責任体制のもとに授業を展開している。選択科目についても、多くの「ワークショップ・プログラム」にみられるように、実務家教員と研究者教員の共同担当が実施されている。このように、本法科大学院においては、基礎的な科目から発展的な科目に至るまで、理論と実務の架橋を常に強く意識した教育が行われている点を、もっとも特色ある取り組みとして挙げることができよう。

次いで、「国際性、学際性、先端性」という3つの理念の実現における特徴ある取り組みである。まずは、極めて多彩かつ豊富でありかつバランスの取れた100科目以上の展開・先端科目が開設されている点を挙げることができよう。その頂点に位置づけられ科目が「ワークショップ・プログラム」であり、そこにおいて、理論と実務の架橋という理念と、国際性・学際性・先端性という理念の2つの理念が融合する。「ワークショップ・プログラム」は、本法務研究科の教育課程における特色ある取り組みが集約されているのである。さらに現代社会における先端的な法律問題をアド・ホックに教育課程に取り込むための枠組みとして、「テーマ演習」、「テーマ研究」が置かれている点も指摘できよう。

[点検・評価(長所と問題点)]

2 - 1

法令が定める科目の開設状況及びその内容の適切性については、[現状の説明] 2 - 1に記載したとおり、法令の求める基準を満たしており、バランスの点でも問題ないと考えられる。展開・先端科目についても、多彩な内容にわたる「ワークショップ・プログラム」を中心に、それらの基礎となる「ベーシック・プログラム」、さらに7つの法領域にバランス良く配置された多数の先端的な授業科目が提供されており、その中で多くの「学際系科目」、「国際系科目」、「外国法科目」も提供されるなど、全体として、本法科大学院の理念たる「国際性、学際性、先端性」を実現し21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指すにふさわしいカリキュラムとなり得ていると評価したい。

さらに、前述のとおり、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとし平成24年2月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(素案)」を公表し、平成24年度以降の本格的な検討に備えることとした。これと並行する形で、各授業科目の内容のさらなる適正化が推

進されることが期待される。

2 - 2

法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目の開設については、本法科大学院では「実務との架橋を強く意識した法理論教育」がその教育課程の特色とされているところであるが、法律実務基礎科目にとどまらず、法律基本科目、選択科目を含めたすべての科目において、法実務との架橋を強く意識した教育が行われており、適切な授業科目の開設がなされていると評価できよう。

さらに、通常の授業よりもより少人数で、担当教員の専門性が高い領域について密度が高い学修を行う「テーマ演習」及び「テーマ研究」や、教員の指導の下に質・量ともにまとまった論文を執筆する「リサーチペーパー」を開設し、単に実務法曹として必要な学識を身につけるにとどまらず、専門領域でのより高いスキルを獲得した人材の育成、法律学研究者を志望する人材への基本的な教育の提供に向けた試みを開始した点は評価に値しよう。

なお、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別研究委員会「法科大学院の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日）を受けて、平成23年度から未修者の法律基礎科目の単位数を5単位（憲法1単位（憲法を2単位から3単位に変更）、刑法1単位（刑法を2単位から3単位に変更）、民法1単位（基礎演習）、民事訴訟法1単位（基礎演習）、刑事訴訟法1単位（2単位から3単位に変更）増やすこととした点は、法学未修者教育を充実させるためには、必要な改革であったと評価できる。

2 - 4

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置については、未修者コース、既修者コースとも、学修の基盤となる法律基本科目から、それを踏まえた応用的・総合的科目へと順を追ったレベルの授業が受講できるよう系統的・段階的に授業科目が配置されていると評価できる。また、展開・先端科目であっても、その内容にはさらに専門性の度合いに差がありうるため、「基礎（またはⅠ、Ⅱ、Ⅲなど）」、「総合」、「実務」などと内容に応じた名称を付し、体系的な科目の整理を行うことにより、学生の理解度や興味に応じた履修を可能としている。

2 - 10

法律実務基礎科目については以下の点を指摘できよう。

「法曹倫理」については、担当の実務家教員6名が、入念な打合せのうえ、設例及び参考教材を作成し、統一的な教員マニュアルに従って質疑応答方式の授業を実施している。また、担当教員全員が弁護士であるため講義内容に偏りが生じないよう、裁判官及び検察官を各1回ゲスト・スピーカーに招き、それぞれ、裁判官倫理、弁護士倫理の授業を行っている。

「民事実務基礎」については、実務家教員12名（派遣裁判官2名を含む）による綿密な打合せのうえ、授業における演習及び事前課題に用いるための記録教材、演習課題等、即日起案用の記録教材、模擬裁判用の記録教材等を作成し、統一的なマニュアルの下に、教員2名で1クラス（38名）を受け持って授業を実施している。模擬裁判に関しては、クラス毎に、担当教員2名に各3名の弁護士が加わり、証人役を演じ、学生に適宜に助言を与える方法で授業の効果的な進行をサポートしている。

「刑事実務基礎」についても、派遣裁判官、派遣検察官を含む10名の実務家教員により、「民事実務基礎」と同等の方法により授業及び模擬裁判を実施している。

これら3科目の授業は、以上の体制及び実施方法で各科目が到達目標として掲げる全ての内容を指導しており、与えられた単位内（「法曹倫理」2単位、「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」各3単位）で実施可能な最高水準の教育を実現できている。問題点は、主として時間的な制約のため、法律文書作成に関する指導に限界がある点であるが、これについては、各学生が、自分の弱点や到達度を考慮して適切な選択科目（「法律文書作成」、「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「テーマ演習」等）を履修する等の方法で自ら補充することが期待されている。

2 - 11

法情報調査及び法律文書作成については以下の点を指摘できる。

法情報調査については、前回の認証評価において、「法情報調査に関する教育について、学生がどの程度の技能を身に付けているかを分析・検証した上で、必要があれば適切な措置を講ずる必要がある（評価の視点2 - 7）」との指摘を受けた。評価当時におけるこの指導に関するプログラムは、入学時におこなわれる「オリエンテーション」により、パソコンによるデータベース使用法の講習等の法情報処理に関するガイダンス及び憲法・民法・刑法の判例・文献等の調査に関するガイダンスだけだったが、その後、学生が入学前・入学後に受けている法情報処理教育の内容・程度について、本研究科における現実の授業への参加や法的文書ないしレポート等の作成において必要とされる法情報調査能力が備わっているかという観点から、学習指導委員会を中心とする複数の教員に意識的な観察を求め、意見を聴取したところ、殆どの学生はそのような能力を基本的に備えているとの共通認識が形成されたので、各教員に授業等において法情報調査に関する教育を適切に行うよう「研究科委員会」等で改めて依頼すると共に、年度当初の「オリエンテーション」における法情報処理に関するプログラムを、全員参加の義務づけを徹底しつつ、質・量共に充実させてきた。このような対応に関し、大学基準協会は、「本指摘事項については、おおむね適切に対応がなされているものと認められる。ただし、『法学情報処理ガイダンスアンケート（2008年）』においては、『法学情報処理ガイダンス』を『授業の1つとして位置づけるべきだと考える』と回答している学生も散見されることから、今後同様のアンケートを実施し、その結果を検討していくことが望まれる。」との評価が下され

た。

この指摘を受け、平成23年度からは、「最新判例研究（ウェストロー・ジャパン寄附講座）」及び「最新判例研究（ウェストロー・ジャパン寄附講座）」を開設し、「オリエンテーション」におけるプログラムだけでは不十分と感じている学生のために、法情報処理に特化した選択科目を開設した。

法律文書作成の指導については、必須科目である「民事実務基礎」及び「刑事実務基礎」の授業中、さらに「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」等の一部の選択科目の授業中において実施されていたが、平成23年度から法律文書作成に特化した選択科目として、「法律文書作成（基礎）」を開設した。これにより、学生は、法情報調査及び法律文書作成を修得するうえで、これまで以上に多彩な選択科目をそれぞれの得手不得手や関心に応じて履修することができるようになった。

2 - 12、2 - 13

実習を目的とした科目並びにその内容の適切性及び指導の責任体制については以下の点を指摘できる。

模擬裁判については、上記2 - 10のとおり、「民事実務基礎」においては1クラス（38名）につき2名の実務家教員プラス3名の弁護士が担当することにより、きめ細かい充実した指導を行う体制をとっている。「刑事実務基礎」においても、各クラス複数の実務家教員が担当し、学生に冒頭手続から判決宣告までの全手続を実演させることにより、充実した指導を行っている。

臨床実務教育について、前回の認証評価において、「臨床実務教育について、カリキュラム全般に臨床教育に対する配慮が不足している傾向があり、リーガル・クリニックの実施やエクスターンシップの単位化など臨床教育科目の充実が望まれる（評価の視点2 - 8）」との指摘を受けた。当時としては、エクスターンシップに関して、希望学生に対する非正規のサービスとして、春季休暇中及び夏季休暇中の1週間又は2週間、エクスターンシップ委員会が斡旋した法律実務所において任意の研修を受けさせる制度の実施を開始していたが、証拠等へのアクセス可能性（特に刑事事件において）にも係わる学生の制度上の身分や守秘義務遵守確保手段等に関する不安、また、臨床教育の授業科目としての客観的な成績評価の困難性等から、臨床教育科目の開設については情報収集・検討を継続していた。しかし、非正規の制度としての「エクスターンシップ」を5、6年に亘って継続実施している間に、実務家教員及び当塾出身実務家を中心とする人的ネットワークを通じて、エクスターンシップの受け入れ先となる法律事務所・企業等の開拓、受け入れ先法律事務所・企業等の適正評価及び選別、受け入れ先及び派遣学生の指導監督体制や派遣先決定方法の確立等を順次に進め、平成21年度以降は、中央官庁、企業法務部も派遣先対象として加わり、上記の問題点のうちの一部（秘密保持体制、指導体制、成績評価体制の確立等）が徐々に解消に向かった。そこで、平成23年度から、満を持して、正

規の法律実務基礎科目選択科目としての「エクスターンシップ(法律事務所)」及び「エクスターンシップ(官庁・企業等)」を開設するに至った。

現在、エクスターンシップ生の受け入れ先となる法律事務所、官庁、企業等の合計数は100を超えており、一度に受け入れ可能な学生数は130名を超える。各学生に対する受け入れ先の決定は、学生が事前に提出した申込書に基づいてその希望及び関心のある法律分野を勘案し、学生の適性に出来る限り適合する事務所を選定している。履修した学生の評価は、派遣した学生が提出する「エクスターンシップ報告書」、受け入れた事務所が提出する評価票に基づいて合否を判定する方法で行う。また、受け入れ先事務所等の適正評価も、実務家教員らからの一般的な情報提供に加え、上記の報告書及び評価票及び適宜に学生に行うインタビュー等を通じて、毎年行っている。さらに、毎年1回程度の割合で受け入れ先法律事務所、官庁、企業等との意見交換会を実施し、当法科大学院の方針、実施要領等を確認すると共に、受け入れ先の意見、要望等を聴取し、運営上の参考にしている。

以上の体制により、現在のところ、当法科大学院の「エクスターンシップ」は、法曹として求められる実務的な技能及び法曹としての心構えの修得・滋養のために理想的な研修を実施することができている。

現在における問題点は、エクスターンシップの受け入れ先数、とりわけ、比較的多くの学生が要望するプログラム内容の研修を実施することが可能な受け入れ先の数に限りがあることから、学生の希望どおりの受け入れ先を決定できない場合が生じてしまうことである。

リーガル・クリニックに関し、前回の認証評価において、「臨床実務教育について、カリキュラム全般に臨床教育に対する配慮が不足している傾向があり、リーガル・クリニックの実施やエクスターンシップの単位化など臨床教育科目の充実が望まれる(評価の視点2-8)」との指摘を受け、その後の改善状況に関し、大学基準協会より、「臨床教育の要ともいべきリーガル・クリニックについては、開設のために『具体的な可能性を検討する担当者を置いた』とされるが、迅速かつ適切な対応がなされているとは判断できない。法科大学院制度および貴法科大学院の理念・目的ならびに教育目標からしても、リーガル・クリニックは非常に有益なものであると考えられるため、教育体制を整備し、実施されることが望まれる。」との講評を受けていた。

この指摘事項及び講評に基づいて、リーガル・クリニック実施の具体的な可能性を検討するため、「エクスターンシップ委員会」の中にリーガル・クリニック担当者において、「リーガル・クリニック」と冠する科目を開設している他の法科大学院が実施している当該科目の具体的な授業内容について調査を行った結果、リーガル・クリニックは、過去の事件記録またはこれと同等の事件教材等を利用して学生にロールプレイを行わせることにより、法律相談、契約交渉、法律文書作成、証人尋問等の法律実務を指導する方法、現に進行中の事件の一部に学生を関与させることにより、同様の法律実務指導をする方法の2つのうちのいずれかの方法により行われていることが明らかとなった。そこで、当法科大学院において開講されている既存の科目のうちで、これに相当する授業を代替できるものが存在するか否かを調査したところ、

は、実務家教員が担当する「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「テーマ演習」等の一部において実施されていること、の方法による指導は、上記の「エクスターンシップ」の派遣先である法律事務所の一部がそれぞれの研修プログラムに基づいて実施していることが判明した。

以上から、「エクスターンシップ委員会」としては、リーガル・クリニックを効果的に実施するためには、既に関講されている科目と重複する授業内容の科目を新たに設けるよりも、現存の科目において実施されているリーガル・クリニック教育を一層充実させること、とりわけ、エクスターンシップの受け入れ先法律事務所をさらに開拓し、リーガル・クリニックに相当する研修プログラムの実施が可能な事務所を増やしていく方法が最も望ましいとの結論に達した。

2 - 14

実習科目における守秘義務については、前記のとおり、「エクスターンシップ(法律事務所)」及び「エクスターンシップ(官庁・企業等)」を履修して法律事務所、官庁、企業等において研修するための条件として、すべての履修生に対して、守秘義務に関する誓約書の署名・提出、及び、派遣に先立つ担当教員による90分の事前指導の授業の受講を義務付け、当該授業において、守秘義務の重要性について指導しているが、現時点における最善の対策であると評価できよう。

[将来への取組み・まとめ]

2 - 2

法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目の開設については、法律基本科目、実務基礎科目を軸としつつ、「ワークショップ・プログラム」を頂点とする多彩な展開・先端科目を配置し、さらにそれを補強する「テーマ演習」、「テーマ研究」及び「リサーチペーパー」を置くという授業科目の大枠はほぼ完成したところである。

今後は、この枠組みの中で、各科目間の連携を深めるとともに、現代社会で生起する新たな法律問題につき迅速に対応できるような柔軟な運用をなすことが課題となるであろう。

2 - 4

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置については、在学生の留学、修了生のリカレントなどに対応できる授業科目の配置を考えることが課題となる。また、これまで行ってきたような科目の見直し・新設等を今後も継続的に行うことその他、現状のカリキュラム全般につき、その有効性を確認・検証した上で、なお質の向上が見込まれる部分があれば、さらにそのブラッシュアップを図るべく見直しを行うことも考えられよう。

法律実務基礎科目については、次のとおりの指導方法・指導体制をとっている。まず、「法曹倫理」については、担当の実務家教員6名の協議により設例及び参考教材を作成し、統一的な教員マニュアルに従って質疑応答方式の授業を実施するとともに、講義内容に偏りが生じないよう、裁判官及び検察官を各1回ゲスト・スピーカーに招き、それぞれ、裁判官倫理、弁護士倫理の授業を行っている。「民事実務基礎」については、実務家教員12名（派遣裁判官2名を含む）が打合せのうえ、授業における演習及び事前課題に用いるための記録教材、演習課題等、即日起案用の記録教材、模擬裁判用の記録教材等を作成し、統一的なマニュアルの下に、教員2名で1クラス（38名）を受け持って授業を実施している。模擬裁判に関しては、クラス毎に、担当教員2名に各3名の弁護士が加わり、証人役を演じ、学生に適宜に助言を与える方法で授業の効果的な進行をサポートしている。また、「刑事実務基礎」についても、派遣裁判官、派遣検察官を含む10名の実務家教員により、「民事実務基礎」と同等の方法により授業及び模擬裁判を実施している。以上の指導方法・指導体制に問題はないので、今後もこの方法を維持していくこと、とりわけ有能かつ適性ある教員を今後も確保していくことが最重要課題である。

法情報調査及び法律文書作成については、法情報処理に特化した選択科目として「最新判例研究（ウェストロー・ジャパン寄附講座）」及び「最新判例研究（ウェストロー・ジャパン寄附講座）」を、法律文書作成の指導については法律文書作成に特化した選択科目として「法律文書作成（基礎）」を開設したことにより、学生は、法情報調査及び法律文書作成を修得するうえで、これまで以上に多彩な選択科目をそれぞれの得手不得手や関心に応じて履修することができるようになってきている。これらに関し、現時点において特に問題は生じていないが、いずれも新しい科目であるため、今後の実施状況及び学生の反応を注視していくつもりである。

実習科目については、「民事実務基礎」（民事模擬裁判を含む）、「刑事実務基礎」（刑事模擬裁判を含む）及び一部の選択科目（「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「テーマ演習」等）の授業内で実施している実務研修は、現在のプログラム内容に問題はないので、今後もこの方法を維持していくこと、とりわけ有能かつ適性ある担当教員を今後も確保していくことが最重要課題となる。

エクスターンシップについては、現在、エクスターンシップ生の受け入れ先となる法律事務所、官庁、企業等の合計数は100を超えてはいるが、上記のとおり、比較的多くの学生が要望するプログラム内容の研修を実施することが可能な受け入れ先の数に限りがあることから、学生の希望どおりの受け入れ先を決定できない場合が生じてしまうという問題がある。現状にお

いては、この学生の要望と受け入れ先が提供できる研修プログラムとの間のミスマッチの解消が最大の課題と考えられるので、様々な内容の研修を提供できる適正な受け入れ先法律事務所及び企業等を今後も継続して開拓していくことが必要である。

なお、リーガル・クリニックについて、現在は、上記のエクスターンシップ及びその他の実務家教員担当の選択科目（「ベーシック・プログラム」、「ワークショップ・プログラム」、「テーマ演習」等）により同等の指導が実現できているので、これをさらに効果的に実施するためには、現存の各科目において実施されているリーガル・クリニック教育を一層充実させること、とりわけ、さらに充実したリーガル・クリニックを実現するために適したエクスターンシップ受け入れ先法律事務所を開拓することが最重要課題であるといえるが、この度、2011年10月に新執行部が組織されたのを契機に、「リーガル・クリニック」との科目名を冠した新たな科目を開設する必要があるか否か、そのような科目を設けるとしたら、どのようなプログラムで行うべきか、及びその実現可能性等について、執行部（補佐）の中に臨床法学教育担当者を置き、執行部を中心に、平成24年3月に「リーガル・クリニック検討委員会」を組織し、調査研究を継続することとした。

2 - (2) 教育の方法

[現状の説明]

2 - 16

課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮については、3年以上在学し、103単位以上を修得すること、および、一定基準以上のGPA(1.5以上)を取得することが課程修了の要件とされている。ただし、法学既修者については、法律基本科目35単位を修得済みと認定し、在学期間を1年短縮することが認められる(本「大学院法務研究科学則」第15条第2項但書。したがって、2年以上在学し、68単位以上を習得することとなる)。このうち、必修科目は74単位であるが、第1学年で35単位、第2学年で18単位、第3学年で残りの21単位を修得すべきものと設定されており(本「大学院法務研究科学則」第14条)。

本法務研究科では、従来、修了要件は98単位としていたが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別研究委員会「法科大学院の質の向上のための改善方策について(報告)(平成21年4月17日)を受けて、平成23年度から未修者の法律基礎科目の単位数を5単位(憲法1単位、刑法1単位、民法1単位、民事訴訟法1単位、刑事訴訟法1単位)増やして、法学未修者教育の充実化を図ることとしたことから、103単位となったが、2年次以降の履修上の負担について変更はなく、課程修了要件は適切であり、学生の履修上の負担を配慮したものとなっている。

なお、平成22年度の「改善報告書検討結果」において、「次回認証評価時に報告を求める事項」として報告する旨指摘された「フォローアップタイム」については、単位制の趣旨に鑑み、また法律基本科目偏重の弊を避けるために廃止した。

修了試験は実施していない。

2 - 17

履修科目登録の適切な上限設定については、各学年における履修単位数の上限が第1学年41単位、第2学年36単位、第3学年44単位となっている。文部科学省告示第53号第7条において36単位を標準とすることが定められているが、専門職大学院設置基準の改正(平成22年4月1日施行)により、本法務研究科では第1学年配当の法律基本科目を30単位から35単位に増加したため、同時に基礎法学・隣接科目等の履修可能性も考慮し、上限を36単位から41単位としたものである。第3学年においても、学生の予習復習等の負担が加重にならない限度(8単位)で上限単位数が多くしている。よって、上限設定は適切である。

2 - 18

他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性については、「研究科委員会」は、学生の特別な修学上の理由により必要と認めるときは、他の大学院など国内高等教育機関の授業科目の履修を許可することができ、当該許可を受けた授業科目については、35単位を超えな

い範囲で、本研究科における授業科目の履修により習得したものとみなすことができるものとされている（本「大学院法務研究科学則」第10条第3・4項参照。外国留学の場合は同第24条第3項による）。すなわち、他の大学院における授業科目の履修については研究科委員会がその必要性を踏まえて許可をするものとされており、かつ、認定の上限は35単位（専門職大学院設置基準第21条1項但書により、本研究科の修了要件である取得単位103単位と93単位の差分の範囲内である5単位を、同項本文の30単位に加えたもの）と設定されている。現在、この認定が認められる可能性があるのは、本法務研究科に同等の科目が存在しないとの理由から、早稲田大学大学院法務研究科との間で相互履修を認めている科目に限られるので、本法務研究科の教育水準及び教育課程としての一体性を損なうものではない。

さらに、平成24年度から、法学研究科との間で、法務研究科の教育水準及び教育課程の一体性を損なわないよう留意しつつ、一定の条件の下、授業科目を相互履修できることとした。

なお、（本「大学院法務研究科学則」第11条は、「第8条、前条第4項および第5項ならびに第24条第3項により単位認定できる単位数の上限は、すべて併せて『30単位』を超えないものとする。ただし、前条4項の規定により30単位を超えてみならず単位については、その限りではない。」と規定するが、同条本文中の「30単位」は、明らかな誤記であり、「35単位」に改められなければならない。可及的速やかに対応したい。

2 - 19

入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、「研究科委員会」は、学生の教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する以前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（本「大学院法務研究科学則」第10条第5項）。この単位認定は、「研究科委員会」が、学生の教育上有益と認めるときに限り行われるものであり、その際に、本研究科の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないかが判断される。

また、この単位認定は、前記の他の大学院での修得にかかる単位認定（本「大学院法務研究科学則」第10条第4項により30単位を超えてみならず単位を除く）、法学既修者の単位認定および留学の場合の単位認定をあわせて35単位を超えてはならない（本「大学院法務研究科学則」第11条は、「第8条、前条第4項および第5項ならびに第24条第3項により単位認定できる単位数の上限は、すべて併せて『30単位』を超えないものとする。ただし、前条4項の規定により30単位を超えてみならず単位については、その限りではない。」と規定するが、同条本文中の「30単位」は、明らかな誤記であり、「35単位」に改められなければならない。可及的速やかに対応したい。）。

ただ、既修者コースの場合は法律基本科目35単位が履修済みと認定されるため、入学前の修得単位が認定されうるのは、在学期間3年の未修者コースの学生に限定される。法学未修者について、他大学院において修得した単位で、法曹養成課程にふさわしい科目であると判断さ

れるものについて、学生の申告に基づき単位認定している。

単位認定に際しては、他大学院における科目の名称と本学における対応科目の名称の同一性のみならず、シラパスの内容をも精査のうえ、「学習指導委員会」が中心となって原案を作成し、最終的には「研究科委員会」で個別に判断される。なお、単位認定申請を行った場合にも、履修上限（第1学年は41単位）に変更はない。単位認定は入学年度のみ可能である。

2 - 20

在学期間の短縮の適切性については、法学既修者として出願する者に対し、6科目の「法律科目試験（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を実施し、第1学年の開設科目である法律基本科目の履修を履修したとみなすことができる程度の基礎的な学識を備えているかどうかの判定が行われる。法学既修者として入学した者については、入学時に第1学年設置法律基本科目35単位を修得したものとみなし、単位認定についての特別な手続等は存在していない。1年の短縮であるから、法令の基準に従った適切な短縮である。

2 - 21

法学既修者の課程修了の要件については、次のとおりである。本法務研究科における課程修了要件は、3年以上在学し、103単位以上を修得すること、および、一定基準以上のGPA（1.5以上）を取得することであるところ、法学既修者については、法律基本科目35単位を修得済みと認定し、在学期間を1年短縮することが認められることから（本「大学院法務研究科学則」第15条第2項但書）、2年以上在学し、68単位以上を習得することが課程修了の要件となる。よって、本法務研究科は、93単位を超える単位の修得を修了を要件とする法科大学院に該当するので、1年、40単位（93単位を超える部分（10単位）を30単位に加えたもの）を上限とするとの法令の基準に基づいて適切に設定されている。

2 - 22

法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施については、各学生が自己の目標実現との関連で最善の科目履修を行えるよう、年度当初に「学習指導委員会」が全体ガイダンスを実施するほか、学生の希望に基づいて個別的な学習指導の機会も設けている。この場においては、法学未修者については第1学年配当科目のほとんどが必修科目であることから、初めてである法律の学習が円滑に進むためのアドバイスが中心となる。一方、法学既修者については、将来の志望をもふまえて、多数にのぼる選択科目の中からどのように計画的な履修を行っていくかについての相談が多くよせられる。

入学手続を済ませた入学予定者に対して、「入学予定者への事前指導文書」を配布し、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法についてそれぞれ、法学未修者・法学既修者に対して、入学までに行うことが望ましい自主的学習についての指導を行っている。

教員による学習指導相談体制の整備及び効果的な学習支援については、まずは、オフィス・アワーを挙げることができる。本法務研究科では、授業科目を担当するすべての教員（非常勤講師も含む。）に対して、オフィス・アワーを設定することを義務づけている。学生は、各教員の指定する方法（時間帯を指定する場合や電子メール等でアポイントメントをとるなどの方法）に従い、教員による学習指導を受けることができる。

次いで、クラス担任制度がある。第1学年、第2学年については、「学習指導委員を」含むクラス担任を定め、履修指導を含めた学習相談に随時応ずる制度が整備されている。従って、未修クラスで入学した学生には2年間にわたってクラス担任が付き、サポートを行うことになっている。

アカデミック・アドバイザー・やティ・チング・アシスタント等による相談体制の整備及び学習支援の適切な実施については、以下の状況である。

まずは、本法務研究科の修了生であり、司法研修所での修習を終えた若手弁護士及び助教（有期・専任）が、相談員として、年間10回程度、個別の相談会を実施している。

2011年度は、2名の助教（有期・専任）が担当している。

次いで、若手の弁護士が、助教（有期・非常勤）として、第1学年から第3学年の学生を対象として、学年ごとに、学習支援としての「実務家ゼミ」を実施している。本ゼミは、正規の授業の理解に困難を感じる学生のバックアップを目的としたものである。2011年度は、10名の助教（有期・非常勤）が担当し、春学期に10、秋学期に10のゼミが開講している。「実務家ゼミ」は、複数の学生を対象とするゼミの形態を採るものではあるが、実質的には、正規の授業を前提としその理解に困難を感じる学生に対する学習支援の役割を果たし、学習相談の場としても機能することが予定されている。ただ、学習支援・学習相談の一環であるとはいえ、ゼミの形態をとる以上、「研究科委員会」（「学習指導委員会」及び「再発防止委員会」）の監督の下、各担当者の作成したシラバスに従って実施することが要求される。

なお、平成24年4月からは、大幅に制度の見直しを行い、法務研究科における正規の授業科目の進行について行くことができない学生、すなわち基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分に身につけていない学生、基礎的な知識は一定程度備わっているにもかかわらず、法律文書を作成する基本的な能力が身につけていない学生、その他、学習および学生生活につき種々の迷いや悩みを抱えているため正規の授業科目の受講に支障が生じている学生を対象として、法律学の基礎的理解、基礎的能力（法的思考能力・法律文書作成能力）の不足を補いつつ、気軽に語り、相談できる場を提供するために、正規の授業科目を補完する制度として「学習支援制度」を設けることとした。なお、いずれも将来の実務家教員・研究者教員の

養成のための実習プログラムを兼ねたものと位置づけられる。

具体的には、「学習相談会」、「授業サポート」および「学習支援ゼミ」からなる。

「学習相談会」は、従前の制度を踏襲したもので、全学年共通の個別の学習相談制度で、弁護士または法務研究科「助教（有期）」を務める修了生が、定められた日時に、「グループ学習室」で待機し、院生の個別の相談に応じるというものである。相談内容は、法律基本科目や実務基礎科目などの正規の授業科目の予習・復習に関する学習相談、学生間の自主的なゼミでの学習方法に関する相談、その他、将来の進路に関する相談など多岐に亘る。先輩である修了生と気軽に語り、相談できる場を提供することが目的である。

「授業サポート」は、いわゆる純粹未修者（法務研究科1年生に在籍する法律学修経験のない者）を対象として、1年次に配当されている法律基本科目（憲法・民法・刑法・商法・刑事訴訟法・民事訴訟法）について、現に履修している授業に関する質問を受け、また必要があれば、補充的なレクチャーを行う等、授業のサポートを目的とする新設の制度である。原則として、法学研究科後期博士課程に在学する院生または法務研究科「助教（有期）」で、当該科目の研究者教員を志望する者が担当する。法務研究科の指導教授など世話役教員は、担当者に対して、適宜、授業サポートの進め方に関して助言を行う。

「学習支援ゼミ」は、旧「実務家ゼミ」を改組したものであり、1年次から3年次までの各年次につき、法律基本科目・実務基礎科目など正規の授業科目の進行について行くことができない学生を対象とし、法律学の基礎的理解、基礎的能力（法的思考能力・法律文書作成能力）の不足を補うことを目的とした学習支援ゼミである。少人数制によるグループ単位で、正規の授業で用いられている教材を使用し、学習の助言、法律文書作成の指導を行い、正規の授業を補完する。修了生である若手弁護士が、助教（有期・非常勤）として担当する。

2 - 25

正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、本法科大学院では、過去に生じた不適正行為に対する真摯な反省と再発防止のための具体的取り組みとして、「法務研究科教員による不適正行為の再発予防策」及び「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」を策定し、これらを遵守する体制を整えており、これらの仕組みを通して司法試験対策としての「受験指導」を厳に慎むこととしている。これにより、正課外での当法科大学院教員による司法試験受験対策に偏った教育の放逐について、厳しい態度でこれを徹底させている。

なお、前述のとおり、平成24年4月からは、大幅に制度の見直しを行い、法務研究科における正規の授業科目の進行について行くことができない学生、すなわち基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分に身につけていない学生、基礎的な知識は一定程度備わっているにもかかわらず、法律文書を作成する基本的な能力が身につけていない学生、その他、学習および学生生活につき種々の迷いや悩みを抱えているため正規の授業科目の受講に支障が

生じている学生を対象として、法律学の基礎的理解、基礎的能力（法的思考能力・法律文書作成能力）の不足を補いつつ、気軽に語り、相談できる場を提供するために、正規の授業科目を補完する制度として、「学習相談会」、「授業サポート」および「学習支援ゼミ」からなる新たな「学習支援制度」を設けることとした。

これらについては、「学習指導委員会」・「再発防止委員会」のチェックを受けつつ、適正かつ効率的な指導を行うことが求められるところである。特に、「学習支援ゼミ」については、「慶應義塾大学大学院法務研究科再発防止の基本方針」（2007年9月18日）、「法務研究科教員による不適正行為の予防策」（2011年4月18日改訂）、「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」（2011年4月18日改訂）を遵守し、再発防止委員会の監督・指導を受け、日頃から、「受験指導」すなわち「新司法試験における解答作成の方法・技術の指導」を行わないように注意しなければならない。裁判文書、契約文書、法律意見書、その他法律実務家に関わる文書を作成するために必要な「法律文書作成能力」（法的問題や法的事例の解決を、限られた時間内に論理的な文章により展開する能力）が、必須の法曹実務能力に属することに鑑み、かかる能力が不十分と判断される履修者に対して、積極的に「法律文書作成能力」の育成、向上を目的とする指導・訓練を行うことが奨励されるが、その際に、「答案練習」（新司法試験での解答作成を念頭においた問題を用い、それを解答させるなどして行う新司法試験での解答作成の方法・技術を指導すること）等の「受験指導」とならないように心掛けることが求められる。担当者との打ち合わせでは、「法律文書作成能力」の指導については、随時、田中豊『法律文書作成の基本』（日本評論社）に準拠してこれを行うことが確認された。4月以降、厳格な運用が求められるところである。「再発防止委員会」は、すでに「学習支援制度」の大枠について、承認をなしており、今後は、個々に開講されるゼミについて適正な実施が行われているかチェックを行うこととしている。

2 - 26

授業計画等の明示については、全授業担当教員に、成績評価方法・基準の記載とともに、15回分の授業内容および成績評価の詳細を記載したシラバスの作成を義務づけ、これを「シラバス集」という冊子に製本して学生に対して配布している。また、独自の教育支援システムに全科目のシラバスを掲載し、学生は同システムにアクセスすることによって、随時閲覧することが可能である。なお、同システムには掲示板の機能もあり、教員及び学生によって積極的に利用されている。なお、シラバスはホームページ上にも掲載し広く一般にも公開している。

さらに、前述のとおり、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとし平成24年2月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(素案)」を公表し、平成24年度以降の本格的な検討に備えることとした。学生において、「固有の到達目標」と各授業計画との対比が可能となるよう準備が進められている。

2 - 27

シラバスに従った適切な授業の実施については、各教員が最も重視しているところである。各教員の授業がどの程度シラバスに従ったものであったかは、毎学期終了時に実施される授業評価アンケートによって概ね知ることができる。もとよりシラバスは授業によっては1年も前に執筆されるし、授業開始までの状況の変化や実際の授業の進行状態等に合わせて適宜修正することがあり得るので、機械的にシラバスに従うことが良いとはいえないが、アンケートの結果を見る限り、ほとんどの授業はシラバスに沿って行われている。

2 - 28

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、授業科目に応じて、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられることが望ましいと考えられる。ただ、特に第1学年の法律基本科目等においては、質疑応答の前提となる知識や理解が不十分であるために双方向のやりとりを目指しても時間の消費に見合う教育的効果が期待しがたい場合があることは否定できない。そこで、学年を問わず、それぞれの授業科目の特性や学生の理解度等を踏まえつつ、質問の形式や内容を工夫すること等を通じて効果的な双方向授業を探る努力が教員によって行われている。その実態は授業評価アンケートで相当程度うかがうことができる。

2 - 29

授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重

2 - 27 で記述した通り、全授業担当教員に、成績評価方法・基準の記載とともに、15回分の授業内容および成績評価の詳細を記載したシラバスの作成を義務づけ、これを「シラバス集」という冊子に製本して学生に対して配布している。その際、授業方法についても記載されているが、いやしくも過度な司法試験対策であるとの疑念を抱かれるような授業方法は採用されていないことは明らかである。また、実際にシラバス通りの授業が行われていることもまた、先述したとおりである。

2 - 30

少人数教育の実施状況については、一つの授業科目につき同時に授業を受講する学生数を少人数とすることを基本としている。原則としては、少人数による密度の濃い授業を通じ、将来の法曹としての実務に必要な法的知識及び法的思考力を学ばせると同時に、法実務の基礎的素養を涵養するための理論的・実践的な教育を体系的に実施することを基本的な考え方として、教育課程を編成しており、少人数であることを前提として教育を実施している。

なお、選択科目においても受講者数は20名程度以下の授業が多いが、履修希望者が集中

することがある。そのような場合には、抽選によって選抜を行わなければならない状況にある。

2 - 31

各法律基本科目における学生数の適切な設定については、法律基本科目の授業は40人程度にクラス分けして実施しており、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数について、50人を標準とするとの法令上の基準（告示第53号第6条第2項）に従って設定されている。法律基本科目にあっては、学生の自主的な学習を前提に、実務との架橋を強く意識した、双方向及び多方向のインテンシブな少人数教育により、能動的・創造的能力としての法的思考力を鍛錬することにしており、少人数であることを前提とした教育内容となっている。なお、法律実務基礎科目の授業も、同様に40人程度のクラス単位で実施されている。

2 - 32

個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定については、法律基本科目の修得を通じて法的思考力の基礎が与えられ、ワークショップ・プログラムを含む展開・先端科目による応用と深化を通じて基礎的な法的思考力がさらに鍛錬され、また思考の幅が広げられることを期待して教育課程を編成しているところ、ワークショップ・プログラムにおいては、25人以下のクラス編成を原則としている。

エクスターンシップに関しては、派遣先（法律事務所、官庁又は企業）に応じて抽選又は選考を行い、1派遣先について、1名ないし数名を派遣するに止めている。

2 - 33、2 - 34

成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示とそれらの客観的かつ厳格な実施については次の通りである。

（1）成績評価（学修の成果に対する評価、単位認定）は、期末試験の成績のほか、授業参加への積極性、口頭発表の結果、提出されたレポート・課題の評価、中間試験の成績等を総合的に考慮して、これを決定することとしている。各授業の成績評価については、本「大学院法務研究科学則」第12条2項・3項及び4項に基づき、法務研究科において下記のとおり各評点の比率を決めて平準化し、厳格なものとしている

<配点基準> A：90点以上、B：80点以上90点未満、C：70点以上80点未満、D：60点以上70点未満、E：再試験による合格、F：60点未満（不合格）

<各評点の比率> A（90点以上）：15%、B（80点以上90点未満）：25%、C（70点以上80点未満）：40%、D（60点以上70点未満）：20%

ただし、各担当教員は、裁量により10%の範囲で上記比率を変更できるものとする。

また、各学年に進級制を設け、以下のとおり、一定の科目ないし単位数を取得できなかった

学生または一定の成績の平均点（GPA）に達しない学生については、上級学年への進級を認めない（本「大学院法務研究科学則」第14条）。

<第1学年>

学年に配当された全必修科目合計35単位以上の修得かつGPA1.5以上

<第2学年未修者コース>

学年に配当された全必修科目合計18単位の修得かつGPA1.5以上並びに第1学年の修得単位数との合計が65単位以上

<第2学年既修者コース>

学年に配当された全必修科目合計18単位の修得、合計取得単位30単位以上かつGPA1.5以上

課程修了の認定の基準および方法については、既に述べた通りである。

(2) 上記(1)の基準および方法については、以下のとおり学生に対して明示している。

・「法務研究科（法科大学院）履修案内」（平成23年度）p.26「成績評語」「GPA」、同p.27「進級・修了の要件」

・新入生ガイダンスにおける説明

・「学習指導委員」および在学生による履修申告に関する個別面談や助言

なお、各科目の具体的成績評価方法については、あらかじめシラバスに「4.成績評価」を設けて掲載し、同時に教育支援システムにおいても開示している。

(3) 期末試験の採点基準及び講評並びに成績評価基準等については、これを全教員及び全学生に対して公表し、客観性を担保すると同時に教育効果の促進に役立てている。なお、前記(1)の相対評価に関する比率を逸脱した場合には、担当教員より「学習指導委員会」に対して「理由書」の提出を求め、適宜再評価を要請するなどの対応を行っている。

2 - 35

再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、次の通りである。再試験は、評価には値するが合格点に達していない学生を対象として実施しており、出席が足りない、試験を放棄したといった学生は対象としていない。

必修科目の再試験の結果については、同一科目の複数の担当教員の合議により判定を行い、その結果、合格となった者についてはE評価、不合格となった者についてはF評価としている。以上の再試験実施基準および再試験受験者に対する成績評価方法については、「法務研究科（法科大学院）履修案内」（平成23年度）p.25「再試験」に明示している。

2 - 36

追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、下記に列挙する事由に該当するなど、やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった者に

対しては、学習指導委員会の許可を得たうえで、追加試験を実施している。

公共交通機関の遅延（要遅延証明書）、忌引き

病気や怪我（要診断書）

その他、学習指導がやむを得ないと判断したもの

なお、寝坊、時間間違い、アルバイト（仕事）、ボランティア活動などは追加試験の対象外としている。但し、例外的に、通常の授業時間と学期末試験時間とが異なっている場合に、時間間違いを犯した学生を救済した例がある。

追加試験の評価は、1ランク下げることとしている（上記の場合を除く）。

以上の追加試験実施基準および追加試験受験者に対する成績評価方法については、「法務研究科（法科大学院）履修案内」（平成23年度）p. 25「追加試験」に明示している。

2 - 37

進級を制限する措置については、各学年において、一定の科目もしくは単位数を取得できなかった学生または一定の成績の平均点（GPA）に達しない学生については、上級学年への進級を認めていない（本「大学院法務研究科学則」第14条参照）。これは、プロセスとしての教育の趣旨を徹底させるためであり、学生に対し短期的な到達目標を示すとともに、学年ごとに学生の適性をこまめに判定することとし、学生が自己の法曹としての適性をより早期に正確に見極めることを助けることをねらいとして設けられた制度である。より具体的には、第1学年において、この学年に配当された全必修科目35単位を修得し、かつ1.5以上のGPAを取得した者のみが第2学年に進級することを認められ、第2学年において、学年配当の全必修科目18単位を修得し、第1学年および第2学年の合計修得単位が65単位以上であり、かつ1.5以上のGPAを取得した者のみが第3学年に進級することを許される。

2 - 38

進級制限の代替措置の適切性については、進級制限を行っているため該当しない。

2 - 39

教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施については、2007年に「FD委員会」を再構成し、委員会規程を制定すると共に、「FD委員会」の課題・長期施策の検討等を行い、効果の測定・意見のフィードバックまで含めた具体的な諸FD活動を開始し、現在もその継続的な改良を重ねている。

具体的には、2007年度には模擬授業公開を公募・主催して、教員の教育技法の改善の手掛りを提供し、2008年度以降は、教員全員参加可能な授業相互参観制度の実施・改良、法学教育におけるWebの利用方法や科目領域毎・対象学生毎の教育方法等の工夫等のテーマを設定したパネル講演会の開催等を行い、執行部・「カリキュラム検討委員会」等に課題・改善策等をフィー

ドバックしている。

なお、各教員・研究会・委員会等の主催による（主として外国人研究者の）講演会等も、継続的に開催され、教員の資質向上に貢献している。

2 - 40

F D活動の有効性については、教育内容の一般的改善の為のF D活動が有効であったか否かについては、継続的な取組みの中で課題を解決していく必要があると思われる。

教員の授業参観では、参観者の参観レポートおよびそれに基づく被参観者へのフォローアップ調査とその結果についての本「法務研究科委員会」への報告等を通じて、教育内容及び方法の改善にある程度有効に機能していると言える。

成績評価については、F D活動を待つまでもなく、原則として厳格な相対評価制度を採用しているため、少なくとも必修科目において科目間の差異が著しく生じることは全くない。選択科目については、授業内容や履修者数に応じて臨機応変な対応をする必要があるため、相対評価を原則としつつ、やむを得ない事情で、相対評価基準を逸脱する場合には、その合理的な理由を付して「研究科委員会」で報告することを義務づけることによって適正な成績評価を担保している。さらに、同じ科目をクラスによって異なる教員で担当している場合においても、シラバスや成績評価基準は共通のものとして公表されており、特に問題点はない。

2 - 41

学生による授業評価の組織的な実施については、各学期終了時に匿名方式による授業評価アンケートを実施している。これは、本法科大学院のすべての授業科目について実施するものであり、授業履修者全員を対象として行われる。その実施のために3名から成る授業評価委員会が本法科大学院に設置されている。

アンケートでは、10項目ほどの質問に対してマークシート方式によって答えるとともに、授業についての感想・評価や提言等を自由に記入することができる。その結果は個別の授業毎に集計して公表される。公表の方式は教育支援システムへ掲載し、本研究科学生および教員が閲覧可能となっている。

公表の内容は、マークシートについては集計した数字そのものであるが、自由記入の記載事項については、授業評価委員会が誤解を招くおそれのある表現を修正した編集済みの文章である（編集を加えた上で公表する旨はアンケート実施の際に明示されている）。その理由は、学生が記した文章は、誤解や誤りを含むものが意外に多く、また評価の際に使用する言葉が必ずしも適切でなくそのままでは他の教員や学生の参考になりにくいものもあるからである。

2 - 42

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、次のような工夫

がなされている。すなわち、各授業担当者は学期末に実施した授業評価アンケートの結果についての所見をすみやかに授業評価委員会に提出しなければならない。その際には、当然のことながら、多数の学生が要望する改善事項があれば次期の授業からその方向で検討するのがあるいは何らかの理由によってそのような変更はできかねるのかを明らかにすることが期待されている。アンケートに記載された学生の要望もそれに対する教員の応答・不応答もすべて公開される。このようなアンケート内容の公表並びに授業担当者の所見の提出義務付けとその公表によって、学生の授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されている。この「アンケート結果」に対する学生の関心は極めて高く、履修登録の際の参考にされている。また教員にとっても授業に対する学生の一般的な姿勢や要望をよく知ることができ、次学期の授業改善に資するところが大きい。

2 - 43

教育内容及び方法に関する特色ある取組みとしては、教育方法に関する特色ある取組としては、1) BP・WP からなる先端・実務的ワークショップ・プログラムの実施・展開、2) 民法必修科目等における研究者教員と実務家教員の共同担当制、3) 多様なゲスト・スピーカーの招聘、4) 米国法を中心とした国際的な法曹基礎及び実務科目の英語による講義実施、5) より広範な領域・科目を提供する為の早稲田大学との単位互換制度の実施、6) 各学生の補習ニーズ等に応じた若手弁護士による実務家ゼミの提供、7) 海外の協定校からの教員派遣に基づく英語による講義実施（フランス・シアンスポ法科大学院）等々がある。なお、平成 22 年度の「改善報告書検討結果」において、「次回認証評価時に報告を求める事項」として報告する旨指摘された「フォローアップタイム」については、単位制の趣旨に鑑み、また法律基本科目偏重の弊を避けるために廃止した。なお、現在一部の科目については 2 コマ連続で開講しているが、これらの科目は隔週開講の形式で授業を行っており単位数と実際の授業時間数に差異はない。

[点検・評価（長所と問題点）]

2 - 16

課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮については、各学年の進行に応じて適切な配慮がなされていることは、第 1 学年においては必修科目である法律基本科目の習得により基礎を固め、第 2、3 学年で展開・先端科目等の選択科目の比率を高めるという履修プロセスがとられ、各学年における履修上の負担は、量的にも質的にも過度にならないように設計されており、他方で、一定基準以上の G P A を取得することを修了要件とすることにより、修了する学生の質の確保を図っている点に現れている。問題点は、特に見当たらず、評価に値しよう。

2 - 17

履修科目登録の適切な上限設定については、第 1 学年と第 3 学年について 6 単位標準より多く

履修することになっており、これにより、本研究科の用意する多様な展開・先端科目等の履修を行う機会が提供されており、それぞれの学生の興味関心等に応じた教育を受けることができるように促すものとなっている点に現れている。問題点は、特に見当たらない。

2 - 18

他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性については、他の大学院において修得した単位の認定は、本研究科の教育水準及び教育課程の一体性を損なわないように制度設計がなされている点に現れており、問題点は、特に見当たらない。また、平成 24 年度より、法学研究科との相互履修を実施することとなった点については、本法務研究科の教育水準及び教育課程の一体性を損なわないよう留意しつつ実施する必要があるが、実務と理論の架橋という点から評価に値しよう。

2 - 19

入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、本研究科の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないか、という基準によって判断されるのであるから適切なものであると判断される。問題点は、特に見当たらない。

2 - 20

在学期間の短縮の適切性については、法学既修者として出願する者に対し、法学未修者であれば第 1 学年において修得すべき科目と同一の憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法について入学試験を課すのであるから合理的な制度設計であり、問題点は、特に見当たらない。

2 - 22

法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備及びその効果的な実施については、法学未修者・既修者ともに、前記の通り適切な履修指導体制が整備・実施されており、評価に値しよう。なお、入学手続を済ませた入学予定者に対する履修指導は、「入学後のカリキュラム履修の円滑さを促進するガイダンス」に該当するものであってそれを超えるものではないので、問題点は、特に見当たらない。

2 - 23

教員による学習指導相談体制の整備と効果的な学習支援については、オフィス・アワー制度とクラス担任制度によって効果的に行われており、それ自体に問題点は、特に見当たらず、評価に値しよう。しかし、オフィス・アワー制度とクラス担任制度によってのみでは、1 クラス 30 名～40 名の学生について、その習熟度に応じた個別的指導が必ずしも十分に果たせていない点

は否定できない。次のアカデミック・アドバイザー・ヤティ・チング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施が求められる所以である。

2 - 24

アカデミック・アドバイザー・ヤティ・チング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、現状では、学生によって必ずしも有効に活用されているとはいえない状況にあるので、学生に対して制度の周知を行う必要がある。

なお、「実務家ゼミ」については、本法務研究科開設当初は、法学未修者1年生を中心とした法科大学院における学習についてこられない学生達、また、学生生活に種々の悩みを抱える学生達が法律学の基礎について手解きを受け、気軽に語り、相談できる場として構想されたものであったが、その後、学生の要望に応じて対象学年が2年・3年に及びに至って、2006年度には、新司法試験対策に偏っていると評価されかねない内容のものが登場するに至っていた。

前回の認証評価においては、「『2006年度弁護士ゼミ募集要項』では明らかに司法試験対策を内容とするものがあるが、貴法科大学院として、同ゼミをどのように位置付けるのかが明らかではないので、これを整理することが求められる。また弁護士ゼミについては「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」を準用することが示されたが、正規の授業のバックアップとして位置づける場合に、弁護士ゼミが何をなし得るかについてその具体的な対応の明確化が望まれる（評価の視点2-18）。」との指摘を受けた。

そこで、本法務研究科としては、法科大学院における学習についてこられない学生達、また、学生生活に種々の悩みを抱える学生達が法律学の基礎について手解きを受けつつ、気軽に語り、相談できる場としての基本構想を確認し、いわゆる再発防止ガイドラインの遵守を徹底すると共に、その担保の為の制度的・カリキュラム的改善を行った。

現在は、名称としては、「実務家ゼミ」と呼ばれるが、法務研究科のサポート的カリキュラムに実質的に附属し、組織的にも研究科委員会の指揮に従うものと捉え直し、2007年度末から、毎年、翌年度の担当実務家と「法務研究科委員長」及び「学習指導委員長」・同委員との意見交換会を開催し、構想・趣旨の確認、各ゼミの内容についての説明聴取・確認等を行った。その結果、2年・3年向きであっても、新司法試験対策を直接の目的とするゼミはなくなっている。各ゼミの内容は、参加者募集に際して、シラバスとして明示され、それに伴い、回数や授業の態様等も明瞭化ないし標準化がなされている。実務家の身分も、2009年度に助教(有期・非常勤)とすることとなり、研究科委員会のコントロールを受けることとなっている。

以上の経緯から、今日的には、「実務家ゼミ」については、助教(有期・非常勤)である若手弁護士が、正規の授業の理解に困難を感じる学生のバックアップを目的として、第1学年から第3学年の学年ごとに実施する学習支援として位置づけられる。各担当者の作成するシラバスは、「学習指導委員会」・「再発防止委員会」のチェックを受けており、正規の授業を中心

とした学習支援として、適切に実施されていると評価できよう。

さらに、前述のとおり、平成24年4月からは、大幅に制度の見直しを行い、法務研究科における正規の授業科目の進行について行くことができない学生、すなわち基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分に身につけていない学生、基礎的な知識は一定程度備わっているにもかかわらず、法律文書を作成する基本的な能力が身につけていない学生、その他、学習および学生生活につき種々の迷いや悩みを抱えているため正規の授業科目の受講に支障が生じている学生を対象として、法律学の基礎的理解、基礎的能力（法的思考能力・法律文書作成能力）の不足を補いつつ、気軽に語り、相談できる場を提供するために、正規の授業科目を補完する制度として、「学習相談会」、「授業サポート」および「学習支援ゼミ」からなる新たな「学習支援制度」を設けることとしたことは高く評価されよう。

2 - 25

正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、本法科大学院では、過去に生じた不適正行為に対する真摯な反省と再発防止のための具体的取り組みとして、「法務研究科教員による不適正行為の再発予防策」及び「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」を策定し、これらを遵守する体制を整えており、これらの仕組みを通して司法試験対策としての「受験指導」を厳に慎むこととしている。これにより、正課外での当法科大学院教員による司法試験受験対策に偏った教育の放逐について、厳しい態度でこれを徹底させている点は高く評価されてよいであろう。逆にあまりに過度に厳格な運用を行ってきたゆえに、本来なされるべき適正な法律文書作成能力の涵養をめざす教育に萎縮効果が現れているとの指摘も存するほどである。

なお、前述のとおり、平成24年4月からは、大幅に制度の見直しを行い、法務研究科における正規の授業科目の進行について行くことができない学生、すなわち基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分に身につけていない学生、基礎的な知識は一定程度備わっているにもかかわらず、法律文書を作成する基本的な能力が身につけていない学生、その他、学習および学生生活につき種々の迷いや悩みを抱えているため正規の授業科目の受講に支障が生じている学生を対象として、法律学の基礎的理解、基礎的能力（法的思考能力・法律文書作成能力）の不足を補いつつ、気軽に語り、相談できる場を提供するために、正規の授業科目を補完する制度として、「学習相談会」、「授業サポート」および「学習支援ゼミ」からなる新たな「学習支援制度」を設けることとした。

これらについては、「学習指導委員会」・「再発防止委員会」のチェックを受けつつ、適正かつ効率的な指導を行うことが求められるところである。特に、「学習支援ゼミ」については、「慶應義塾大学大学院法務研究科再発防止の基本方針」（2007年9月18日）、「法務研究科教員による不適正行為の予防策」（2011年4月18日改訂）、「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」（2011年4月18日改訂）を遵守し、再発防

止委員会の監督・指導を受け、日頃から、「受験指導」すなわち「新司法試験における解答作成の方法・技術の指導」を行わないように注意しなければならない。裁判文書、契約文書、法律意見書、その他法律実務家が関わる文書を作成するために必要な「法律文書作成能力」（法的問題や法的事例の解決を、限られた時間内に論理的な文章により展開する能力）が、必須の法曹実務能力に属することに鑑み、かかる能力が不十分と判断される履修者に対して、積極的に「法律文書作成能力」の育成、向上を目的とする指導・訓練を行うことが奨励されるが、その際に、「答案練習」（新司法試験での解答作成を念頭においた問題を用い、それを解答させるなどして行う新司法試験での解答作成の方法・技術を指導すること）等の「受験指導」とならないように心掛けることが求められる。担当者との打ち合わせでは、「法律文書作成能力」の指導については、随時、田中豊『法律文書作成の基本』（日本評論社）に準拠してこれを行うことが確認された。4月以降、厳格な運用が求められるところである。「再発防止委員会」は、すでに「学習支援制度」の大枠について、承認をなしており、今後は、個々に開講されるゼミについて適正な実施が行われているかチェックを行うこととしている。4月以降、厳格な運用が求められるところである。

2 - 26

授業計画等の明示については、次回認証評価申請時に報告を求める事項として指摘された「基礎演習（憲法）」については2010年度に限り設置された科目であったため現在は設置されておらず、また「民法」については、指摘に従って改善がなされたので、現在、問題点は、特に見当たらない。

さらに、前述のとおり、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとし平成24年2月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」（素案）」を公表し、平成24年度以降の本格的な検討に備えることとした。学生において、「固有の到達目標」と各授業計画との対比が可能となるよう準備を進めていることは評価されてよいであろう。

2 - 27

シラバスに従った適切な授業の実施については、現実に授業はシラバスに沿って行われており、適切な授業が実施されていると判断される。問題点は、特に見当たらず、評価に値しよう。

2 - 28、2 - 29

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、多くの授業では、レポート提出を求めたり、報告発表を課したりすることによって、学生が主体的にかかわる授業を構築・実現している。なお、授業時間中に法律文書作成指導が行われることがあるが、教員はそのような指導が授業内容と連続性をもち、体系的な授業のあり方と矛盾をきたさないように常に留意

しており、問題点は、特に見当たらない。

2 - 30

少人数教育の実施状況については、基本的には厳格に実施されており、評価に値しよう。なお、一部の選択科目で講義スタイルを採用している授業において、授業の実施に支障がないと教員が判断した場合、学生の希望を尊重して100名近い履修者数の授業が行われている例があるが、複数のクラスを設けるなどの可能な限りの対応をしており、問題点であるとまでは言えない。

2 - 31

各法律基本科目における学生数の適切な設定については、前記の通り適切に学生数が設定されており、問題点は、特に見当たらない。

2 - 32

個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定については、「ワークショップ・プログラム」においては、25人以下のクラス編成を原則としているのであり、学生数が適切に設定されており、問題点は、特に見当たらない。エクスターンシップの派遣についても、抽選・選考を行っており、問題はない。

2 - 33、2 - 34

成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示とそれらの客観的かつ厳格な実施については、それぞれにおいて基準に合致しており、問題点は特に見当たらない。

なお、成績評価基準の明示については、貴協会の2011年3月11日付「改善報告書検討結果（慶應義塾大学法科大学院）」においては、「大半の授業科目の成績評価基準が認証評価時と比して詳細に記述されており、改善が図られていることが確認できる」との評価がなされたものの、具体的には、「法務研究科（法科大学院）シラバス集（2010年度）」における「基礎演習（憲法）」（15頁）及び「民法」（16頁）を摘示して、「依然として成績評価基準が明確に示されていない授業科目も存する」との指摘をいただいた。

本法務研究科では、「法務研究科（法科大学院）シラバス集（2011年度）」を作成するに先立って、成績評価方法・基準の事前の客観的な提示の重要性を研究科委員会問うにおいて確認し、シラバスの作成依頼に際しては、例えば、期末試験・レポート・授業での発言の考慮比率を明示するよう要請するなどの対応をしたため、「法務研究科（法科大学院）シラバス集（2011年度）」における記載は、そのほとんどが改善されている。ただ、如何ながら、「民法」（15頁）に関しては、見落としたまま、「法務研究科（法科大学院）シラバス集（2010年度）」におけると同様の「学期末試験による。ただし、普段の授業における出席状況も考慮することが

ある。」との記載が残ってしまう結果となった。

今後は、この点を反省し、「法務研究科(法科大学院)シラバス集(2012年度)」の作成に向けて、改めて成績評価基準の明確化を周知徹底したいと考えている。

2 - 35

再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、基準・方法が明示されており、それが客観的かつ厳格に実施されているので、問題点は特に見当たらない。

2 - 36

追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、例外的に、通常の授業時間と学期末試験時間とが異なっている場合に、時間間違いを犯した学生を救済した例があるが、このようなケースにおいては、客観的な基準に基づいて学習指導委員会がその可否を決定しており、問題点とはいえない。

2 - 37

進級を制限する措置については、各学年において一定の科目ないし単位数を取得できなかった学生については、その学年で取得した単位を原則として無効とし(但しA又はBの評価を得た単位を除く)、最初から同一学年の単位取得をやり直させることにすることによって、漫然とした在学期間の長期化を行わせないようにしている点に、長所がある。問題点は特に見当たらない。

2 - 38

進級制限の代替措置の適切性については、進級制限を行っているため該当しない。

2 - 40

F D活動の有効性については、授業参観については参観レポートの提出率や被参観者フォローアップアンケートの提出率が高くなっている点が注目されるが、「F D研修講演会」の出席率の向上や、F Dに対する教員のなお一層の意識向上を図ることが必要に思われる。

2 - 41

学生による授業評価の組織的な実施については、前記の通り「授業評価委員会」によって適切に組織的に実施されており、また改善の努力を積み重ねてきたことは、評価に値する。問題点は、特に見当たらない。今後とも継続的な改善の努力をなすべきである。

2 - 42

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、アンケートに記載された学生の要望もそれに対する教員の応答・不応答もすべて公開されるのであるから、教育の改善につなげる仕組みが整備されていると、評価される。問題点は、特に見当たらない。今後とも継続的な改善の努力をなすべきである。

2 - 43

教育内容及び方法に関する特色ある取組みとしては、前記 1)から 7)までの特色ある取組みが実施されており、充実した教育内容および方法であると評価される。

[将来への取組み・まとめ]

2 - 16

課程修了の要件の適切性及び履修上の負担への配慮については、現状においては学年進行に従って適切な配慮が行われていると判断されるが、今後は、特に未修者について、追跡調査の結果を踏まえて、現状の制度設計の適切性について、検証を進めていきたい。さらに今後の法曹実務及び法曹教育の国際化に対応するためには、学生が在学中に留学し易くするような配慮が必要となる。本法務研究科の中長期の課題の一つである。

2 - 17

履修科目登録の適切な上限設定については、適切な上限設定が行われていると判断されるが、なお、学生にアンケート等を実施することによって、上限設定の適切性についてさらなる検証を行っていくことにしたい。

2 - 18

他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性については、他の大学院において修得した単位の認定は、本研究科の教育水準および教育課程の一体性を損なわないように制度設計がなされていると判断されるが、今後の具体的なケースの集積を待って、基準等の検証を進めていきたい。

2 - 19

入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、本研究科の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように認定方法を定めているが、今後の具体的なケースの集積を待って、基準等の見直しを進めていきたい。

2 - 20

在学期間の短縮の適切性については、現在の6科目に加えて行政法も試験科目とすべきかとい

う問題があるが、この問題は、法学未修者のカリキュラムの見直しと直結する問題であり、第2学年から行政法の授業を行うことの適切性については、課程修了時の行政法習得の目標達成についての判断を踏まえた上で検討していきたい。

2 - 22

法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施については、学部時代に法学を履修する機会を全く持たなかった法学未修者が学習上の困難に直面するケースが散見されるため、彼らに対してより効果的な履修指導体制を検討する必要がある。また、法学既修者に、受験指導的ではない学習支援体制をどのように組むのが適切かという問題は、今後もお検討していく必要がある。

2 - 23

教員による学習指導相談体制の整備と効果的な学習支援については、学生へのアンケート等を実施することによって、更に効果的な学習支援のあり方を検討していきたい。

2 - 24

アカデミック・アドバイザー・やティ・チング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、平成24年4月に新設された「学習支援制度」の適正な運用が課題となろう。同制度は、法務研究科における正規の授業科目の進行について行くことができない学生、すなわち基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分に身につけていない学生、基礎的な知識は一定程度備わっているにもかかわらず、法律文書を作成する基本的な能力が身につけていない学生、その他、学習および学生生活につき種々の迷いや悩みを抱えているため正規の授業科目の受講に支障が生じている学生を対象として、法律学の基礎的理解、基礎的能力（法的思考能力・法律文書作成能力）の不足を補いつつ、気軽に語り、相談できる場を提供するために、正規の授業科目を補完する制度として設けられたものであり、「学習相談会」、「授業サポート」および「学習支援ゼミ」からなる。これらの「学習支援制度」を適正かつ効率的に運用し、本法務研究科における学生の習熟度に応じた個別的な教育システムの構築を行うことが今後の課題であるといえよう。

2 - 25

正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、本法科大学院では、過去に生じた不適正行為に対する真摯な反省と再発防止のための具体的取り組みとして、「法務研究科教員による不適正行為の再発予防策」及び「教育指導上の不適正行為の防止のために法務研究科教員が遵守すべきガイドライン」を策定し、これらを遵守する体制を整えており、これらの仕組みを通して司法試験対策としての「受験指導」を厳に慎むこととしている。これにより、

正課外での当法科大学院教員による司法試験受験対策に偏った教育の放逐について、厳しい態度でこれを徹底させている点は高く評価されてよいであろう。ただ、あまりに過度に厳格な運用を行ってきたゆえに、本来なされるべき適正な法律文書作成能力等の涵養をめざす教育に萎縮効果が現れており、法律学の基礎的理解、基礎的能力（法的思考能力・法律文書作成能力）において不十分な学生が多数生じていることも否定しがたい事実である。今後は、新たに新設された「学習支援制度」を柔軟かつ効率的に運用する必要があるが、その際には、司法試験受験対策に偏った教育が決して行われることがないように徹底することが課題であることはいまでもない。

2 - 26

授業計画等の明示については、全授業担当教員に、より質の高いシラバスを明示するように啓発の機会を提供することが今後の課題である。

2 - 27

シラバスに従った適切な授業の実施については、ほとんどの授業はシラバスに沿って行われており、シラバスを実際に行った授業内容を踏まえて毎年度見直していくように、全授業担当教員に促すことが今後の課題である。

2 - 28

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、FDの効果的な実施等によって実践的な教育方法を開発していくことが今後の課題である。

2 - 30

少人数教育の実施状況については、一部の選択科目で講義スタイルを採用している授業において、授業の実施に支障がないと教員が判断した場合、100名近い履修者数の授業が行われている例があるが、このようなケースが不適切な教育内容になっていないかについて、検証していく必要がある。

2 - 31

各法律基本科目における学生数の適切な設定については、特に問題はなく、これまで通り、各法律基本科目については、学生数の適切な設置が行われるように、配慮していく必要がある。

2 - 32

個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定については、特に問題はなく、これまで通り、個別的指導が必要な授業科目については、学生数の適切な設置が行われるように、

配慮していく必要がある。

2 - 33、2 - 34

成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準並びに方法の明示、それらの客観的かつ厳格な実施については、現時点においては、基準・方法の明示や客観的かつ厳格な実施は適切なものと判断されるが、今後ともその運用については監視を続ける必要があるとともに、相対評価に関する比率等が適切なものであるかについて、検証することが課題となろう。

2 - 35

再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、再試験の基準および方法が適切なものであるかについて、再試験合格後の学生のその後の学習の進捗状況や成績等を検証して、その適切性について検討していきたい。

2 - 36

追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、例外的に、通常の授業時間と学期末試験時間とが異なっている場合に、時間間違いを犯した学生を救済した例があるが、このような救済の適切性について、今後検討していく必要がある。

2 - 37

進級を制限する措置については、1.5以上のGPAを基準として採用しているが、この基準が適切であるかどうかについて、基準ギリギリで合格となった学生のその後の学習の進捗状況や成績等を検証して、その適切性について検討していきたい。

2 - 38

進級制限の代替措置の適切性については、進級制限を行っているため該当しない。

2 - 41

学生による授業評価の組織的な実施については、現状のアンケート項目等で過不足はないかについて、検討を行って行きたい。

2 - 42

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、教員が学生の一般的な姿勢や要望に耳を傾けることによって、次学期の授業改善を行っているかを検証する方法について、検討して行きたい。

教育内容および方法に関する特色ある取組みについては、現在は早稲田大学と一橋大学との間でのみ単位互換制度が存在するが、早稲田大学については参加者を各科目3名までに制限していること、一橋大学とは全学的な制度ということもあり、本研究科学生にとって、学事日程および時間割上一橋大学の授業を履修することが不可能であることもあって、これまでのところ双方の法科大学院の授業科目を大幅に補完し強化する制度になっているとは評価し難い。しかし、将来的にはもっと参加者が増える可能性もあり、今後が注目される制度である。また、上記大学以外の大学とも同様の単位互換制度を設けるかにつきいずれ検討しなければならない。また、法学研究科との相互履修についても、本法務研究科の教育水準及び教育課程の一体性を損なわないよう留意しつつ、実務と理論の架橋という点から促進して行きたい。

2 - (3) 成果等

[現状の説明]

2 - 44

教育効果の測定に関して、本法科大学院では、「本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うこと」（本「大学院法務研究科学則」第 1 条）という理念の下、21 世紀の法化社会が必要とする法曹に求められる多様な幅広い人材の育成を行うべく、「国際性・学際性・先端性」を備えた法曹の養成に資するための高度な法学教育及び研究を実施することを教育目標としている（「法科大学院パンフレット」）。

そして、この教育目標を具体的に達成するために、本法科大学院では、「カリキュラム検討委員会」により、個々の授業の配置が、本法科大学院の教育理念である「国際性・学際性・先端性」を備えた法曹の養成に資するものとなっているかをチェックしている。

そのうえで、個々の授業を担当する全教員が、授業に先立って作成するシラバスにおいて、「授業の目的と到達目標」を明確に記載し、関連科目との関係における当該授業の位置づけを明らかにしたうえで、それを達成するための授業の方法、成績評価の方法を具体的に示し、全 15 回分の授業の内容と各回の到達目標を明確にしている。

さらに、前述のとおり、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとし平成 24 年 2 月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(素案)」を公表し、平成 24 年度以降の本格的な検討に備えることとした。学生において、「固有の到達目標」と各授業計画との対比が可能となるよう準備が進められている。

これを踏まえ、本法科大学院では、受講者による授業評価を実施し、教育効果の測定を行っている。授業評価の方法は、授業の終了に近い所定の期間内に、各担当者が授業評価アンケート用紙を配布し、各々の授業がシラバス記載の「授業の目的と到達目標」に従って進められていたかどうか、どの程度の教育効果が上がったかどうかを明らかにするために、全科目について実施している。この授業評価アンケートは、授業内容の分量・難易度（4 段階評価）、教員の説明方法（5 段階評価）、授業が法科大学院生としての学識・思考力の習得に役立ったかどうか（4 段階評価）、授業 1 回を受講するための予習時間（4 段階回答）、授業後の復習時間（4 段階回答）、および自由記述からなっている。受講生から授業評価が提出された後、前記 ~ について、の各々についてクロス集計を行い、全教員にフィードバックすることにより、受講生がどのような姿勢（予習、復習）で当該授業に臨み、その結果、どのような成果を残したかを確認することができるように工夫している。また、自由記述欄に記載された事項も、授業担当者に送付される（記載者の氏名は匿名とする。また、当該授業科目の授業評価に関係のない内容、他人を侮辱し又は中傷する内容など、授業評価委員会において、授業評価の目的に資することなく又は公表することが著しく不適當であると認めた内容は担当

者への送付内容から除かれる)。

これらの授業評価の送付を受け、授業を担当した全教員が、「授業評価に対する担当者の所見」を提出することになっている。その中で、授業評価についての各項目についての分析と意見、自由記載欄への記載内容に対する応答、改善方法の提示などを行っている。

授業評価の結果は、すべての教員および学生に対して公表され、透明性の確保が図られている。

これら一連の手順およびその実施に関しては、授業評価委員会が把握し、授業評価の趣旨が徹底されるように管理している。

これに加え、各教員は、予めオフィス・アワーを設けて公示し、学生のリクエストに応じて、授業内容の質問に答えたり、試験結果について受講生の答案を踏まえて個別説明を加えたり、学習相談に応じたりすることを通じて、個々の授業の効果の測定を行っている。

2 - 45

司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の

達成状況について、当法科大学院では、修了生の動向把握のため、修了後の連絡先等をはがきで登録することを促しており、この連絡先登録を通じて、修了生の動向把握に努めてきた。具体的に、この登録の対象項目は、修了者の氏名、住所、連絡先、新司法試験の結果、その後の希望進路であり、毎年、修了者の終了年度の新司法試験の合格とその後の動向の把握が可能となるはずのものである。しかしながら、現実には、修了生が登録に協力することにきわめて消極的なことから、修了生全体の動向を把握することからはほど遠いことが問題となっていた。そこで、2010年度から、修了生に対して、はがきではなくメールで登録できるシステムを採用しており、これによって、状況は大幅に改善され、2010年度は修了生240名のうち214名の登録(89.2パーセント)によって修了生の動向を把握することができるようになった。しかし、2011年度は、修了生の登録が大幅に減少し、修了生224名のうち、登録者数が75名(33.5パーセント)にとどまっており、修了生の把握に苦慮している。

修了生の新司法試験の合格結果については、とりわけ修了生の法科大学院在籍時の成績との関連を重視して、毎年秋にホームページで公表を試みている。

2 - 46

修了生の法曹以外も含めた進路の把握については、上記2 - 45に記載したとおり、修了生が終了後に自己の状況について登録する制度を備えている。この登録制度は、新司法試験の合格状況の把握だけでなく、修了生のその他の進路状況についても、一括して把握するシステムである。さらに、法科大学院協会が中心となって進めているジュリナビを用いた修了生の進路状況把握プロジェクトに参加している。

修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表について、修了生の進路の状況及び社会における活動の状況について、外部へ公表することは特段行っていない。ただ、毎年、新司法試験の最終結果公表に併せて、新司法試験の合格状況を詳細に分析し、修了生及び社会に対して、慶應義塾法科大学院の新司法試験の成果を公表していることは特筆すべきと考えている。この公表を通じて、単に新司法試験の合格率や合格数を公表するにとどまらず、それらの成果が法科大学院教育と密接に関連することを GPA と新司法試験の合格率との相関関係から明らかにし、さらに、修了生の最終的な新司法試験の合格率も算出して、70%以上の修了生が最終的な新司法試験に合格していることを公表している。

教育成果に関する特色ある取り組みについては、本法務研究科においては、開設以来、シラバスの策定と授業評価に力を入れてきた点を挙げることができよう。さらに、法務研究科では、中央教育審議会・法科大学院特別委員会の定める「共通的な到達目標」を踏まえた上で、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとした。平成 23 年度は、その準備作業として、複数名の法務研究科専任教員に、それぞれが担当する授業科目につき、実際に実施している授業のシラバスを元に、固有の到達目標を作成するためのたたき台としての素案を作成し、平成 24 年 2 月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(素案)」を公表し、平成 24 年度以降の本格的な検討に備えることとした。

[点検・評価（長所と問題点）]

教育効果の測定及びそのための仕組みの整備とその有効性については、以下のとおりである。

授業に先立ってのシラバスにおける「授業の目的と到達目標」の提示、それに従った毎回の授業の内容は詳細なものとなっており、学生がそれを見て毎回何を予習し、復習すればよいか直ちに分かるようになっている。

さらに、前述のとおり、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとし平成 24 年 2 月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(素案)」を公表し、平成 24 年度以降の本格的な検討に備えることとした。学生において、「固有の到達目標」と各授業計画との対比が可能となるよう配慮されている。

それを前提にして、授業評価アンケートの実施では、どの程度の予習・復習をした者が、授業内容の分量・難易度、教員の説明方法の分かりやすさ、授業が法科大学院生としての学識・思考力の習得に役立ったかどうかについて、それぞれどのような成果が上がったと判断してい

るかがについて、クロス集計によって判断できるようにされている。これに加え、自由記載欄への記載から、授業を担当した教員が、受講生にどの点が評価され、どの点についてどのような要望があるかを具体的に知り、将来の授業の改善につなげてゆくことができ、その点は「授業評価に対する担当者の所見」に反映されており、この授業評価システムは適切に運用されていると考えられる。

また、教員によるオフィス・アワーを活用した、個々の学生の授業の理解度・定着度の把握の機会も、頻繁に程度に利用されており、この点でも、一人ひとりの学生の個性に応じた教育効果の確認が行われている。

教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、原則として、すべての科目において絶対評価で目標達成を行っているかを判定し、その上で厳格な相対評価を行っており、中・長期での全体的及び個別的な教育効果の客観的な測定が可能となっている点にその有効性が現れていると評価できよう。問題点は、特に見当たらない。

2 - 45

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表については、メールによる登録によって、修了生の動向把握は大幅に改善できる可能性は2010年度の状況から明らかとなったが、修了生の自主性に委ねているため、修了生に登録を強く勧奨することが必要なことも2011年度の状況から明らかである。また、修了生が登録する時期次第で、新司法試験の結果が登録リストに反映されない状況がある。新司法試験の合格発表前に修了生が登録すると、新司法試験の結果が登録リストに反映されないためである。さらに、修了生がいったん登録しても、その後継続的な連絡が途絶えると、登録した翌年度以降の動向把握が困難になる。とりわけ、不合格者の場合には、登録年度の翌年度以降に合格したかどうかということが把握できないため、継続的な連絡体制の確立が必要なことも明らかである。

2 - 46

修了生の法曹以外も含めた進路の把握については、2-45でも述べた登録制度は、あくまで修了生の自発的な登録に依拠するため、修了生の自発的な協力なくしては機能しない。現状の登録数が必ずしも十分ではない点に、問題があることもまた、2-45での記述のとおりである。将来に向けて、修了生の進路をより確実に把握するために、修了生に登録への協力をより強く求める注意の喚起が何よりも重要と考えている。また、この登録を毎年更新するように促すことで、より実態に即した継続的な進路把握を可能とするように努めなければならない。法科大学院協会が中心となって進めているジュリナビを用いた修了生の進路状況把握プロジェクトに参加しているが、同時に、慶應義塾大学大学院法務研究科が独自に修了生の進路把握に努めるべきだと考えている。

修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表については、新司法試験の面での法科大学院の実績を公表することで、修了生の終了後の進路状況の大半を公表しているとはいえ。しかし、その他の進路状況を法科大学院として公表してはいないため、修了生全体の進路状況の公表という面では不十分さは否めないであろう。これは、法曹教育を主眼としつつも、広く社会に人材を送り出す法科大学院の実績と機能を明らかにできていないことと繋がる。まずは、修了生の進路把握を徹底した上で、その公表に努めたいと考えている。

[将来への取組み・まとめ]

教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、短期的な教育効果の測定のための小テストや課題レポートを科すことの有効性や授業評価（アンケート）の分析やオフィス・アワーを利用した個別的な質問等の状況分析を通じた把握が、教育効果を測定する仕組みとして有効かどうかについて、検証を進めていきたい。

これまでに蓄積されたアンケート等の実績を踏まえつつ、今後さらに教育効果を的確に測定し、将来の授業の内容・方法を着実に改善してゆくための方策として、修了生を対象としたアンケートの実施、終了からある程度時間が経過した後、法律家として活動している修了生へのアンケートまたはヒアリングの実施なども検討に値する。このように修了生や就職後ある程度仕事を経験した者の意見を反映することにより、本法科大学院の授業の内容や方法が、「国際性・学際性・先端性」を備えた法曹の養成という本法科大学院の理念に真に合致しているかどうか、また、長い目で見た場合に、どのような授業の内容や方法が本法科大学院の教育理念に照らして真に効果的であるかを的確に検証することができるものと考えられる。今後は、これらの取組みに向けて、さらに改善を図る所存である。

さらに、法務研究科では、中央教育審議会・法科大学院特別委員会の定める「共通的な到達目標」を踏まえた上で、個々の科目につき、「固有の到達目標」の策定を行うこととし、そのために平成 23 年度に学内の研究助成資金を獲得した。前述のとおり、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとし平成 24 年 2 月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(素案)」を公表し、平成 24 年度以降の本格的な検討に備えることとした。「固有の到達目標」の継続的な見直しが今後の課題となるであろう。

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表については、まず第一に、修了生に対して、法科大学院修了以前に登録制度を周知徹底して、登録制度に協力を促すことが必要である。また、登録時点为新司法試験の結果前の場合には、登録リストからは新司法試験の結果

が明らかとならないため、登録とともに、新司法試験の結果の登録についても協力を強く勧奨することが併せて必要である。

さらに、終了年度の新司法試験に合格しなかった修了生については、翌年以降にも継続的に新司法試験の結果や進路等について、登録ないしは個別連絡体制の確立によって、その状況把握に努めなければならない。また、新司法試験合格者についても、その後の進路について法科大学院が把握できるような体制の確立に向けて、工夫が必要である。

2 - 47

修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表については、修了生の終了後の進路を把握することに現在では大きな困難があることに問題の核心がある。この状況を改善し、修了生の進路を確実に把握した上で、それらの進路を公表することを通じて、法科大学院が現に果たしている人材養成の成果を広く社会に明らかにするように努めなければならないと考えている。

3 教員組織

[現状の説明]

3 - 1

専任教員数に関する法令上の基準の遵守については、本法務研究科の専任教員数は、2011 年度において 58 名（助教を含む）であり、法令上の基準（学生数 230 × 3=690 名ゆえ必要専任教員数は 46 名）を遵守している（「告示 53 号」第 1 条第 1 項）。

3 - 2

専攻に限った専任教員としての取り扱いについては、本法務研究科の各専任教員は、2011 年度において、1 専攻に限り専任教員として取り扱われている（「告示 53 号」第 1 条第 3 項）。

3 - 3

法令上必要とされる専任教員数における教授の数については、2011 年度における本法務研究科の専任教員 58 名の構成は、教授 51 名、准教授 5 名及び助教 2 名であり、その半数以上が教授で構成されている（「告示 53 号」第 1 条第 3 項）。

3 - 4

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、法務研究科のすべての専任教員について、基礎データ「教育・研究業績」（表 10）が示すとおり、1. 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者か、2. 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者か、3. 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者のいずれかに該当する。かつすべての専任教員がその担当する専門分野に関して、高度の指導能力を備えている点は、学生の授業評価のデータ（参照資料「授業評価アンケート結果」）および新司法試験における本法務研究科修了生の高い合格率が裏付けている。

3 - 5

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数については、次の通りである。2011 年度における本法務研究科の専任教員 58 名の構成は、基礎データ「教員組織」（表 5）が示すとおり、実務家教員 22 名、研究者教員 36 名であり、専任教員の約 3.8 割が実務家教員である。また、基礎データ「教育・研究業績」（表 10）が示すとおり、そのすべての実務家教員が、5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員である。これは、専任教員数のおおむね 2 割以上が、5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員であるとの、法令上必要とされる基準（「告示第 53 号」第 2 条）を十分に満たしている。

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置については、次の通りである。本法務研究科においては、2011年度、法律基本科目の各科目につき、専ら実務的側面を担当する教員を除いた専任教員が1名以上配置されている。具体的には、公法系7名（憲法に関する科目の専任教員4名、行政法に関する科目の専任教員3名）、刑事系9名（刑法に関する科目の専任教員4名、刑事訴訟法に関する科目の専任教員5名）、民事系24名（民法に関する科目の専任教員15名、商法に関する科目の専任教員5名、民事訴訟法に関する科目の専任教員4名）が適切に配置されており、これは、入学定員が200人以上の法科大学院に求められている基準（公法4名、刑事法系4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上）を充たしている。

法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への教員の適切な配置については、本法務研究科の場合、2011年度には、以下の通り専任教員を配置している。

法律基本科目の各科目については、公法系7名（憲法に関する科目の専任研究者教員4名、行政法に関する科目の専任研究者教員3名）、刑事系10名（刑法に関する科目の専任研究者教員4名、刑事訴訟法に関する科目の専任研究者教員2名、刑事系に関する専任実務家教員4名）、民事系24名（民法に関する科目の専任研究者教員7名、商法に関する科目の専任研究者教員2名、民事訴訟法に関する科目の専任研究者教員4名、民事系に関する専任実務家教員11名）を配置している。これに対して、非常勤の教員は、公法系0名（憲法に関する科目の専任非常勤教員0名）、刑事系3名（刑事法に関する科目の非常勤実務家教員3名）、民事系22名（民法に関する科目の非常勤研究者教員3名、民事訴訟法に関する科目の非常勤研究者教員1名、民事系に関する科目の非常勤実務家教員18名）であり、法律基本科目については、延べ132クラス分の科目に対して専任教員114名（78.1%）が担当しているので、80%前後は専任教員が担当するという基準を充たしている。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、専任教員として、労働法（研究者教員1名）、経済法（研究者教員1名）、租税法（研究者教員1名）、環境法（実務家教員1名）、知的財産法（研究者教員1名）、国際法（研究者教員1名）、アメリカ法（研究者教員1名）、EU法（研究者教員1名）、医事法（研究者教員1名）、企業法務（実務家教員1名）、金融法務（研究者教員1名、実務家教員2名）、渉外法務（実務家教員1名）を適切に配置している。

2011年度に開講した基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち、専任教員が担当しているのは180科目（63.2%）であり、20%前後は専任教員が担当するという基準を充たしている。

主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、「法科大学院パンフレット」が示す

とおり、2011 年度、本法科大学院では、法律実務基礎科目として、「民事実務基礎（模擬裁判を含む）」に 12 名の実務家教員（うち 3 名は専任教員）、「刑事実務基礎（模擬裁判を含む）」に 10 名の実務家教員（うち 5 名は専任教員）、要件事実論に 3 名の実務家教員（3 名とも専任教員）、法曹倫理に 6 名の実務家教員（うち 2 名は専任教員）を適切に配置している。エクスターンシップについては、法律事務所として 86 事務所、企業として 9 社、官庁として 6 省庁、及び法テラス 17 事務所が学生を受け入れている。各受入機関は、法律事務所においては弁護士、企業及び官庁については、組織内法曹（弁護士等）によって構成されている。専任の実務家教員 6 名及び研究者教員 3 名からなる「エクスターンシップ委員会」が、各受入機関及び派遣学生からの報告書を踏まえて、成績評価を担当している。

3 - 9

専任教員の年齢構成については、基礎データ「専任教員年齢構成」(表 8) が示す通りであり、2011 年度における本法科大学院の専任教員の年齢構成は、教育研究の水準の維持向上および教育研究の活性化を図る上でバランスの取れた構成となっている。具体的には、30 歳以下が 1 名、31 歳～40 歳が 7 名、41 歳～50 歳が 21 名、51 歳～60 歳が 22 名、61 歳～70 歳が 6 名、71 歳以上が 1 名である。

3 - 10

教員の男女構成比率の配慮については、専任教員 58 名中、女性は 6 名である。非常勤講師を含めると 22 名の女性が教壇に立っている。現段階では、優秀な人材を確保しつつ適正な男女構成比率を維持することができている。

3 - 11

専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、2009 年度から、有期助教（任期 3 年）として、法務研究科修士で新司法試験合格後、司法修習を終えた若手を 2 名採用している。専攻は民法、民事訴訟法であり、いずれも院生時代にリサーチペーパーを作成し、審査の結果、法務研究科の紀要である『慶應法学』への掲載が認められた気鋭の研究者であり、将来は、本法務研究科を含めた全国の法科大学院において、研究者教員として活躍することが期待される。

専任教員の補充についても、計画的に実施している。研究者専任教員については、新任人事として、2006 年度には 1 名新任教員を採用、2007 年度には前年度 1 名の専任教員が退職したが、1 名新任教員を採用、2008 年度には前年度 1 名の専任教員が退職し、2 名新任教員を採用、2009 年度は前年度前年度退職者及び新任は 0 名、2010 年度には、前年度 5 名の専任教員が退職し、1 名新任教員を採用、2011 年度には、前年度 2 名の専任教員が退職し、4 名新任教員を採用し、着任している。2012 年度については、民法（家族法）の専任教員（准教授）及び労働法の専任

教員（教授）の採用が予定されている。

実務家専任教員については、2011年度には、実務家専任教員22名（民事系12名、刑事系5名、企業法務1名、金融法務2名、渉外法務1名、その他1名）新任人事として2006年度は実施せず、2007年度には、前年度6名の実務家教員が退職し、9名の実務家教員を採用、2008年度には、1名の実務家教員を採用、2009年度には、前年度2名の実務家教員が退職し、1名の実務家教員を採用、2010年度には、前年度5名の実務家教員が退職し、5名の実務家教員を採用、2011年度には、前年度1名の実務家教員が退職し、1名の実務家教員を採用、2012年度については、実務家専任教員2名の採用が予定されている。

3 - 12

教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程については、次の通りである。

本法務研究科においては、教員の募集・昇格に基準及び手続きに関する規程については、法務研究科内に設けられた人事委員会の内規として、「研究者教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、「実務家専任教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、「研究者専任教員昇任人事内規」（2010年8月30日制定、同日施行）及び「実務家専任教員昇任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行）が定められている。

それ以前の本法務研究科の開設時期においては、運営委員会を中心として、本法務研究科・研究科委員会の「人事計画委員会暫定規程」（2006年5月15日制定、同日施行）及び本法務研究科・運営委員会の「研究者教員候補者推薦規程」（2006年5月15日制定、同日施行）に基づいて、研究者教員の採用並びに研究者教員及び実務家教員の昇格を行い、実務家教員の採用については、運営委員会の「申し合わせ」によっていたが、その後の安定期を迎えて、規程の整備を行い、2010年から、法務研究科内に人事委員会を設けて、専任教員の人事を行うこととした。

現在、人事委員会は、法務研究科の各種委員の一つとして位置づけられるが、運営委員会からの人事権限の委譲は、上記「人事計画委員会」が、2009年2月9日付の提案にかかる「『人事委員会』の概要」によって根拠づけられている。

罷免等を含む懲戒処分については、全学の賞罰規程に従っている。

3 - 13

教員の募集・任免・昇格に関する、規程に則った、法科大学院固有の専任教員組織の責任による適切な運用については、本法務研究科は、開設当初は、いわゆる人事権と予算権とを有し、多数の外部委員を含む「運営委員会」と、教学に関する事項等を管轄し、専任教員全員から成る「研究科委員会」との並存という他部局には見られない組織構造を採りつつ、伝統的な教授会自治原理に基づく慶應義塾の特徴ある人事慣行を最大限維持する為、教員の人事手続に関し

では、研究者専任教員の採用に関する些か複雑な規定を置いた上で、基本的に、「運営委員会」における申し合わせと、「研究科委員会」の下に置かれた人事計画委員会の議論とに基づいて行っていたが、2010年の組織改革により、人事に関する規程が整備され、法科大学院固有の専任教員組織である「研究科委員会」及び「人事委員会」の責任による教員の募集・任免・昇格が行われるようになった。

すなわち、新任人事及び昇任人事を司る「人事委員会」の委員は、「人事委員会規程」に基づき、「研究科委員会」が選出した専任教員15名によって構成される。具体的には、法務研究科委員長が、研究者教員と実務家教員の別、専攻の別等を考慮した上で、「人事委員会」委員の候補者リストを「研究科委員会」に提案し、「研究科委員会」委員による信任投票を行い承認する。「人事委員会」委員長は、「人事委員会規程」に基づき、同委員会委員によって互選される。

候補者の審査を行う小委員会については、人事委員長が、専攻及び研究者教員・実務家教員のバランスを考慮し、法務研究科の専任教員の中から5名（昇任人事については3名）を指名する。

研究者教員の新任人事については、「研究科委員会」の委員は意見を述べることができ、「人事委員会」は、業績審査小委員会の審査結果とともに、その意見を考慮して、採否案を決定する。

以上の組織は、「『人事委員会』の概要」（人事計画委員会による提案・09年2月9日）によって定立され、人事の手続きは、慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）人事委員会「研究者教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、同「実務家専任教員新任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定）、同「研究者専任教員昇任人事内規」（2010年8月30日制定、同日施行）及び同「実務家専任教員昇任人事内規」（2010年3月3日制定、2010年4月1日施行）によって、明確に規律がなされており、本法務研究科においては、それら規程等に則って、法科大学院固有の専任教員組織により責任をもって、専任教員の募集・任免・昇格に関して適切な運用がなされている。

具体的には、新たな組織及び手続きによって、2011年度には、憲法の専任教員1名、刑事訴訟法の専任教員1名、商法の専任教員1名及び租税法の専任教員1名を適正な手続きで採用している。2012年度については、民法（家族法）の専任教員（准教授）及び労働法の専任教員（教授）の採用が予定されている。

実務家専任教員については、2011年度には、1名（民事系）を適正に採用している。2012年度については、実務家専任教員2名（民事系）の採用が予定されている。

3 - 14

専任教員の授業担当時間の適切性については、基礎データ「専任教員の担当授業時間」（表9）が示す通り、2011年度の本法科大学院の専任教員（みなし専任を除く）の授業担当時

間の平均は 9.8 時間であり、みなし専任教員の授業担当時間の平均は 3.8 時間である。これは教育の準備および研究に配慮した適正な範囲内（多くとも年間 30 単位相当以内。みなし専任教員は 15 単位相当以内）にあるといえよう。

なお、2006 年度までは、法律基本科目の多くにおいては「フォローアップタイム制」が設けられていたが、その後、話し切れなかった授業内容の補足および質疑応答の為の若干の時間延長を認める制度（30 分以内）に変更された。しかし、2009 年度以降、フォローアップタイム制ないし授業延長の制度は、完全に廃止されており、専任教員の授業担当時間については、透明性が徹底され、適切にコントロールされている。

3 - 15

教員の研究活動に必要な機会の保障については、慶應義塾大学では全学的に「特別研究期間」制度（いわゆる「サバティカル」）が存し、法務研究科においても実施されることが当然に予定されているが、法務研究科の開設から完成年度に至る 2004 年度から 2006 年度までの間は、法務研究科の教育システムの安定・定着化を図るために、その実施が凍結されてきた。しかしその後、「特別研究期間制度規程」が改定され、2010 年度からの研究専念期間制度の運用が開始した。具体的には、2010 年度 1 名、2011 年度 1 名、2012 年度 2 名（予定）が、半年のサバティカルを取得している。

さらに、若手研究者教員の在外研究については、2009 年度に、学内基金（福澤基金）を取得し、2 年間の在外研究が認められていたが、これをより積極的に奨励すべく、2012 年 3 月に「法務研究科における若手研究者教員の在外研究（留学）に関する内規」を定め、若手研究者教員の在外研究に係る規則を明文化した。

なお、大学当局との交渉の結果、2013 年度から、「特別研究期間」(いわゆる「サバティカル」)については、2 年 2 名、若手研究者教員の在外研究のための基金である「塾派遣留学生」につき、4 年 1 名の枠を獲得した。

3 - 16

専任教員への個人研究費の適切な配分については、基礎データ「専任教員の個人研究費等」(表 12) が示す通り、慶應義塾大学では全学的にすべての専任教員に「特別研究費」、「教授用品費」等が支給され、また、各専任教員の申請に基づき、学事振興資金として、単年度または複数年度にわたり、様々なカテゴリーに応じて研究費が支給される。

3 - 17

教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、ワークショップ・プログラム等を中心に全ての科目について、ゲスト・スピーカーを招聘するための資金を確保しており、その資金を上限として、1 科目あたり 3 名までの招聘が認められている。

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、まず教育面については、授業評価の結果が公表され、授業内容を見直す契機となっている。さらに2008年度から、教員相互の授業参観を実施し、専任教員だけでなく、非常勤講師も含めた全教員が相互に授業参観を行い、相互に授業報告書及びそれに対する所見の提出を行い、教育活動の活性化及び活性度の評価する方法が整備されている。

研究面については、慶應義塾大学の専任研究者教員について、「慶應義塾研究者情報データベース」があり、法務研究科所属の専任教員も研究業績を相互にチェックすることが可能である。

理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するための教員組織に関する特色ある取組みについては、法律基本科目、法律実務基礎科目等、複数のクラスで同一内容の授業を行う科目については、頻繁に教員間の事前・事後の打ち合わせが行われ、理念・目的ならびに教育目標を達成するため、またカリキュラムに即した教育を実現するための試行錯誤が繰り返されている。

委員会としては、開設当初から、「カリキュラム検討委員会」が中心となって、研究科委員会の専任教員の意見を徴して、カリキュラムの見直しを不定期に実施している。さらに、2006年度にはFD委員会が組織され、FDへの組織的な取り組みが可能となっている。

また、慶應義塾大学大学院法務研究科は、法科大学院協会が平成22年9月に公表した「法科大学院における『共通の到達目標（コア・カリキュラム）モデル案』第二次案修正案」に準拠しつつ、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとした。平成23年度は、その準備作業として、複数名の法務研究科専任教員に、それぞれが担当する授業科目につき、実際に実施している授業のシラバスを元に、固有の到達目標を作成するためのたたき台としての素案を作成し、平成24年2月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」（素案）」を公表し、平成24年度以降の本格的な検討に備えることとした。

【点検・評価（長所と問題点）】

3 - 1、3 - 2、3 - 3、3 - 4、3 - 5

専任教員数に関する法令上の基準の遵守、**専攻に限った専任教員としての取り扱い**、**法令上必要とされる専任教員数における教授の数**、**教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備**、**法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数**については、いずれも特に問題ない。

3 - 6、3 - 7、3 - 8、3 - 9、3 - 10

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、**法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への教員の適切な配置**、**主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置**、**専任教員の年齢構成**、**教員の男女構成比率の配慮**については、いずれも特に問題ない。専任教員の年齢構成は、全体を見ると問題はないが、科目ごとにみると、たとえば民法など、専任教員の年齢構成にやや偏りがある科目が存する。

3 - 11

専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮については、まずは、2010年度から、本法務研究科の修了生から助教を採用し、専任教員の後継者の養成に本格的に着手したことは画期的であり、高い評価が与えられよう。助教は有期であり、3年の任期が終了後、直ちに本法務研究科の専任教員となるわけではないが、優秀な修了生を研究者教員として育成することは、大規模法科大学院の使命と考えている。

専任教員の補充については、労働法(2012年4月着任予定)・知的財産法(2013年4月着任予定)など、履修学生が多い展開・先端科目について、専任研究者教員の補充がなされていた点は、国際性・学際性・先端性という本法務研究科の理念からも評価されるべきであろう。他方、専任・他の解消により、憲法、商法、国際法など、専任教員の数が減った科目がある。

実務家専任教員については、元裁判官の採用が順調に軌道に乗っている点は、特筆すべきであろう。

3 - 12

教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程については、2010年に、教員の募集・昇格に基準及び手続きに関する規程が、法務研究科内に設けられた人事委員会の内規(「研究者教員新任人事内規」(2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定)、「実務家専任教員新任人事内規」(2010年3月3日制定、2010年4月1日施行、2010年10月18日改定)、「研究者専任教員昇任人事内規」(2010年8月30日制定、同日施行)及び「実務家専任教員昇任人事内規」(2010年3月3日制定、2010年4月1日施行)として整備された点は評価されるべきであろう。

3 - 13

教員の募集・任免・昇格に関する、規程に則った、法科大学院固有の専任教員組織の責任による適切な運用については、ここ数年の改革により、改善が進んだと評価できよう。

前回の認証評価においては、教員の人事手続に関する重要な規程の多くが未整備あるいは部分的に不明瞭であり、この点に関する明瞭かつ体系的な規程の整備が強く望まれるとともに、その運用において法科大学院固有の専任教員組織の責任による適切な人事が行われるよういっそうの配慮が求められるとの指摘をいただいた。

本法務研究科には、法人理事及び外部委員を含む「運営委員会」と、教学に関する事項等を管轄し、専任教員全員から成る「研究科委員会」との並存という他部局には見られない組織構造を採っているが、完成年度までは、迅速な教員人事を行うため、人事に関しては、「運営委員会」と執行部（「補佐会議」）によるトップダウンの形で進められてきた面が存する。研究科委員長も、「運営委員会」の議・推薦に基づき、塾長が任命することとなっていた。

しかし、完成年度を終え、安定期を迎えたことにより、研究科委員会の専任教員を中心とした人事システムに移行すべく改革が敢行された。すなわち、2007年10月に、研究科委員会構成員の提案に応じて、法務研究科の組織構造・ガバナンス構造について検討・答申する組織改革検討委員会が研究科委員会に設置された。同委員会委員5名は、研究科委員会における選挙により選出された。同委員会においては、運営委員会制度の存続等の当否についても検討されることとなったが、まずは、研究者専任教員の選任手続関連についての第一次報告書が纏められ、これが2008年6月に「研究科委員会」に提出された。また、「組織改革検討委員会」の審議と並行して、2008年4月からは「人事計画委員会」が「研究科委員会」側の自己改革案の作成にも着手し、人事手続に関する基本的な方針・組織等を纏めた「人事委員会」の概要案を2009年3月に研究科委員会に提出した。組織改革検討委員会の前記の報告書（答申）は、人事計画委員会の「人事委員会」の概要案と一致するところも少なくなかった為、最終的には、後者に可能な限度で反映させる形で採択された。この結果、2009年4月からは、「人事計画委員会」が発展的に解消して成った「人事委員会」が、上記「概要」に従った人事手続規定作りを含めて、活動を開始し、人事の必要性に応じて、2009年度末までに暫定規定に基づく人事を数件行った。そして2010年には、前項の「人事委員会」の内規を整備するに至ったのである。2011年には、規程に則った、専任教員組織の責任による適切な人事手続が進められたと評価できる。

なお、研究科委員長についても、2009年5月に研究科委員長候補者の選出に関する「研究科委員会規定」を整備し、2009年10月着任の委員長から適用され、「研究科委員会」の選挙が実施されている。

最後に「改善報告書検討結果〈慶應義塾大学大学院〉」（平成23年3月11日）において、「人事委員会を設置し、研究科委員長を含む教員の人事手続が整備されつつあることが認められるものの、依然として運営委員会と人事委員会の役割分担については、明確でなく、この点に関するさらなる検討と改善が望まれる」との指摘を受けた。この点については、「人事枠」が予算にかかわる問題であり、法人としての慶應義塾全体の意思決定にかかわるという点、外部委員を加えることにより意思決定の透明化及び多様性を確保するという点から、人事に関する最終的な意思決定権限を運営委員会に置いているに過ぎず、「人事枠」の中で、いかなる科目について、いかなる候補者を採用するかという実質的な人事権については、完全に「研究科委員会」及び「人事委員会」に委ねられていることから、法科大学院固有の専任教員組織の責任による適切な運用は十分に確保されていると考えている。

3 - 14

専任教員の授業担当時間の適切性については、特に問題となる教員はいないと言える。いわゆるフォローアップの問題については、本法科大学院発足からの経験を積み重ね、試行錯誤を経て、全面的な廃止となったが、自習（予習・復習）の奨励につながり、教育の効率性が向上したと評価できよう。

3 - 15

教員の研究活動に必要な機会の保障については、研究者教員のサバティカルの取得、若手研究者教員の在外研究の機会の付与が実現した点は、評価されよう。

3 - 16、3 - 17

専任教員への個人研究費の適切な配分、**教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備**については、特に問題ないと思われる。

3 - 18

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、まず教育面については、授業評価の結果の公表、授業参観の報告書及び所見の相互閲覧により、活性度を評価する方法が整備されてきたが、恒常的な改善を検討し、より一層の充実化を図ることが必要であろう。

3 - 19

理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するための教員組織に関する特色ある取組みについては、開設以来、複数のクラスの担当者間の打ち合わせが行われ、理念・目的ならびに教育目標を達成するため、またカリキュラムに即した教育を実現するための試行錯誤が継続して繰り返されている点は本法務研究科の特徴の一つである。

また、委員会としては、「カリキュラム検討委員会」、「FD委員会」、「授業評価委員会」、「エクスターンシップ委員会」等による組織的な取組みが定着化したことも評価に値しよう。

当面は、本法務研究科における固有のコアカリキュラムの策定が課題となるが、前述のとおり、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとし平成24年2月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(素案)」を公表している。

【将来への取組み・まとめ】

3 - 1、3 - 2、3 - 3、3 - 4、3 - 5

専任教員数に関する法令上の基準の遵守、**専攻に限った専任教員としての取り扱い**、**法令上必**

要とされる専任教員数における教授の数、**教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備**、**法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数**については、いずれも特に問題ないが、今後とも法令遵守に気をつけたい。

3 - 6、3 - 7、3 - 8、3 - 9、3 - 10

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、**法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への教員の適切な配置**、**主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置**、**専任教員の年齢構成**、**教員の男女構成比率の配慮**については、今後とも、中長期的な視野に立ったバランスのよい教員配置を心掛けるようにしたい。特に、科目ごとにみると、たとえば民法など、専任教員の年齢構成にやや偏りがある科目が存するので、年齢構成を意識した人事を進めたい。

3 - 11

専任教員の後継者の養成又は補充等に対する適切な配慮については、入学定員の削減を行ったことから、新規での専任教員の補充は決して容易くないが、引き続き、助教の採用を軌道に乗せること、専任・他の解消により、憲法、国際法など、専任教員の数が減った科目の補充を行うこと、国際化に向けて外国人教員の確保を行うこと、優秀な実務家教員を採用することが、課題となる。

3 - 12、3 - 13

教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程、**教員の募集・任免・昇格に関する、規程に則った、法科大学院固有の専任教員組織の責任による適切な運用**については、2010年に整備された規程に従った運用を定着化させることが課題となる。

3 - 14

専任教員の授業担当時間の適切性については、2013年度末の専任（兼担）の解消により、根本的な問題の多くは解決されるが、引き続き個々の専任教員ごとに適切性をチェックして行くことが課題となる。

3 - 15

教員の研究活動に必要な機会の保障については、研究者教員のサバティカルの取得、若手研究者教員の在外研究の機会の付与が実現した点は、評価されようが、今後は、その枠の効率的な活用を行うとともに、さらに枠自体の拡大に向けた努力も継続して行く必要がある。

3 - 16、3 - 17

専任教員への個人研究費の適切な配分、**教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備**につい

ては、特に問題ないと思われるので、現状の維持に努めるようにしたい。

3 - 18

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、まず教育面については、授業評価の結果の公表、授業参観について、恒常的な改善を検討し、より一層の充実化を図ることが必要であろう。

3 - 19

3-19 理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するための教員組織に関する特色ある取組みについては、当面は、本法務研究科における固有のコアカリキュラムの策定及びその公表、恒常的な見直しが課題となるところであるが、前述のとおり、慶應義塾大学大学院法務研究科の独自の理念に基づく法曹教育を目指すために、同研究科に固有の到達目標を策定することとし平成 24 年 2 月に「資料・慶應義塾大学大学院法務研究科における「固有の到達目標」(素案)」を公表し、平成 24 年度以降の本格的な検討が開始されている。

4 学生の受け入れ

[現状の説明]

4 - 1

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表については次のとおりである。

(受け入れ方針)

学生の受け入れ方針は、本法科大学院の教育理念に直接沿ったものとなっている。すなわち、本法科大学院の教育過程を経れば国際性・学際性・先端性を備えた法曹として社会を先導できると見込まれる人材を確保することが、受け入れの基本方針である。選抜方法等はこの方針に従って設定されており、志願者が将来上述のような法曹として社会で活躍するために十分な資質・潜在能力・意欲を備えているか否かを総合的に判断して選考を行っている。

(選抜方法および選抜手続きの適切な設定)

具体的な選抜方法および選抜手続きは次のとおりである。

【未修者コース(3年制)】

法学未修者コースでは、2段階選考を行う。第1次選考(書類審査)の合格者のみが筆記試験(小論文試験)を受験することができる。

第1次選考：出願時に提出された以下の1～3の書類で審査を行う。各資料を点数化し、上位者300名程度を第1次選考合格者とする。なお、志願者が300名に満たない場合でも選考は行う。

| | | |
|----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 適性試験(50%) | 日弁連法務研究財団が実施する「法科大学院全国統一適性試験」の成績を利用する。 |
| 2. | 学部成績(30%) | 出身大学の学部成績(在学期間中に取得した全授業科目の成績)を点数化する。 |
| 3. | 外国語能力(20%) | 提出された外国語能力証明書(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、韓国・朝鮮語、イタリア語の8言語のうちいずれかの外国語検定試験の成績)を点数化する。 |

第2次選考：第1次選考合格者に対し、小論文の筆記試験(150分)を行う。小論文試験および以下の資料5、6を点数化し、上位者から最終合格者を決定する。

| | | |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. | 小論文試験(50%) | 課題文を読み解く力、自然・社会・文化・人間等に関する問題意識の鋭さ・深さ、着眼点の良さ、論理の明快さ、論旨の説得力、文章の構成力・表現力、語彙の豊かさ、見解の独自性などを総合的に評価する。 |
| 5. | 志願者報告書(30%) | 志願者報告書(その他の資料がある場合はそれを含める)を点数化する。 |
| 6. | 学部成績(20%) | 上述参照。 |

【既修者コース(2年制)】

法学既修者コースでは、志願者全員に対し法律科目の筆記試験（マーク式、論述式の2種類）を行う。この試験は、1年次配当の必修科目を修得したものとみなすための認定試験を兼ねたものであり、法学既修者コースの選考において最も重視される。筆記試験では、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基本6科目について基礎的な知識、法的な思考能力を十分に身につけているか否かを判断する（論述式試験では、各科目について最低限必要とされる水準に満たない場合は、不合格とする）。

筆記試験の実施後、その結果および出願時の提出書類に基づいて、以下のステップに従って選考を行う。

第1ステップ：マーク式試験および以下の資料2～4を点数化し、上位者700人程度を選抜する。

| | | |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | マーク式試験 (50%) | 憲法・民法・刑法の3科目についてのマークシート解答方式の試験（試験時間40分）。憲法10問、民法10問、刑法10問を出題する。 |
| 2. | 適性試験(20%) | 日弁連法務研究財団が実施する「法科大学院全国統一適性試験」の成績を利用する。 |
| 3. | 学部成績(20%) | 出身大学の学部成績（在学期間中に取得した全授業科目の成績）を点数化する。 |
| 4. | 外国語能力(10%) | 提出された外国語能力証明書（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、韓国・朝鮮語、イタリア語の8言語のうちいずれかの外国語検定試験の成績）を点数化する。 |

第2ステップ：第1ステップで選抜された約700人について、論述式試験の採点を行い、上位者400人程度を選抜する。

| | | |
|----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. | 論述式試験 (60%) | 憲法・民法・刑法の3科目について、問い（事例を用いた問題など）に対してその解答を文章で論述する形式の試験（試験時間は3科目で150分）。本研究科が用意する六法の使用を認める。 |
| 6. | 論述式試験 (40%) | 商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3科目について、問いに対してその解答を文章で記述する形式の試験（試験時間は3科目で120分）。本研究科が用意する六法の使用を認める。 |

第3ステップ：第2ステップで選抜された約400人について、第2ステップでの得点および以下の資料7の点数により上位者から最終合格者を決定する。

| | | |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. | 論述式試験 + | 憲法・民法・刑法の3科目について、問い（事例を用いた問題など）に対してその解答を文章で論述する形式の試験（試験時間は3科目で150分）。本研究科が用意する六法の使用を認める。 |
| 6. | 論述式試験 (80%) | |
| 7. | 志願者報告書 (20%) | 志願者報告書（その他の資料がある場合はそれを含める）を点数化する。 |

なお、2010年度入学試験（2009年度9月実施）までは選考手続きの各段階・各ステップにおける選抜基準人数が現在よりも多く、また、2011年度入学試験（2010年9月実施）までは大学入試センターの実施にかかる適性試験も併用していたが、入学定員の削減および適性試験の一本化に伴い、それぞれ2011年度入学試験および2012年度入学試験から上述のような選抜方法に改正されている。

（選抜方法および選抜手続きの公表）

以上の選抜方法および選抜手続きは、各科目ごとの重み付けの割合や、「論述式試験」の各科目につき最低限必要とされる水準に満たない場合は不合格となることなどの詳細な点も含めて、すべて「入学試験要項」、「法科大学院パンフレット」およびホームページにおいて公表している。選抜方法・選抜手続きに実質的な変更が加えられる場合は、「入学試験要項」が入学試験実施日の3か月前頃にできあがるのに先立ち、実施年の1月中旬にはホームページ上で公表することとし、さらに数次にわたって開催される法科大学院説明会においても情報提供を行って、早期の周知を徹底している。

4 - 2

学生の適確かつ客観的な受け入れについては次のとおりである。

（評価基準の適確さ・客観性）

評価基準の客観性が問われうる科目のうち、学部成績については、大学や学部の違いにかかわらず成績評価には学業に対する意欲の強さおよびそれを成果に結実させる資質の有無が現れているという観点から、大学や学部が異なる場合も含めて客観性の認められる評価基準にしたがって点数化をしている。

外国語能力については、各外国語能力検定試験の成績・級を5つのランクに振り分けて点数化しているが、異なる外国語間や同一外国語内での異なる検定試験間での振り分け基準の適確なすり合わせが必要であるところ、各種検定試験における試験方法の変更などについて情報収集を行うとともに、関係外国語の専門家の意見を徴するなどして、評価基準の見直しの必要性について毎年検討を行い、その客観性の維持に努めている。

「志願者報告書」については、その性質上、形式的な基準のない総合評価がなされ、志願者の特性や人間性を評価するための機会であることから採点者の裁量の幅をある程度認めることがむしろ望ましいといえるが、採点者の違いによる点数のばらつきが大きくなるという意味で全体として客観性の高い評価が維持されるよう工夫している。

以上のように、あらゆる科目について点数化を試みることで評価の客観性を保ち、それを後述するように機械的にコンピュータ処理することで、最終的な合否判定においても主観的・恣意的な判断が介入しない仕組みとなっている。なお、未修者コースの選抜において、法学知識の有無と対応した評価基準はとられていない。

(個別の評価行為の適確さ・客観性)

各科目の採点においては、機械的に判定されるべきものについては複数回の確認作業を行い、採点者の裁量の余地のある科目については複数人による評価作業を行うことによって、可能な限り客観的な評価が実現するようにしている。さらに、小論文試験および法律科目の論述式試験については、匿名化した答案に受験番号とは異なる番号を割り振るなどして、恣意的な評価ができない仕組みをとっている。

(合否判定の適確さ・客観性)

選抜手続きの各段階・各ステップにおける選抜および最終的な合格者の選抜に際しては、コンピュータ処理によって自動計算された合計得点の上位から、機械的に合格の判定を行っている。合否の結果は、インターネットの専用サイト(パソコンおよび携帯電話でアクセス可能なもの)および電話応答システムによる通知を中心とし、補助的に電子郵便による通知を用いて、合否情報の連絡を徹底している。2011年度入学試験(2010年9月実施)までは、掲示板による合格発表を併用していたが、全学レベルで個人情報保護の観点から合格情報を一覽掲示しないこととなったのに合わせて、2012年度入学試験(2011年9月実施)からこれを廃止した。補欠合格者については、合計得点の上位から順に10名程度ずつをグループ化し、入学許可者の入学手続状況等を見据えながら、順次上位のグループからグループごとに繰り上げの決定をし、個別に通知を発送して入学許可を与えている。なお、合格判定および補欠合格者の繰り上げ決定に際しては、受験生の氏名は参照できない仕組みをとっている。

4 - 3

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については次のとおりである。

(学生募集方法について)

前述のとおり、入学試験の詳細については、試験実施日の約9か月前からホームページで公表している。さらに、4月から6月までの間に合計3回の法科大学院説明会を開催し、その年の9月に実施が予定される入学試験についての説明を行っている。学内で行われる説明会であるが、ホームページで日時および会場を告知しており、学外の志望者も出席することができる。これは一方的な情報提供の場ではなく、より良い入学試験の実施に向けた情報収集の機会とも位置づけて、質疑応答を通じ入学試験に関する疑問や要望も聞いている。

(入学者選抜方法について)

入学試験の実施日は、毎年9月上旬(4日~12日)の日曜日に固定しており、志願者の受験準備や他の法科大学院の受験との調整が容易になるよう配慮している。

外国語能力については、外国語検定試験の成績証明書等を提出するよう求めているが、検定試験の受験機会の不平等が生じないように、受験可能な試験の回数を多くすべく、8言語の外国語それぞれにつき証明書を受け付ける検定試験を複数定めるとともに、証明書の有効期間を、英語については2年間、検定試験の実施頻度が相対的に低い他の外国語については3年間とし

ている。なお、2012年度入試(2011年9月実施)においては、東日本大震災の影響で外国語検定試験が受験できなかった志願者を対象に、外国語能力証明書の提出期限を延長する救済措置をとった。

適性試験についても、2011年度入学試験(2010年9月実施)までは、受験機会の確保という観点から、大学入試センターが実施する法科大学院適性試験および日弁連法務研究財団が実施する法科大学院統一適性試験のいずれの証明書の提出も認めることとしていた。

(根拠・参照資料)

・平成24(2012)年度慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)入学試験要項(pp.8-13)

4 - 4

入学者選抜における競争性の確保については次のとおりである(詳細は、法務研究科入学試験等総括表を参照されたい)。

| 年度 | 区分 | 募集人数 | 志願者数 | 受験者数 | 入学許可者総数 | 志願倍率 | 受験倍率 |
|------|----|------|-------|-------|---------|------|------|
| 2012 | 未修 | 約70 | 250 | 238 | 110 | 2.27 | 2.16 |
| | 既修 | 約160 | 1,163 | 1,044 | 303 | 3.84 | 3.45 |
| | 合計 | 230 | 1,413 | 1,282 | 413 | 3.42 | 3.10 |
| 2011 | 未修 | 約70 | 316 | 298 | 111 | 2.85 | 2.68 |
| | 既修 | 約160 | 1,296 | 1,178 | 312 | 4.15 | 3.78 |
| | 合計 | 230 | 1,612 | 1,476 | 423 | 3.81 | 3.49 |
| 2010 | 未修 | 約80 | 421 | 318 | 140 | 3.01 | 2.27 |
| | 既修 | 約180 | 1,322 | 1,190 | 335 | 3.95 | 3.55 |
| | 合計 | 260 | 1,743 | 1,508 | 475 | 3.67 | 3.17 |
| 2009 | 未修 | 約80 | 463 | 318 | 154 | 3.01 | 2.06 |
| | 既修 | 約180 | 1,274 | 1,160 | 343 | 3.71 | 3.38 |
| | 合計 | 260 | 1,737 | 1,478 | 497 | 3.49 | 2.97 |
| 2008 | 未修 | 約80 | 572 | 330 | 137 | 4.18 | 2.41 |
| | 既修 | 約180 | 1,431 | 1,309 | 298 | 4.80 | 4.39 |
| | 合計 | 260 | 2,003 | 1,639 | 435 | 4.60 | 3.77 |

志願倍率 = 志願者数 / 入学許可者総数

受験倍率 = 受験者数 / 入学許可者総数

既修者コースについては一定の競争性が維持されているのに対して、未修者コースにおける競争性は年によっては相当程度低いものとなっている。特に、未修者コースの第1次選考における不合格者数は、2011年度入試で16名、2012年度入試で9名であり、上位者の選考ではなく、著しく評価の低い者を外す機能しか果たしていないのが実情である。このことに適切に対応するためには、未修者コースの入試制度のみならず、未修者教育のあり方全体を抜本的に見直す必要があると思われる。

入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施については次のとおりである。

入学者選抜試験に関する決定は、最終的には法科大学院「研究科委員会」が行うが、細目については「入試委員会」に委任され、「入試委員会」が業務の実施を担当する。「入試委員会」は、委員長を研究科委員長が兼任し、事務長、補佐、コンピュータ、庶務および会計の5名の専任教員が毎年任命される。任期は2年であるため、毎年10名の入試委員が委員長の下で入試委員会を構成することとなる。2年目の5名の委員が分掌業務の責任者となり、1年目の委員5名はその各責任者の補佐にあたり、業務を修得して、翌年の責任担当を引き継ぐこととなる。

9月に行われる入学試験の実施自体に関しては、事務側との協力体制およびコンピュータシステムの稼働体制が、業務実施体制の中核となる。

前者は、三田キャンパス入学センターおよびそこに設置された大学院入学試験係を中心とする協力体制であり、学内の入試業務全般を司る部署による安定的な協力・バックアップが得られている。

後者の体制は次のようなものである。本学学部の入学試験では、多人数の受験生の合否判定を適正、迅速かつ安全に行う必要があることから、全学レベルの入試コンピュータ処理に関する委員会が入試業務用コンピュータシステムの開発・管理・運営を担当している。これは、全学委員会が管理するコンピュータシステムを各学部が利用する体制にすることで、各学部によるコンピュータ処理を監視し不正行為等を防止して、入試業務の適正化・公正化を図るとともに、入試担当者の潔白を証明するシステムである。

本法科大学院も当初からこの全学委員会に参加して、全学委員会が管理するコンピュータシステムにより入学試験の業務処理を行っている。本塾大学が開発・管理・運営するコンピュータシステムを利用することによって、本法科大学院の入試業務はすべて学内第三者機関である全学委員会によって監視されており、恣意的な操作を行う余地は全くなく、入試に際して行ったコンピュータ処理はすべて記録として保管されているため、それを検証することによって恣意的な操作のないことが事後的にも証明できるようになっている。

以上のような入試業務の実施体制は、おそらく現在本学において考えられる限りもっとも公正・適正かつ安定的な業務の実施を実現するものである。

各々の選抜方法の適切な位置づけと関係については次のとおりである。

すでに述べたとおり、本法科大学院は、未修者コース（3年制）と既修者コース（2年制）とで別個の選抜方法をとっているが、両者には共通する部分と相異なる部分とがある。

【未修者コース】

| | | |
|---------------|-------|-----|
| 第1 次 選考 | 適性試験 | 50% |
| | 学部成績 | 30% |
| | 外国語能力 | 20% |

| | | |
|---------------|--------|-----|
| 第2 次 選考 | 小論文試験 | 50% |
| | 志願者報告書 | 30% |
| | 学部成績 | 20% |

【既修者コース】

| | | |
|------------|--------|-----|
| 第1 ステップ | マーク式試験 | 50% |
| | 適性試験 | 20% |
| | 学部成績 | 20% |
| | 外国語能力 | 10% |

| | | |
|------------|-------|-----|
| 第2 ステップ | 論述式試験 | 60% |
| | 論述式試験 | 40% |

| | | |
|------------|--------|-----|
| 第3 ステップ | 論述式試験 | 80% |
| | 論述式試験 | |
| | 志願者報告書 | 20% |

(共通部分)

共通するのは、未修者コースの第1次選考および既修者コースの第1ステップにおいて、いずれも 適性試験、 学部成績、 外国語能力を考慮する点、ならびに、未修者コースの第2次選考および既修者コースの第3ステップにおいて、いずれも 志願者報告書を評価対象とする点である。これらは、本法科大学院における教育課程を経た後に国際性・学際性・先端性を備えた法曹として社会を先導することとなるための十分な資質・潜在能力・意欲を備えているか否かを判断するものであり、本法科大学院の理念に基づくものであって、コースの違いによらないものである。確保すべき人材の多様性に応じて、未修者コースでは法学以外の分野や社会経験を通じて涵養された資質と能力に、既修者コースでは多様な能力の開発に挑み多様な問題意識を持って学部生活を過ごしたか否かに、それぞれ評価の焦点が当てられるという違いがあるにすぎない。

また、配点の割合は、未修者コースの第1次選考においては、 適性試験が50%、 学部成績が30%、 外国語能力が20%であるのに対して、既修者コースの第1ステップにおいても、「マーク式試験」を除いた部分においては、 適性試験が40%、 学部成績が40%、 外国語能力が20%であり、「マーク式試験」は、限られた時間内で文意を読み取り論理的思考を行って正確に判断する内容である点で適性試験の要素も含むものであることを考慮すると、両コース間での各科目の配点割合はほぼ一致するといっていよい。「志願者報告書」についても、両コースとも当該段階・ステップにおける20~30%の配点割合での評価がなされ、ほぼ同様の重みが与えられている。

(相違部分)

相異なるのは、未修者コースでは小論文試験が課されるのに対して、既修者コースでは法律科目試験が課される点である。これは、両コースのカリキュラムの異同によるものである。

本法科大学院では、既修者コース(2年制)の1年目は未修者コース(3年制)の2年目と全く同じカリキュラムとなっている。したがって、既修者コース(2年制)には、未修者コースの2年目(標準型2年次)に編入できる資質と能力のある志願者だけが入学を許されるべき

こととなり、既修者コース（2年制）の入学試験では、未修者コース（3年制）の1年目（標準型1年次）のカリキュラム内容を修得したものと評価できる志願者の選抜が必要となる。

本法科大学院の未修者コース（3年制）の1年目は、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の法律基本科目6科目を必修科目として課しているため、既修者コース（2年制）の入学試験でも上記法律6科目の法律科目試験を課している。そして、未修者コース（3年制）1年目の上記必修科目の単位数は、憲法5単位、民法12単位、刑法5単位、商法5単位、民事訴訟法5単位、刑事訴訟法3単位であり、これは、従来の大学法学部の標準的なカリキュラムにおいて履修が求められている法律基本6科目の最低限度の単位数にほぼ対応すると考えられることから、既修者コース（2年制）の入学試験における法律科目試験の内容は、大学法学部の標準的な卒業（見込み）生を念頭においたものとするのが相当である。そこで、単なるマーク式試験や知識の記憶だけで解答ができるような試験により志願者の資質を測るのではなく、法律基本科目6科目のすべてについて論述式の試験を課して、できる限り法的な思考能力を評価できるように工夫を凝らしている。

以上に対して、未修者コース（3年制）の入学試験では、法学部で修得する法的な素養を考慮することはせず、むしろ、法学以外の分野や社会経験を通じて涵養された資質と能力を最大限に評価して、志願者に法曹への新たな途を提示することが目指されている。そのための判定資料として、外国語能力や「志願者報告書」のほか「小論文試験」が課されているのは、上述のとおりである。

4 - 7

公平な入学者選抜については、本法科大学院では特定の優先枠は設けていない。各科目における評価基準、個々の評価行為および合格判定手続きがすべて客観性を有し可能な限り恣意を排して公平なものとなっていることは、前述のとおりである。

内部進学者を優遇する余地のない入学試験システムが適正・公正に運用されていることを示す格好の例が、本法科大学院の入学試験における本学出身者の合格割合である。入学許可者に占める慶應義塾大学出身者の割合は、2008年度入学試験で30%、2009年度入学試験から2011年度入学試験では29%、2012年度入学試験では28%にとどまっている。

他の例として、本法科大学院入学試験の合格者の出身大学にはかなりばらつきが見られることが注目される。2008年度入学試験では、その出身大学は国内30大学に加えて海外の大学（6名）にわたっており、2009年度入学試験では国内37大学、海外の大学（3名）とさらに広がり、2010年度入学試験では国内44大学、海外の大学（3名）、2011年度入学試験でも国内36大学、海外の大学（4名）、2012年度入学試験でも国内40大学、海外の大学（3名）と広がりを維持している。これは、多様なバックグラウンドをもつ優秀な人材を広く集めようとする本法科大学院の入学試験の理念が反映していると同時に、入学試験の運用が公正で、特定の出身・背景にとらわれていないことを何よりも雄弁に物語っている。

適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価等については次のとおりである。

前述のとおり、適性試験の成績は、未修者コースの第1次選考において50パーセントの配点割合で、既修者コースの第1ステップにおいては20パーセントの配点割合で、それぞれ考慮している。また、既修者コースの第1ステップにおける「マーク式試験」は、40分で30問という厳しい時間的制約の中で文意を読み取り論理的思考を行って正確に判断することを求めるものであり、法的知識だけでなく適性試験で問われる資質をも問うものとなっている。さらに、「志願者報告書」の評価は、人間性というレベルにおいて志願者の適性をみるものである。

志願者の適性を測る際には適性試験が第一に重視されるべきであるが、それ以外の資料も用いて総合的な判断を行うこととしているため、いまのところ適性試験の成績について最低基準点を設けることはしていない。そして、入学許可者における適性試験の最低点は、下記のとおり、適性試験の下位15%の得点を下回るような者が、2011年度入試において3名合格した。選抜方法の見直しを検討することができるよう、事態を注視する必要があるとともに、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績、新司法試験の成績などとの関係について、調査を進める必要がある。

| 入試年度 | 下位15%以下に属する入学許可者数 | 入学許可者の適性試験最低点 |
|--------|-------------------|------------------|
| 2009年度 | 0人 | DNC46点 財団127点 |
| 2010年度 | 0人 | DNC40点 財団144点 |
| 2011年度 | 3人 | DNC36点 財団144点 |

法学既修者の認定基準及び認定方法並びに認定基準の公表については次のとおりである。

本法科大学院では、必修科目の全科目について単位を修得することが進級要件となっている。そこで、未修者コース（3年制）の1年目のカリキュラム内容を修得したものと評価できる志願者の選抜が必要となる既修者コースの入学試験においては、未修者1年次配当の必修科目全科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）について「論述式試験」を課し、2011年度入試（2010年9月実施）から、毎年各科目ごとに最低限必要とされる水準に対応した最低基準点を設定して、1科目でもそれに満たない者は合計得点の如何を問わず不合格とする扱いにしている。これは、「入学試験要項」、「法科大学院パンフレット」およびホームページで事前に公表されている。

なお、2011年度入試（2010年9月実施）および2012年度入試（2011年9月実施）においては、第1ステップを通過した志願者約700名のうち、各科目ごとに約40～50名がこの基準点に達せず不合格となっており、そこに最低基準点が実質的に機能していることが現れている。

4 - 10

学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立については次のとおりである。

従来、学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証を行ってきたのは、「入試委員会」である。「入試委員会」はその業務を通じて入学試験のあらゆる資料と結果を保管・管理しており、毎年の入試業務を通じて全体的な志願者の動向や合格者の動向を把握し、翌年の業務に備えて反省と改善に取り組んでいる。これまでになされた入学試験の内容・手続きの変更は、まさにそうした反省と改善に対する入試委員会の取り組みが反映されている、その成果といえることができる。

もっとも、本法科大学院の設立から8年が経過したいま、入学試験結果と法科大学院の学業成績、そして新司法試験の合格等との関連性を多面的に検証した上で、長期的視野に立って入学試験制度のあり方を見直すため、「入試委員会」のほか、在学生に対する学習指導を司る「学習指導委員会」や、修了生を追跡・支援する「修了生フォローアップ委員会」からの情報提供も受けつつ、それらの日常業務からは独立して専ら上記検証・見直しを行う独自の組織体制が必要である。そのような組織として、平成23年10月に「追跡調査委員会」が設置され、活動を開始した。平成24年3月2日の「研究科委員会」において第1回の追跡調査の報告がなされ、それを踏まえて「入試制度改革検討委員会」が組織され、同委員会は、平成24年3月21日に、「慶應義塾大学大学院法務研究科における入試制度の見直しに関する基本方針(案)」を策定した。そこでは、「入試制度の見直しに際しては、新たな法曹養成システムの中核となる法科大学院の理念および慶應義塾大学大学院法務研究科の理念に立ち返り、入試制度のみではなく、入学後の法科大学院における教育、新司法試験および司法研修所における司法修習との連続性を意識しつつ、多元的かつ重層的な理念の、柔軟かつ実効的な実現を可能とする多様な制度をめざすものとする」との基本方針の下、「追跡調査において法科大学院入学後の成績及び新司法試験合格との相関が相対的に高いと見積もられた適性試験を中心に、各科目の配列および配点を見直す」、「国際性・学際性・先端性につきその潜在的な能力を有する学生を重点的に選考する制度または実施方法を検討する」などの見直しが提言されており、今後、平成26年度入試（平成25年度実施）に向けて、「入試委員会」において、具体的な入試改革案が検討されることになる。

4 - 11

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮については次のとおりである。

本法科大学院の未修者コース（3年制）の入学選抜方法は先に見たとおりであり、法学的な素養は一切評価の対象とすることなく、むしろ、大学学部や社会人経験において培った多様な知識や経験、技能や能力を多面的に評価するように努力している。適性試験や学業成績の評価はもとより、外国語能力、「小論文試験」、「志願者報告書」の評価を通じて、志願者のバックグラウンドに目配りをした入学選抜方法を採用しているのである。

こうした本法科大学院での入学選抜方法の根本的な変更がないにもかかわらず、合格者の非法学部出身者および大学既卒者の減少傾向が現れている。これは、本法科大学院だけではなく、広く一般的に、非法学部出身者または大学既卒での社会人経験を持つ志願者自体の全体的な減少傾向が指摘されているところである。

法科大学院の全志願者において法学以外の課程履修者や実務等経験者が減少しており、今後もその傾向は続くと予測される中で、いかにして優秀な人材を確保するかは至難の技といえるが、上記のような選抜方法を維持することに加えて、そもそも志願者における非法学部出身者・社会人経験者の割合を増加させるべく、「法科大学院パンフレット」に法学以外の課程履修者や実務等経験者の新司法試験合格者の声を積極的に載せたり、慶應大阪リバーサイドキャンパスにおいて法学入門講座を開講したり（2010年3月及び8月）するなど、該当受験者の掘り起こしを中心とした特段の改善努力を行っているところである。

なお、前回の認証評価において、「『実務等の経験を有する者』」の概念が必ずしも明確なものではなく、実務等経験者の割合について正確な数字が示されているとは言いがたい。研究科委員会において『実務等の経験を有する者』についてコンセンサスを形成し、そのうえで『実務等の経験を有する者』の比率について検証されたい」（評価の視点4-12）との指摘があり、平成22年度の「改善報告書検討結果」において、「次回認証評価時に報告を求める事項」として点検・報告書における報告が求められていた点であるので、以下、その点について報告する。

当時、「実務等の経験を有する者」と「大学既卒者」との概念上の正確な区別については、研究科委員会で十分なコンセンサスが得られておらず、混同した扱いになっていた為、「実務等の経験を有する者」の比率が不明確であったことは確かである。

そこで、研究科委員会では議論を尽くすことが出来ていなかった「実務等の経験を有する者」の意義について、改めて議論を行い、人材の多様性の確保という趣旨からすれば、「実務等の経験を有する者」とは、大学修了後に「社会人としての経験を有する者」であると捉え直し、「主婦/主夫」及び「生計に資する為に就労した経験のある者」を基本とするという点でコンセンサスを得た。なお、法学研究科以外の大学院在籍も含めるべきであるとの意見があったが、この点については見解の一致は得られておらず、従って含めていない。

この定義に基づき、「入学試験要項」に、経歴欄への記載に際して「実務等の経験を有する者」の基準について記載をするようにした。なお、統計処理の正確性を期すべく、入学後のガイダンス時に、上記の定義に従い、「実務等の経験を有する者」であるか否かを調査して、文科省等への報告（法科大学院入学選抜実施状況調査）において利用している。そこにいう「法学以

外の課程を履修した者または実務等の経験を有する者」の比率は、2008年度 28.5%（入学者235名中67名）、2009年度 27.8%（入学者248名中69名）、2010年度 18.7%（入学者235名中44名）、2011年度 24.5%（入学者229名中56名）である。

4 - 12

法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表については次のとおりである。

2010年度入試（2009年9月実施）においては、前年度に比べて全体の志願者が微増しながらも、上記比率が2割を切る結果となった。原因としては、志願者・入学許可者が若年化したことや、全国的に非法学部出身者または大学既卒での社会人経験を持つ志願者自体が減少傾向にあることが考えられる。以上のことおよびそれに対する対策ならびに2008年度～2010年度入学試験の実施状況については、ホームページで公表されている。

4 - 13

入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については次のとおりである。

本法科大学院は、身体障がいがある志願者は事前にその旨を申し出るように案内しており、本法科大学院はその申し出に対して対応できるように万全の体制を組む用意をしている。

実際に、2004年度入学試験（2004年1月実施）において、既修者コース（2年制）に全盲志願者1名の入学試験の受験を受け入れた。ここでは、予め、受験日当日の問題の点字訳・点字解答の墨訳を筑波大学附属盲学校へ依頼し、事前に打ち合わせの上で、試験日当日朝6時から、本大学において法律科目の入学試験問題の点字訳を順次行いつつ、全盲受験者の点字解答を即座に墨訳するという作業を夜8時まで行った。できあがった墨訳による答えは通常の解答として扱い、受験番号に従って採点作業へと振り向けた。当日の受験時間は、通常の1.5倍の時間を割り当て、別室での点字タイプライターを用いた受験体制を整備したのである。

こうした体制は、すでに本大学は学部の入学試験で経験済みであったため、大学学部入学試験を担当する部署である本学入学センターがサポートにあたり、万全の配慮を払うことができた。その後も、上肢機能不全の志願者等の受験も受け入れているが、同様に万全の配慮がなされている。

4 - 14、4 - 15

入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理、学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については次のとおりである。

入学定員は、本法科大学院の設立以来、未修者コース（3年制）約80名、既修者コース（2年制）約180名として設定して志願者を募ってきた。実際の入学許可者、入学手続者、最終的な入学者は、以下のとおりである。

| 年度 | 区分 | 募集 人数 | 入学 許可者 | 入学 手続者 | 入学者 | 入学許可者 入学率 |
|------|----|----------|-----------|-----------|-----|--------------|
| 2011 | 未修 | 約 70 | 111 | 73 | 69 | 62.2 |
| | 既修 | 約 160 | 312 | 176 | 160 | 51.3 |
| | 合計 | 230 | 423 | 249 | 229 | 54.1 |
| 2010 | 未修 | 約 80 | 140 | 84 | 80 | 57.1 |
| | 既修 | 約 180 | 335 | 172 | 155 | 46.3 |
| | 合計 | 260 | 475 | 256 | 235 | 49.5 |
| 2009 | 未修 | 約 80 | 154 | 86 | 80 | 51.9 |
| | 既修 | 約 180 | 343 | 191 | 168 | 49.0 |
| | 合計 | 260 | 497 | 277 | 248 | 49.9 |
| 2008 | 未修 | 約 80 | 137 | 82 | 67 | 48.9 |
| | 既修 | 約 180 | 298 | 201 | 168 | 56.4 |
| | 合計 | 260 | 435 | 283 | 235 | 54.0 |
| 2007 | 未修 | 約 80 | 140 | 99 | 88 | 62.9 |
| | 既修 | 約 180 | 340 | 192 | 171 | 50.3 |
| | 合計 | 260 | 480 | 291 | 259 | 54.0 |
| 2006 | 未修 | 約 80 | 139 | 90 | 77 | 55.4 |
| | 既修 | 約 180 | 321 | 199 | 179 | 55.8 |
| | 合計 | 260 | 460 | 289 | 256 | 55.7 |
| 2005 | 未修 | 約 80 | 151 | 95 | 74 | 49.0 |
| | 既修 | 約 180 | 305 | 207 | 176 | 57.7 |
| | 合計 | 260 | 456 | 302 | 250 | 54.8 |
| 2004 | 未修 | 約 80 | 160 | 96 | 86 | 53.8 |
| | 既修 | 約 180 | 272 | 223 | 188 | 69.1 |
| | 合計 | 260 | 432 | 319 | 274 | 63.4 |

このデータからも明らかとなっており、入学許可者に対する入学者の比率は、未修者コース（3年制）について、入学許可者の50%から60%の範囲で入学者が確保できる見通しとなっているが、これは必ずしも安定した見通しとは言い難く、入学定員に見合う入学者の確保がいかにか困難であるかの事情の一端を示すものに過ぎないといえよう。こうした困難な事情の下で、ほぼ定員に見合った入学者が確保できていると評価できるものと思われる。

これに対して、学生収容定員は260名の入学定員について3年の在籍期間として計算すると780名となるが、入学者数は2004年度～2006年度の3年間の単純合計で780名となっており、収容定員（各年度の入学定員を3年度分合計して計算した定員）に見合った入学者数となっていた。その後、2005年度～2007年度の3年間の単純合計で765名、2006年度～2008年度の3年間の単純合計で750名、2007年度～2009年度の3年間の単純合計で742名、2008年度～2010年度の3年間の単純合計で718名、その後は、2011年度から定員削減となり入学定員は230名となったので、2009年度～2011年度は、収容定員（各年度の入学定員を3年度分合計して計算した定員）750名に対して入学者数は合計で712名（94.9%）となっており、定員は極めて適

正な範囲で管理されているといえよう。

完成年度の2006年4月1日現在での本法科大学院の在籍者数は、2004年度未修者コース(3年制)入学者81名、2005年度未修者コース(3年制)入学者71名、既修者コース(2年制)165名、合計236名、2006年度未修者コース(3年制)入学者77名、既修者コース(2年制)179名、合計256名であって、総数573名となっていた。この在籍者数は、実質的な収容定員の600名をやや下回るが(4.5%減)、ほぼ目標を達成したものと評価できるであろう。

2011年5月1日現在での在籍数は、第1学年77名、第2学年241名(未修者コース80名、既修者コース161名)、第3学年226名(未修者コース73名、既修者コース153名)、合計544名となっていた。この在籍者数は、実質的な収容定員の約570名をやや下回るが(4.6%減)、ここでも、ほぼ目標を達成しているものと評価できるであろう。

4 - 16

休学者・退学者の状況把握および適切な指導等については、「学習指導委員」および「学習指導委員会」が管轄している。休学や退学につながり得る問題や悩みを持つ学生については、事実上まずは当該クラスの担任の教員や必修の授業等の担当教員が個別に対応することが多いと思われるが、これらの教員を通じて、または学生部への申し出を介して、「学習指導委員」(および「学習指導委員会」)が状況把握と指導にあたることになっている。「学習指導委員」においては、学生と面談を行い、個人のニーズに合致した適切な助言を与えるなど細やかな対応を行うことに努めている。休学や退学を希望する申し出があったときには、「学習指導委員」が面談を行い、理由があると判断したときには「学習指導委員会」で検討し、最終的には「法務研究科委員会」で審議の上、これを承認することになる。

退学者の人数は、基礎データ表16にも示したとおり2007年度が21名、2008年度が9名、2009年度が10名、2010年度が9名と推移している。

休学者の人数は、下記のとおり2007年度が9名、2008年度が9名、2009年度が7名、2010年度が10名と推移している。

いずれも、在籍学生数比で開設年度以降概ね5%以内にとどまっており、適正な範囲と評価できよう。

| 年度 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|--------|------|------|------|------|
| 在籍者数 | 582 | 556 | 564 | 548 |
| 休学者数 | 9 | 9 | 7 | 10 |
| 全体比(%) | 1.5 | 1.6 | 1.2 | 1.8 |

4 - 17

学生の受け入れを達成するための特色ある取組みについては、4月から7月にかけて月1回の割合で行われている法科大学院説明会が重要である。これは、学内学生に対してはもとより、

広く学外にも門戸を開放して、本法科大学院の体制・組織、カリキュラムと勉学環境、入学試験情報を広く周知することで、幅広い志願者に法科大学院の魅力を伝えて、学生の受け入れにつながる趣旨で開催されている、

4月には本学学部の教養課程が設置されている日吉キャンパスにおいて、とくに大学学部1年生と2年生とを対象にして、本法科大学院の説明会を行っている。これは、将来、法科大学院に進学を考えている学生に対して、本法科大学院が求めることを強くアピールするとともに、学生に本法科大学院の状況・内容を知らせることで、いわば本法科大学院の志願者予備軍への広報に努めているのである。

5月から7月に開催される3回の説明会では、学内外の志願者に対して、本法科大学院の体制・組織、カリキュラムなどの説明を行うとともに、とりわけその年度の9月に実施される予定の入学試験について、最新の情報を開示することを通じて、幅広い志願者が入学選抜に集うことを目指して、広報活動を行っている。

なお、本法科大学院は、上述のような学内において行われる説明会のみでは、なお学外の志願者に対する広報活動は不十分であると判断し、毎年6月ないし7月に行われる業者主催の法科大学院説明会にも参加している。

こうした広報活動により本法科大学院の魅力を大きくアピールすることを通じて、幅広く志願者を確保したうえで、公正な選抜方法によって多様な学生の受け入れを達成しようとするものである。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

4 - 1、4 - 2、4 - 3、4 - 4、4 - 7、4 - 13

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表、学生の適確かつ客観的な受け入れ、志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保、入学者選抜における競争性の確保、公平な入学者選抜、入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については次のとおりである。

本法科大学院の入学試験は、本法科大学院の理念である国際性・学際性・先端性に沿って、将来の法曹界をリードする人材の育成のために、その資質と能力、熱意と勤勉さを測る選抜を目指してきたといえる。現状での限られた環境下で、志願者の中から上記の如き理念に沿った入学者選抜を行う方法として、本法科大学院は一定の成果を収めつつあるものと考えている。

まず、入学者選抜の手續・内容等に関する事前の公表には意を尽くしており、できる限り幅広く本法科大学院の入学試験の周知を図り、多くの多様な志願者が集うことを目指している。ホームページを中心にした早い段階の情報開示、「法科大学院パンフレット」および「入学試験要項」による詳細な情報の周知に努めており、これは一定の成果を挙げているものと考えている。また、入学試験における選抜方法やその実施に際しても、適正で公正な選抜を旨としており、選抜結果に関する情報をホームページで公表することで、社会的な信頼の確保にも意を尽

くしている。できる限り情報を開示することで本法科大学院は外に開かれたイメージを作ることと努力してきたのであり、数多くの出身大学に散らばる入学許可者の現状データは、その努力の一定の成果の達成を証明するものといえるであろう。

もっとも、入学選抜をめぐる指摘されるべき問題点があることは否めない。最大の懸案は、志願者の確保にある。2004年度入学試験（2004年1月実施）では、未修者コース（3年制）1、364名、既修者コース（2年制）833名、合計2、197名の志願者であった。これが、2005年度（2004年9月実施）では、未修者コース（3年制）537名、既修者コース（2年制）989名、合計1、526名の志願者と減少し、2006年度入学試験（2005年9月実施）では、未修者コース（3年制）518名、既修者コース（2年制）1、405名、合計1、923名の志願者となって、やや持ち直した。既修者コース（2年制）の志願者はようやく増加が見込める推移を示すようになっていくが、未修者コース（3年制）の志願者は500名強となっており、入学者選抜の観点から決して十分な志願者数とはいえないであろう。今後も、この状況が継続するものと考えられるなら、とりわけ未修者コース（3年制）での大幅な志願者数の改善を見込めるだけの手だてを講じる必要がある。そのためには、広報活動はもとより、とりわけ未修者コース（3年制）の入試方法の再検討が必要である。

次に、入学選抜方法にもすでに検討課題がある。まず、外国語能力検定試験の成績の扱いは、多様な外国語の能力を評価することに努めており、外国語能力の評価が8言語にわたることは、本法科大学院の理念のうち国際性の要素を象徴するものであるが、外国語能力検定試験自体が毎年変更を受けているのも事実であり、本法科大学院がこうした変更の趣旨を成績評価に際して十分に考慮するには、多大の労力が必要であり、一定の見直しが考慮に入れられる余地もあり得る。

また、志願者報告書による人物評価についても、面接試験を実施することとの比較考量が常に問題となっている。面接では対面した対話の中で志願者の人物を的確に把握できる反面で、志願者の本当の人物像を把握するには相応の時間を要することから、限られた時間での面接では成果が乏しいとの危惧も否定できない。これに対して、文書により提出される志願者報告書では、その人物の最良のアピールポイントに焦点を当てて、客観的な資料に裏打ちされた人物評価が可能となる反面、志願者の人物・人柄の評価という観点からは、面接試験の優位は動かないようにも映るのも事実である。

なお、未修者コース（3年制）での小論文試験、既修者コース（2年制）での法律科目試験は、現時点で想定された成果を相当程度達成しているものと判断されるため、その方針を大きく転換する必要はない。もっとも、志願者のより潜在的な能力、思考力を評価できる試験のあり方は、今後も模索されなければならないであろう。

以上、入試制度の見直しについては、前述の「追跡調査委員会」の報告を踏まえて「入試制度改革検討委員会」が組織され、同委員会は、平成24年3月21日に、「慶應義塾大学大学院法務研究科における入試制度の見直しに関する基本方針（案）」を策定した。そこでは、「入試制

度の見直しに際しては、新たな法曹養成システムの中核となる法科大学院の理念および慶應義塾大学大学院法務研究科の理念に立ち返り、入試制度のみではなく、入学後の法科大学院における教育、新司法試験および司法研修所における司法修習との連続性を意識しつつ、多元的かつ重層的な理念の、柔軟かつ実効的な実現を可能とする多様な制度をめざすものとする」との基本方針の下、「追跡調査において法科大学院入学後の成績及び新司法試験合格との相関が相対的に高いと見積もられた適性試験を中心に、各科目の配列および配点を見直す」、「国際性・学際性・先端性につきその潜在的な能力を有する学生を重点的に選考する制度または実施方法を検討する」などの見直しが提言されており、今後、平成 26 年度入試（平成 25 年度実施）に向けて、「入試委員会」において、具体的な入試改革案が検討されることになる。

最後に、身体障がい者に対する入学試験実施については、本法科大学院は懸念を抱いていない。すでに全盲受験者等に対する措置を経験済みであり、また、本塾大学入学センターとの協力によって、万全の体制を敷くことが可能である。その点でも、公平な入学試験の実施に万全を期しているのである。

4 - 5、4 - 10

入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施、学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立については次のとおりである。

入学者選抜試験の業務実施体制は、「大学学事センター大学院入試係」が事務を担当し、本法科大学院の「入試委員会」が入試業務を執行している。大学学部には匹敵する規模の入学試験の実施体制としては人員が不足がちであり、事務側も教員側も多大の労力を払わねばならない点は、法科大学院の入学試験実施上の現状での最大の問題点といえる。ただし、この改善は本大学の採用人事問題に直結する困難な問題であって、本法科大学院に固有に問題と位置づけることはできないであろう。

業務の実施における適正さ・公正さの確保については、本法科大学院の「入試委員会」が万全の体制をとるべく配慮しており、さらに、本大学の入試コンピュータ処理に関する委員会が統括するコンピュータシステムの運用・管理によって、内部的にはあってもいわば第三者機関による監視・管理システムが確立している。現状のこうした体制をとる限り、業務の実施に対する公正さの確保・検証の体制として、問題はないであろう。

もっとも、実施体制における今後の課題としては、2点ほど指摘が必要である。まず、入試委員会の業務負担が過大となりがちな点である。今後、あるいは入学者選抜の方法が多様化することとなれば、ますます入試委員会が負担する業務は過大となり、教員の授業負担や研究との関係で、見過ごすことができない問題となり得ることが予想される。入学試験の厳正・公正な実施はいうまでもないが、効率化の観点から、改革を要する時期も遠くないと思われる。

以上のような問題を視野に入れながら、入学試験の結果、法科大学院在籍中の成績、そして新司法試験の結果との関連を追跡調査しつつ、入学試験のあり方を再度検討する専門委員会と

して、新たに「追跡調査委員会」が設置され、現状の入試委員会によるいわば自己批判的体制から一段階進化を遂げたことは、特筆されるべきである。「追跡調査委員会」の調査結果ならびに「入試制度改革委員会」および「入試委員会」の提言に基づく入試制度改革が、今後の入学試験の運用にとって極めて重要な位置を占めることとなるのは明らかである。

4 - 6、4 - 9

各々の選抜方法の適切な位置づけと関係、法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表については次のとおりである。

本法科大学院は、2010年度以降、未修者コース（3年制）と既修者コース（2年制）で、それぞれ定員を約70名、約160名とし、毎年、1年生を約70名、2年生・3年生をそれぞれ約230名とする教育体制を採用している。未修者コースへの入学には法学的素養は一切問わず、志願者が1年間の法科大学院での基礎教育を修得できる潜在能力や資質に焦点を当てて選抜を実施している。その結果、既修者コース（2年制）の選抜試験は、未修者コース（3年制）の2年生に相当する法学上の学力を認定することで入学を許可することを目的としており、法律基本6科目に関する法律科目試験が課されている。入学選抜に際して課される具体的な入試科目は、「小論文試験」と法律科目試験とで異なるものの、いずれのコースでも志願者の潜在能力と資質、思考力を重視した選抜を目標に据えている。「小論文試験」も法律科目試験も、本法科大学院の専任教員が万全の体制で作問し出題するオリジナルな問題で実施されており、当面は、基本的な作問方針に変更は必要ないものと思われる。

こうした入学試験の実施方針からすでに明らかとなり、既修者認定の基準と方針は、既修者コース（2年制）の入学試験自体が内包しており、その公表についても、入学試験の広報を通じて十分に周知しているといえる。また、課程修了についても、既修者コース（2年制）入学者は、未修者コース（3年制）の入学者の2年目と3年目とまったく同じカリキュラムで本法科大学院の課程を履修することとなるため、何ら特別な修了要件は課されない。未修者コース（3年制）の2年次へと既修者コース（2年制）入学者をいわば編入させるのが本法科大学院の一貫した方針であって、その方針に沿った既修者コース（2年制）入学者の取り扱いが配慮されているといえる。この点に、特に問題は見あたらないであろう。

4 - 8

適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価等については、未修者コースおよび既修者コースの双方において、適性試験の成績を一定の配点割合で考慮しているほか、「志願者報告書」においてはより視野の広い観点から志願者の適性を判断しており、その限りで入学者の適性の適確かつ客観的な評価はなされているものといえる。この点は、前述のとおり「追跡調査委員会」の調査結果、適性試験の成績と、入学後のGPAおよび新司法試験の合格との間に相当程度の相関が見られたことから、平成25年度入試（平成24年度実

施)から、適性試験の成績について最低基準点を設けることを既に決定し、受験生にも公知している。さらに、「入試制度改革委員会」からは、「追跡調査において法科大学院入学後の成績及び新司法試験合格との相関が相対的に高いと見積もられた適性試験を中心に、各科目の配列および配点を見直す」との提言がなされている。

4 - 11、4 - 12

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮、法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表

多様な知識や経験を有する者の入学は、未修者コース(3年制)に圧倒的に依存しているのが現状である。このことは、法学以外の課程履修者や実務等経験者の入学者が圧倒的に未修者コース(3年制)に多いというデータからも裏付けられる。既修者コース(2年制)は、本法科大学院の標準型2年次への編入を認める制度であるから、法学的素養を認定する入学試験が中心とならざるを得ない。その結果、入学者の圧倒的多数が法学部卒業者となっているが、これは、本法科大学院の入学試験スタイルからすれば、大筋で予想どおりの状況といえるであろう。

しかし、2009年度入学試験(2008年9月実施)において46.3%であった未修者コースにおける全入学者数に対する法学以外の課程履修者および実務等経験者の比率が、2010年度入学試験(2009年9月実施)においては26.3%へと相当に低下したことは、疑うべくもない事実である。未修者コース(3年制)は、法学的な素養を問うことなく、他の専門分野や実務経験などを生かした法曹をはぐくむ主要な素地として重要であるにもかかわらず、社会人経験のない法学部卒業生の入学傾向が顕著に見られるのは問題と言えるであろう。

反面で、大学学部3年からの飛び級入学者も徐々に増加している。これらの飛び級入学者を受け入れる窓口として未修者コース(3年制)が一定の役割を果たしている事実も看過できない。この制度運用が、合格者の若年齢化に一定の影響を及ぼしている事実も否定できないのである。

今後の検討課題としては、法学以外の課程履修者の受け入れや実務等経験者の受け入れに、より積極的な取り組みが必要である。これは、法曹界の多様な人材育成のためにも、また、本法科大学院における国際性・学際性・先端性の理念からも、積極的な改善が必要な事柄といえる。しかし、法科大学院の全志願者自体において法学以外の課程履修者や実務等経験者が減少傾向にあると予測される中で、いかにして優秀な人材を確保するかは至難の技といえる。すでに、「法科大学院パンフレット」に法学以外の課程履修者や実務等経験者の新司法試験合格者の声を積極的に載せたり、慶應大阪リバーサイドキャンパスにおいて法学入門講座を開講したり(2010年3月及び8月)するなど、該当受験者の掘り起こしを中心とした特段の改善努力を行っているところであるが、それらをより活性化させるとともに、様々な該当対象者群を主眼とした説明会を開催するなど、多様な経験を有する者を含め多くの学生が志願する契機となるようなさらなる改善努力を試みる所存である。それと同時に、未修者コース(3年制)の入学試

験科目の再検討も視野に入れるべきであり、また、未修者コースの司法試験合格率を上げることが一定の効果を持つであろうことから、未修者教育のあり方を見直すことも、この問題の解決と間接的ではあるが強い関係を有することを意識すべきであろう。

なお、先述の「入試制度改革検討委員会」による「慶應義塾大学大学院法務研究科における入試制度の見直しに関する基本方針(案)」(平成24年3月21日)においては、「入試制度の見直しに際しては、新たな法曹養成システムの中核となる法科大学院の理念および慶應義塾大学大学院法務研究科の理念に立ち返り、入試制度のみではなく、入学後の法科大学院における教育、新司法試験および司法研修所における司法修習との連続性を意識しつつ、多元的かつ重層的な理念の、柔軟かつ実効的な実現を可能とする多様な制度をめざすものとする」との基本方針の下、「国際性・学際性・先端性につきその潜在的な能力を有する学生を重点的に選考する制度または実施方法を検討する」などの見直しが提言されており、今後、平成26年度入試(平成25年度実施)に向けて、「入試委員会」において、具体的な入試改革案が検討されることになる。

4 - 14、4 - 15、4 - 17

入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理、学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応、学生の受け入れを達成するための特色ある取組みについては、現時点において入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数につき大きな問題点はないものと理解している。もっとも、将来にわたって楽観的な観測を述べる材料も見あたらないのは事実である。学生の受け入れのために積極的な広報活動がますます重要であることはいうまでもないが、さらなる広報活動の工夫も必要であろう。しかしながら、結局のところ、この問題は本法科大学院の実績と社会的な信頼に帰することとなるであろう。

4 - 16

休学者・退学者の状況把握および適切な指導等については、一方では、心身の不調に関する訴えを早期に発見して受け止め、それによる休学・退学を予防するようなシステムを用意すること、他方では、法学に対する適性を有しないと入学後に判明した未修者について、適時に進路変更できるようなシステムを用意することが、法科大学院としての健全な運営にとっては必要である。

[将来への取組み・まとめ]

4 - 1、4 - 2、4 - 3、4 - 4、4 - 7、4 - 13

学生の受け入れ方針、選抜方法、手続の適切な設定およびその公表、各々の選抜方法の適切な位置づけと関係、公平な入学者選抜、学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立、多様な知識・経験を有するものを入学させるための配慮について、

今後まず必要なのは、現状の入学選抜方法・手続の検証である。すなわち、入学選抜方法と本法科大学院の理念との調和を大局的に検証する一方で、入学選抜試験における成績、法科大学院での学業成績、そして新司法試験の合否結果を総合的に検証することを通じて、今後のあるべき入学選抜方法を検討することが不可避である。そのための学内の委員会として、平成23年10月に、「追跡調査委員会」が立ち上げられた。これはまた、本法科大学院における履修課程の内容・カリキュラム構成の検証ともリンクする問題である。本法科大学院のいわば入口である入学試験と、出口である新司法試験とを突き合わせ、入学試験のあり方はもとより、法科大学院教育のあり方も総合的に検討しようとするものである。

「追跡調査委員会」は、平成24年3月2日の研究科委員会において中間報告を行い、それを踏まえて「入試制度改革検討委員会」が組織され、同委員会は、平成24年3月21日に、「慶應義塾大学大学院法務研究科における入試制度の見直しに関する基本方針(案)」を策定した。ここでは、「入試制度の見直しに際しては、新たな法曹養成システムの中核となる法科大学院の理念および慶應義塾大学大学院法務研究科の理念に立ち返り、入試制度のみではなく、入学後の法科大学院における教育、新司法試験および司法研修所における司法修習との連続性を意識しつつ、多元的かつ重層的な理念の、柔軟かつ実効的な実現を可能とする多様な制度をめざすものとする」との基本方針の下、「追跡調査において法科大学院入学後の成績及び新司法試験合格との相関が相対的に高いと見積もられた適性試験を中心に、各科目の配列および配点を見直す」、「国際性・学際性・先端性につきその潜在的な能力を有する学生を重点的に選考する制度または実施方法を検討する」などの見直しが提言されており、今後、平成26年度入試(平成25年度実施)に向けて、「入試委員会」において、具体的な入試改革案が検討されることになる。

4 - 14、4 - 15、4 - 17

入学定員に対する入学者および学生収容定員に対する在籍学生数の管理、学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応、学生の受け入れを達成するための特色ある取組み

現状で問題として浮上するのは、未修者コース(3年制)への入学者の確保の問題である。主として、法学以外の課程履修者や実務等の経験者を受け入れるべき未修者コース(3年制)では、すでに若年の法学部卒業者が数を増しつつあるが、この傾向は今後も引き続き継続するのかがどうかを見極めなければならない。現時点で想定されるのは、全国の法科大学院志願者全体における法学以外の課程履修者および実務等の経験者の占める割合が低下しているのではないかと懸念である。こうした懸念が妥当するとすれば、今後ますます法学以外の課程履修者および実務等の経験者の確保が難しくなるであろう。この問題の解決にあたっては三つの方向が想定できる。

一つは、本法科大学院の広報活動をより活性化することを通じて、新たな志願者層を開拓する方向である。法科大学院の志願者全体の動向はともかく、本法科大学院の魅力を広くアピールできるように教育・研究内容をさらに充実することを通じて、本法科大学院の志願者を広く

募らねばならない。その際に、本法科大学院の設置する幅広い選択科目やWPの少人数クラス授業が法学以外の課程履修者や実務等の経験者にも魅力的な内容と映るように、さらにグレードアップを図らねばならない。それと並んで、入学試験の試験科目などの再検討も常に視野に入れて、あるべき入学選抜方法が検討されなければならない。

この点については、「入試制度改革委員会」が平成24年3月21日に策定した「慶應義塾大学大学院法務研究科における入試制度の見直しに関する基本方針（案）」において、「入試制度の見直しに際しては、新たな法曹養成システムの中核となる法科大学院の理念および慶應義塾大学大学院法務研究科の理念に立ち返り、入試制度のみではなく、入学後の法科大学院における教育、新司法試験および司法研修所における司法修習との連続性を意識しつつ、多元的かつ重層的な理念の、柔軟かつ実効的な実現を可能とする多様な制度をめざすものとする」との基本方針の下、「国際性・学際性・先端性につきその潜在的な能力を有する学生を重点的に選考する制度または実施方法を検討する」などの見直しが提言されており、今後、平成26年度入試（平成25年度実施）に向けて、「入試委員会」において、具体的な入試改革案が検討されることになる。

二つ目は、実務経験者を取り込んだ教育・研究の展開を考えるという方向である。法科大学院は法曹教育機関として、主として新司法試験を通じて法曹となるべき人材の育成を主眼としている。しかし、それにとどまらず、本法科大学院は、社会で活躍する法曹実務家や企業法務等に携わる企業人らに、再教育プログラムを提示し、あるいは、それら実務家等との共同研究の場を設けることを通じて、新たな教育・研究プログラムを発信することが今後検討されるべきである。もちろんこうした実務家等の受け入れは、従来の未修者・既修者コースとは別のプログラムとして入学から卒業までの課程が構想されなければならない。しかし、こうしたプログラムを通じて、本法科大学院は、さらに多様な人材教育の場として発展を望むことができるであろう。

5 学生生活への支援

[現状の説明]

5 - 1

学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備については、学生が心身の異常や不安を感じた時、直ちに率直に相談できる体制を常に整えておくことを目標に、主として以下の措置をとっている。第一に、学生一人ひとりの顔と名前が一致する者として、各クラスにクラス担任を置き、授業、その他での人的交流を日頃から図りながら、日常的相談に応じられるようにしている。第二に、とりわけ授業の履修継続の可否、休学の要否等に絡む問題については、クラス担任からの相談、学生部からの連絡、または学生からの直接のリクエストの何れの方法によっても、「学習指導委員」(研究者教員および実務家教員から構成される)が個別に面談し、学生一人ひとりの状況に合わせてこまめに相談や助言を与えることができる体制を整えている。第三に、「学生部」においては、学生が心身にわたる相談を常時気軽にできるような体制をつくっている。第四に、「保健管理センター」・「診療所」においても、常時健康相談ができるようになっているほか、定期健康診断を実施し、学生の健康管理に努めている。第五に、「学生相談室」を設置しており、学生が様々な相談を気軽に相談できるようにしている。

5 - 2

各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知については、「ハラスメント防止のためのガイドライン」が策定されており、「慶應義塾ハラスメント防止委員会」が組織され(1998年11月)同委員会事務局および相談員(三田地区には8名)に直接に電話またはEメールによって連絡をとり、常時相談できる体制がとられている。また、ハラスメント防止委員会がセクシャル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等について分かりやすく説明し、必要に応じて直ちに適切な対応がとれるようにするためのリーフレット「What's Bothering You?」を作成している。同委員会は、これを全教職員に配布する一方、学生には履修申告資料に同封して周知を図っている。その際、相談員の連絡先を記載した相談窓口カード(携帯しやすいようにカード・サイズにしたもの)をリーフレットと一緒に配布している。同様の情報は、大学のホームページでも随時確認することができる。

5 - 3

奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備については、毎年度、「入学試験要項」、「法科大学院パンフレット」等において各種奨学金制度の概要を知らせ、具体的な内容が確定次第、入学予定者に対し、ホームページ等を通じて知らせている。現在、入学試験成績優秀者(総数20名。法学未修者と法学既修者で3:7に配分され、法学未修者6名、法学既修者14名)に対する授業料の全額免除、その他の入学者に対する全員一律40万円の給

付、日本学生支援機構、地方公共団体、社団法人、財団法人、企業などによる奨学制度、教育ローン制度などがある。このうち、については、2年次以降は、奨学制度の趣旨に則り、その前年次の成績が、総学生の上位3分の1を下回る成績となった場合は、奨学生の資格を失うものとし、その枠を、改めて前年次の学業成績に基づく選考によって補充することになっている。これらの奨学制度については、「入学試験要項」、「法科大学院パンフレット」、法科大学院ホームページ等を通じて情報の提供をしている。また、奨学制度への応募については、「クラス担任」、「学習指導委員」、「学生部福利厚生支援担当」などが個別相談に応じている。その際、推薦状等が必要な場合は、「クラス担任」、「学習指導委員」、その他、当該学生が希望しその者を知る教員が対応している。

5 - 4

身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、まず、建物・教室・資料室・トイレ・通路を含むバリアフリー設備の設置、エレベーターなどの音声案内などをはじめ、障害者の便のために必要と考えられる施設を装備している。また、本法科大学院は、2004年4月入学の第1期生から、法学既修者コース（2年制）に全盲の入学者を実際に受け入れ、教職員および学生チューターによる授業、予習・復習での日常的サポート、中間・期末試験でのサポート、試験に際しての点字訳・点字解答または音声対応パソコンでの問題と解答などの全面的ケアを行った。また、この者のために冷暖房設備を整えた特別の自習室を設置し、自由に学習できるようサポートした。結果的に、この学生は第1回新司法試験に合格した。このようなサポート体制については、本大学では学部の段階から実績があり、その時の経験を踏まえて、万全の配慮を払うことができたと考える。身体障がいがある者の情報は、すでに受験志願段階から把握し、必要な対応が遅れずにとれる体制を整えている。

5 - 5

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備については、第一に、「クラス担任」、「学習指導委員」、「授業担当者」が、学生からの相談希望に応じ、随時受け付けている。第二に、「三田法曹会」（本学出身の法曹および司法修習生で構成される組織）の協力も得て、「学習相談会」（旧）「実務家ゼミ」（2012年度4月から「学習支援制度」の創設に伴い「学習支援ゼミ」に改組される。）の開催等を通じて進路選択の相談に応じている。第三に、多数の法律事務所の協力を得て、「エクスターンシップ」を実施しており、法律家としての実際の仕事に触れながら、進路選択について考える機会を開拓・提供している。第四に、「ワークショップ・プログラム」等の授業において、裁判官、検察官、弁護士等の実務者を招き、職務の内容に触れる機会も提供している。第五に、「学生総合センター就職担当」が就職に関する様々な情報を蓄積、提供しており、個別の相談にも応じている。

学生生活の支援に関する特色ある取組みとしては、第一に、「クラス担任」制、「オフィス・アワー」の設置、「学生相談室」の設置などを通じて、教員が学生一人ひとりと接することができる機会を可能な限り多く設け、個々の学生の個性や環境やニーズに対応したきめ細かな助言、相談などの支援ができるように配慮している。第二に、多分野にわたる「ワークショップ・プログラム」の開設、「エクスターンシップ」先の開拓、「三田法曹会」との連携などを通じて、学生が実務の世界に触れることができる機会を可能な限り多く提供することにより、幅広い視野に立って将来の進路選択ができるように努めている。

【点検・評価（長所と問題点）】

学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備については、制度的には一応整っていると評価できる。但し、相談や支援の体制が整備されていても、それを必要とする学生を早期に見出してしかるべき対応を取ることが肝要である。実際に、毎年、心身の健康で悩む学生が若干名はいるので、早期に適切な対応が取れるよう、各教員や事務職員が常に注意している必要がある。

各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知については、本法科大学院固有の組織はなく、本大学全体をカバーする「慶應義塾ハラスメント防止委員会」が主に対応する。このことは学生にとって身近に相談する機関がないとも言えるが、事の性質上、本法科大学院とは離れた地位にある機関の方が相談しやすい面もある。問題はむしろ、本法科大学院の学生によって「慶應義塾ハラスメント防止委員会」に相談が持ち込まれた後に同委員会と本法科大学院がどのような連携を取って事態の解決に当たれるかである。その際の両者の取り得る権限の範囲は制度上必ずしも明確でないように思われるが、いずれにせよ、事の性質に応じて、本法科大学院も適切に対処すべきことは間違いない。場合によっては、本法科大学院の学生のための各種ハラスメントの相談窓口を本法科大学院内に置くことも検討に値するであろう。

奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備については、入学試験成績優秀者が入学を辞退したときに次点の受験生が繰り上がって奨学金を受けるのが合理的とも思えるが、実際には辞退の時点が様々であり繰上げの手续が事務的に難しいという問題があって、実現していない。また、この奨学金を受けない者全員に一律に支給される奨学金については、毎年、その額の決定時期が入学間近なので、合格者にとって非常に不便である。これは本大学

全体の意思決定にかかわる問題なので、本法科大学院の一存で解決できないのであるが、本大学の担当部局とも協議してより早くこの一律奨学金の額を決定することを考慮すべきである。

5 - 4

身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、2006年3月に全盲の視覚障がい者が修了して以来、現在では身体障がい者は在籍していない。しかしその経験は本法科大学院にとっても貴重なものであり、今後、視覚や聴覚に障がいのある者あるいは車椅子を使用する者が入学することがあっても、本法科大学院は必ずや適切に対応できるものと信ずる。

5 - 5

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備については、体制としては十分整っていると思われる。ただ、今後は、新司法試験を合格し司法修習を終えた修了生が輩出するわけであるから、これら本法科大学院のOBの貴重な体験談をいかに後輩の現役学生に伝え、ノウハウとして蓄積していくかが問題である。そのためには、合格者の講演会や座談会のような企画を本法科大学院としても積極的に後援していくことなどが考えられる。

5 - 6

学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、経済的なゆとりの有無が修学にも影響を及ぼす大きな要因であると言える。本法科大学院は学生が勉強のほかに働くことにも時間を費やすことは想定していないが、現実には相当の学生が多少の差はあれアルバイトを行っている模様であり、このことは経済的なゆとりが余りない学生が多数存在していることを物語っている。したがって、学生に対する経済的な支援の需要がかなり大きいと思われるが、制度的な制約もあり、本法科大学院としてなし得ることは決して多くない。本来ならば授業その他の学費の引き下げが学生にとって最大の経済的支援と思われるが、それは本大学の予算全体の見地から決定されるべき事項である。本法科大学院としては、一律奨学金が減額されないように担当部局と粘り強く交渉するとともに、この一律奨学金を恒常化して授業料の引き下げにつなげることの可否も検討する必要がある。さらに、個人あるいは企業からの寄付金を基金として運用し、奨学金に充てる努力も行っていく必要がある。

【将来への取組み・まとめ】

5 - 1

学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備については、教員・職員が医学的あるいは心理学的な素養を備えることが望ましい。幸い、本大学には医学部や心理学専攻もあり、その専門家にもことかかないはずである。また、本法科大学院の専任教員の中には医師資格を有するものも存在している。そのような利を生かして、学生の心身の不調を早期に発

見し、必要に応じて専門家のアドバイスにつなげられるような環境を本法科大学院に構築していくことが望まれる。

5 - 2

各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知については、「慶應義塾ハラスメント防止委員会」のほかに本法科大学院用の相談体制を設けることの適切性について検討すべきである。また、「慶應義塾ハラスメント防止委員会」に相談が持ち込まれた後に、本法科大学院が同委員会とどのような協調体制をとるべきかについてもあらかじめ検討しておく、問題解決に有効であろう。

5 - 3

奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備については、本法科大学院の学生の経済状況を何らかの形で調査し、学費の負担がどの程度のもと感じられているか、またそれがどの程度修学の障害となっているかについてデータを得ることを検討すべきである。

5 - 4

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備については、修了生で司法試験に未合格の者に対する支援も念頭におく必要があるので、在学生に対する支援とは別に、そのための具体策を検討する必要がある。

5 - 5

学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、在学生・修了生・司法修習生・法曹となった者をうまく連動させる形で学生の支援に結びつけることが望まれる。また修了生の司法修習生が誕生した状態に過ぎないが、OBと現役学生が密接なつながりを有する本学の伝統を学生支援にも生かして、有効な学生支援策を講じていく必要がある。

6 施設・設備、図書館

[現状の説明]

6 - 1

講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、次の通りである。本法科大学院の施設が収容されている三田キャンパスの「南館」の地下1階から地下3階までに、50名収容可能な講義室が計15室ある。1年生は2クラス、2年生と3年生はそれぞれ6クラスで、計14クラスであるから、全クラス同時に授業を行うことが可能である。また、地下4階には100名収容可能な講義室が2室ある。本法科大学院では選択科目で履修希望者が多い場合でも通常の授業は上記の教室で十分まかなえる。

その他、模擬裁判の授業用に模擬法廷教室が地下4階に1室ある。この教室は、上記の100人収容可能な講義室より広く、模擬裁判の授業用としては十分なスペースを有する。また、地下4階には「ディスタンス・ラーニング教室」と呼ばれる180人収容可能な教室がある。これは遠隔地との通信設備を備えた視聴覚教室であるが、可動式の法廷設備を設置しているので、模擬法廷教室としても利用できる。この教室は収容人数が多いため、学生に対する各種の説明会やガイダンスの際にもしばしば利用される。

もっとも、2年生や3年生の学生数は約230人に上るのであるから、以上の教室では1つの学年の学生全員を収容することはできない。法科大学院関係の説明会・講演会等のために三田キャンパスの他の校舎の教室を使用することは可能であり、実際にもしばしば行われている。したがって、「南館」の教室の最大収容人数が180名であっても特に支障は生じていない。

演習に相当するものとしては、本法科大学院の場合、「ベーシック・プログラム」や「ワークショップ・プログラム」等の授業があるが、上述のように通常の教室は50人収容であり、そのまま演習形式の授業にも使用できるサイズなので、授業のための演習用教室は特に置かれていないものの、別段不便はない。

6 - 2

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、次の通りである。本法科大学院の施設が収容されている三田キャンパスの南館の1階、2階、3階の3個所に学生用の自習室が設置されている。1階および3階は法科大学院生の専用であり、座席数は172人分ある。2階は法科大学院生のほか他の研究科院生も使用できることになっており、座席数の合計は330人分で、そのうちの半数が法科大学院生優先の座席となっている。

自習室は年末年始(12/31～1/3)の時期を除き、日曜日・祝日や長期休業中も開室している。開室時間は月曜日から土曜日までは8時30分～23時、日曜日・祝日は8時30分～21時である。なお、席は指定されておらず、決まった席を自分の専用とすることはできない。また、閉室時には私物を撤去して退室しなければならないので、次の日まで続けて同じ席を占有することはできない。

学生が数人集まって自主ゼミその他の勉強会を自主的に開催し法律の理解を深めることは自学自習の観点からも大いに奨励されることであるが、そのためには学生が自由に使える演習室その他の部屋が必須である。南館地下1階に4名から8名程度収容可能な学生用のグループ学習室が6室あり、いつでも学生が使用できるようになっている。また、教室が授業に使用されていない場合には、学生は、所定の手続きを経て、勉強会等のために使用することができ、その例は極めて多い。

6 - 3

各専任教員に対する個別研究室の用意については、研究者教員及び実務家教員の専任教員全員に対して個室の研究室が与えられている。それらの研究室の多くは南館の9階から11階までにあり、十分なスペースを有している。本法科大学院発足以前から本大学法学部の専任教員だった者の研究室は、三田キャンパス北側の研究棟にある場合も多い。このように、専任教員の研究室が2か所に分散していることについては若干の不便がないでもないが、同じキャンパス内で歩いてわずか1～2分の所であるから、それほど大きな支障とは受け止められていない。

6 - 4

情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備については、次の通りである。まず、学生全員が自宅又は大学でインターネットに接続できることが前提とされる。ほとんどの学生は自宅でもインターネットに接続できる環境にあると思われるが、大学にも南館地下2階にパソコンが合計10台ほど置かれているほかキャンパス内のパソコンルーム等で学生が自由に使用できる。学生全員にメールアカウントが与えられているので、少なくとも大学内のパソコンを使用して電子メールをやりとりし、各種のホームページを見ることはできる。これら学内のパソコンの保守・管理は、慶應義塾の「インフォメーションテクノロジーセンター（ITC）」によって行われる。

本法科大学院は、学生及び教員の便宜のために、株式会社TKCの提供する「法科大学院教育支援システム」及び株式会社エル・アイ・シーの提供する「LLI統合型法律情報システム」に加入している。そのため、学生はこの両者のシステムを大学からでも自宅からでも利用して法令、主要な判例・雑誌の検索を行うことができ、教育上極めて大きな効果を挙げている。

また、ITCが提供する本学独自の教育支援システムにより、各授業科目ごとのあるいは学生全員に対する連絡板のサービスを提供しており、これを利用して教材の配布や事務的連絡を頻繁に行っている。

6 - 5

身体障がい者等のための施設・設備の整備については、次の通りである。まず、建物・教室・資料室・トイレ・通路を含むバリアフリー設備の設置、エレベーターなどの音声案内などをは

じめ、障害者の便のために必要と考えられる施設を装備している。本法科大学院では、2004年4月から2006年3月まで、視覚障害者（全盲）の学生が1名在籍していたので、授業や定期試験の際には一定の配慮が払われた。そして、キャンパス内にある冷暖房設備を整えたプレハブ建物の一室を当該学生の用の特別の自習室とし、そこでボランティアの人たちの援助を受けて通常の教材の読み込み等が行えるように配慮した。

現在は身体障がい者の学生は在籍していないが、車椅子での南館への入館や教室への出入りあるいは講義の受講等はいつでも可能な状態にあると考えている。

6 - 6

施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮については、予算の問題が大きい。2006年度までは文部科学省からの形成支援の予算が配分されていたが、2007年度からはそれがなくなるので、図書購入その他の費用が減少することが見込まれる。そのような厳しい財政事情の下でどのようにして必要な予算を獲得していくかが本法科大学院の運営上の大きな問題となっている。

また、本法科大学院にとってセキュリティの確保も重要かつ困難な問題である。そもそも南館は本法科大学院専用の建物ではない。他の研究科の院生や学部学生も「南館」に自由に入館できるし、「南館図書室」も使える。但し、自習室の使用は本法科大学院及び他の研究科の学生に限定されている。このように法科大学院以外の者が南館に自由に立入りできるため、自習室にも正当な利用資格のない者が立ち入ることがあり、セキュリティ上の問題を生じている。盗難等の事件を防止するためにも南館あるいは自習室に入るためにカード操作を要する装置を設置したらどうかという意見もあり、2010年4月から自習室にカードリーダーを導入した。

教室の設備については、夏冬の冷房・暖房がしばしば問題になる。システム上、温度調節の限界が設定されているので、教室によって寒すぎたり暑すぎたりすることがある。しかし、これもまめにスイッチを操作したり、場合によっては管財部局に連絡したりして対応すれば大きな問題にはならないですむようである。また、教室の机のサイズが小さいという問題がある。これは南館の使用が始まってすぐ指摘された点である。教科書、ノート、六法、判例等を広げるには現在の机のサイズは確かに小さいので、何とか対策を考える必要がある。その他、学生用ロッカーの問題がある。各学生に専用のロッカーが与えられているが、熱心に勉強する学生ほど大量の参考書類を使用するので、ロッカーの容量が小さいという声もよく聞かれる。しかし、ロッカーはいくら大きくても大きすぎるといことはないのであるから、対応の難しい問題であるとも言えよう。

6 - 7

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、次の通りである。「南館」にある図書館（「南館図書室」）は三田キャンパスの「メディアセンター」の一

部をなす図書館であり、必ずしも法科大学院の専用図書館ではないが、法科大学院の授業等を念頭において書籍の購入、所蔵を行っており、本法科大学院の教育と研究を支援する図書館とすることができる。また、三田メディアセンター全体の開架冊数2,511,292冊のうち南館図書室に、312,344冊を開架図書として配架している。

「南館図書室」は「南館」の地下2階から地下4階に設けられ、1階には法律分野の雑誌、レファレンスブック、法科大学院用「リザーブブック」(教員の指定により複数購入・貸出禁止等の特別扱いを受ける図書)等が置かれる。地下3階には、法律分野の図書が置かれ、地下4階には記念論文集、法律・政治・経済・経営分野の図書が置かれている。

学生及び教員は三田キャンパス中央にあるメ「ディアセンター」の本体たる図書館を利用することもできるが、2004年以降に購入された法律関係の図書の多くは「南館図書室」にあるため、「南館」で用が足りる場合が多い。また、「メディアセンター」が提供している各種のデータベースや電子ジャーナルのサービスは、南館図書室でも利用することができる。

6 - 8

図書館の開館時間の確保については、次の通りである。すなわち、「南館図書館」の「通常開館時間」は、平日は8時45分から21時50分まで、土曜日は8時45分から20時50分まで、日曜日は13時から17時50分までである。但し、地下3階及び地下4階はその30分前に閉館する。また、「短縮開館」の場合は、閉館が3時間(土曜日は2時間)早まる。

6 - 9

国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備については、慶應義塾大学が早稲田大学及び一橋大学との間で図書館相互利用の協定を結んでいるが、本法科大学院が独自に他の法科大学院等との間で図書館の相互利用の協定を結んでいる例はない。上記2つの図書館相互利用の協定は当然に法科大学院の学生・職員にも及ぶので、特に法科大学院のレベルで両大学と図書館相互利用の協定を結ぶ実益はないと思われる。

6 - 10

施設・設備の整備に関する特色ある取組みについては、限られた予算の中で資源の効果的な使い方を検討する必要がある。そのためには学生の需要の多いものあるいは要望の強いものを優先的に取り上げて対応すべきであると思われる。本法科大学院では、毎学期の終りに行う授業評価の際に授業そのもののみならず、教室や校舎全般についての要望も記載させている。また、普段から各種の施設・設備について学生あるいは教員から注文や苦情があれば、できる限り対応する態勢を取っている。中には法科大学院限りで決定できず、慶應義塾全体での判断を経なければならぬものもあるが、時間をかけて粘り強く交渉すれば、施設・設備の整備が進捗することも多い。高価で高性能で最新という施設が必ずしも学生にとって一番役に立つとは限ら

ない。外部に誇示できるような見栄えのよい施設でなくても学生にとって真に使いやすく役に立つ施設・設備であればそれがベストである。得られる予算は獲得して有効に使うべきだが、限られた予算の中で教育と研究に役立つ使い道を模索する取組みが重要だと思われる。

【点検・評価（長所と問題点）】

6 - 1

講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、通常の授業には十分対応できる。但し、1学年全体の学生に対して説明会などを開催する場合には230名程度を収容できる大教室が南館に存在しないので、他の校舎の教室を手配しなければならないという不便はある。しかし、そのような事態は年に数回程度しかないので、めったに使用しない大教室を南館内に設置するよりは、その都度、他の校舎の大教室を使用とする現状で満足すべきかとも思われる。なお、定期試験の際には必修科目は同時に試験を実施するが、2年生と3年生の場合、全6クラスを収容するには地下4階の100人教室を2つ使用してもあと50人教室が2つ必要なので、監督教員が4名必要になる。したがって、3名以内の教員で2年生又は3年生の必修科目を担当している場合には、試験監督の際に授業担当者以外にも監督教員の手当が必要になる。

6 - 2

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、幾つかの問題がある。まず、無資格者の立入りや不法使用の排除の問題がある。特に法科大学院発足当時は学部生を初めとする無資格者が多数、自習室に入りこみ、混雑の原因となっていた。最近では、自習室にカードリーダーを導入し、1階および3階の自習室は法科大学院生のみ、2階の自習室は法科大学院生も含めた本学大学院生に入室を制限していることで、無資格利用者の問題はほぼ解消したと思われる。また、1人で2人分の席を占領して使用する例もあり、他の学生に迷惑を与えている。それらの事情を差し引いてなお自習室の席が足りないかは微妙な問題であるが、定期試験の直前のような混雑時を別とすれば、現在のところ、大きなトラブルは生じていないように思われる。

6 - 3

各専任教員に対する個別研究室の用意については、現在までのところ、助教を除いて、専任教員の全員に個室の研究室が与えられていた。ただ、平成24年4月から三田キャンパス全体の研究室不足から、一部の実務家専任教員について研究室の共用をお願いすることになったが、特に研究・教育活動に支障を生じることは想定されていない。

6 - 4

情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備については、現在、「TKC」

のシステムと「LLI」のシステムに加入している。「TKC」については、雑誌や判例集等も契約如何によって閲覧することができるはずであるものの、料金等の関係からそこまでの契約を行っていない。しかし、閲覧できれば便利なことは確かであるから、予算的な裏付けが可能であれば検討すべきであろう。学生部の掲示版は大量の情報の掲示には不向きであるから、インターネットで閲覧できる情報を増やすことが望ましい。現在、時間割は本法科大学院のホームページに掲載されているが、幾つかの内部的な「お知らせ」は教育支援システムに掲載されている。本システムは、本法科大学院の関係者しか見られないという利点がある反面、教員からの要望に必ずしもシステム的に対応できていないという問題もある。

6 - 6

施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮については、予算と学生のニーズを勘案しつつ、着実に改善を図ることが肝要である。とくに、自習室に備え付けの蔵書がしばしば紛失するという事態が報告されており、その防止策も必要である。

6 - 7

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、「リザーブブック」の指定がしばしば問題になる。教員が授業である文献を指示すると、その文献は直ちに誰かが借り出してしまい、他の者は参照できないことが多い。そういうことがないように教員が指定する重要文献は、複数冊購入した上で貸出し禁止の対象とするのが「リザーブブック」の制度であるが、教員による指定が迅速かつ適時に行われないと意味がない。しかし、近時はこの制度の趣旨が浸透し、図書館職員の努力もあって、混乱は余り起きていない模様である。

6 - 8

図書館の開館時間の確保については、特に問題はない。

6 - 9

国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備については、今のところ、大きな不満は聞かれない。

6 - 10

施設・設備の整備に関する特色ある取組みについては、飲食関係の設備が不十分との指摘もあり、南館内に食料の自動販売機を設置したが、学生の需要を満たすには十分と言えない。ただし、実際問題として、南館にいる数百名程度の学生数を対象として軽食店ないし食堂の経営が成り立つかという問題もある。昼間はキャンパス内の学生食堂が利用できるが、夕方以降はど

うしても学外の食堂を利用せざるを得ないであろう。

[将来への取組み・まとめ]

6 - 1

講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、修了生への指導・リカレントが慶應義塾大学法科大学院の一つの大きな課題である。特に、修了生の自習室、ロッカー等の施設利用については、現在、大学当局と既存の施設の利用について調整中であるが、中長期的には、三田キャンパスには限りがあるので、近隣にまで視野を広げて、修了生向けの施設の確保に向けて抜本的な対策を講じる必要がある。

6 - 2

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、地下1階にグループ学習室を設置したことで改善されたが、時期によっては、満室により貸出しができないこともあり、その改善が望まれる。

6 - 4

情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備については、当面、本学独自の教育支援システムの提供する諸サービスを利用することになるであろうから、継続的にITCに対して学生・教員にとって使い勝手のよいシステムの開発を要求することが必要と思われる。

6 - 6

施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮については、特に自習室のセキュリティ対策として、カードリーダーを導入して自習室の入室を制限したことや南館あるいは自習室の内外に監視カメラを設置して不審者を監視する等の体制を整備した。また、南館のうち、研究室のある高層部分につながるエレベーターは内部者しか操作できないようにすることが技術的には可能であり、その適否についても検討すべきである。

6 - 10

施設・設備の整備に関する特色ある取組みについては、自習室やロッカー、パソコン、プリンター、コピー器等は学習に不可欠のものであるが、その他の学習環境の向上に資するものはどの程度整備すべきか判断が難しいものも多い。例えば、仮眠室や託児所の設置要望もあるが、法科大学院としてそこまで整備すべきか判断に迷うところであり、今後の検討課題としたい。

7 事務組織

[現状の説明]

7 - 1

事務組織の整備と適切な職員配置については、次の通りである。本大学の事務組織は、キャンパス毎の地理的縦割りは生じるものの、基本的には、機能別に部・センター等の形で横割りに統合された全学事務組織であり、学部・大学院の各部局毎に独自の事務組織を持つものではない。

法科大学院もその例に漏れず、管理運営及び教育研究活動支援の為の特別な事務組織の整備・職員配置は、次の諸点に限られる。すなわち、研究科委員長専任の秘書が配置されて、いわゆる学校行政に関する学事関係以外の事務処理を行うことになったこと、「学生部学事グループ」(いわゆる教務課)に「専門職大学院担当」が設けられ、直接窓口業務を行う部分が法科大学院の入る校舎内に置かれ、3名の専任職員が配置されていること、「メディアセンター」(いわゆる図書館)の分館が法科大学院の入る校舎内に置かれ、そこにレファレンス担当(教材作成等関連)を含めた職員数名が配置されていること、教員室・教材作成室が法科大学院の入る校舎内に置かれ、そこに、職員2名と学生アルバイトとが配置されていること、入学試験については、「入学センター」に「大学院入試担当」が配置されており、他研究科も含めた業務を行っている等である。

これらの特別な組織構成・職員配置以外は、他の部局と共通の事務組織で処理されるが、総てが三田キャンパス内にあり、また、学内の通信システム・文書流通システムが良く整備されていることもあって、大きな不都合を生じることは多くはない。本法科大学院の為に特別に整備された組織や職員配置についても、同様である。

7 - 2

事務組織と教学組織との有機的な連携については、次の通りである。新たな教育研究機能を担った法科大学院の為に行われた事務組織における特別な配慮は、多くの場合、教学組織の機能の円滑化・容易化を、フィジカルならびにメンタルに行うことを、目的とするものであって、その意味での連携は有機的且つ十分に図られている。逆方向での連携も、修了生に関する事務処理や入試事務処理等において近時には積極的に図られている。

もっとも、校舎や研究室の施設管理を担当する管財部というような事務組織との間では、安全性や経済性の考慮が優先する為か、教学組織との連携という意識は薄いようであると共に、種々のサポートを開始するのに迅速性を欠く場合が多い。

7 - 3

事務組織の適切な企画・立案機能については、次の通りである。すなわち、全学事務組織構造を採る為、各事務担当職員は本法科大学院関係事務だけを一貫して処理している訳ではなく、

例えば、同じ学生部の中においても他部局も担当した経験を有することもあるし、更には、別の機能を有する事務部署に所属していたことも少なくない（将来的な可能性としても同様である）。その意味において、本学の事務組織の職員、特に、その管理職以上の職員は、全学的観点からの各部局の事務処理の在り方等についての積極的な企画・立案を行う能力を有しているし、制度的にも、それは実行可能であり、事務組織からの助言・提案等は様々なところで活かされている。

7 - 4

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組みについては、全学事務組織構造を採る為、事務組織改革も個々の職員能力の啓発・向上の為の取り組みも全学的な規模・システムとして行われている。

基本的には、定期的な人事異動により、専門的な能力・知識を高める一方で、それまでの経験を生かして、より多様で多角的な視野で業務に取り組むことができるようにしている。職場においては、OJTを基本としつつ、定期的に所属長と課員が面接を行うことによって、業務内容・目標の確認をして、個々の能力の向上に努めている。また、職位別研修（全体研修）によって、それぞれの立場・役割を組織的に認識させている。

7 - 5

法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取り組みについては、本学では法科大学院の為の固有の事務組織というものは存在しないものの、新たな教育研究機能を担った法科大学院の為に行われた事務組織における特別な配慮は、本学の事務組織の観点からすれば、いずれも異例のものである。それらは、教学組織の側から見て、学生及び教員への直接的なサポートを中心に、多大な効果を上げ得ているように思われる。

また、「ITC」や「メディアセンター」を中心として全学的に展開されているWEBベースの情報イントラ（教科書リザーブ・システムを含む）、インターネットサービスを利用した事務処理の積極的なアウト・ソーシング（授業担当者によるネット上でのシラバスの作成、採点票の提出、教材の配布、事務連絡のポスティング、授業評価アンケートのネット上での実施・集計等々）も、事務組織本来の機能の充実を図り且つコストも削減する方策として特色あるものといえる。

[点検・評価（長所と問題点）]

7 - 1

事務組織の整備と適切な職員配置については、前回の認証評価において、「学生数が多い点を考慮すると、現状の事務処理量から職員数の相対的な不足は否定できず、また、事務組織と教学組織との連携の意識を醸成し、法科大学院における業務の特殊性を理解し、かつ専門性を持

った事務職員を確保・拡充することが望まれる」(評価の視点7 - 1、7 - 3)との指摘があった。

しかし前記のとおり、当初より事務処理上の大きな不都合を生じることは多くなく、またその後、事務組織内部での支援体制の整備等の他、処理すべき事務の制度的な減少(例えば、期末試験の実施業務の学生部本体への移管、入試業務の「入学センター」への移管等々)、効率化・合理化(例えばインターネットを利用した教育支援システムの活用による手作業の大幅な減少等)及びルーティン化(例えば学生からの種々の相談及び対応、留学生受け入れ作業等)に伴う相対的な事務量の減少には大きなものがあり、実質的な改善が図られている。

7 - 2

事務組織と教学組織との有機的な連携 については、開設当初は、法科大学院における教育・学習また研究の特殊性が他の事務組織各部に十分理解されていない面があったが、今日的には、理解がすっかり定着したと評価できよう。

7 - 5

法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取り組みについては、エクスターンシップ実施事務や国際交流提携校との連絡・交渉等、専門職大学院の提供する教育研究機能実現の為の外部事務の多くが、教員によって取り扱われているので、教員の他の負担如何によっては迅速に処理できない場合もあるので、事務組織がそれらを補助しあるいは中心となって担えることが望ましい。

[将来への取り組み・まとめ]

7 - 2

事務組織と教学組織との有機的な連携 については、法科大学院における教育・学習また研究の特殊性を事務組織各部に理解してもらうように努力すると共に、教学面での効率化を徹底していくことが必要である。

7 - 5

法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取り組みについては、エクスターンシップ実施事務や国際交流提携校との連絡・交渉等、専門職大学院の提供する教育研究機能実現の為の外部事務をも担当し得るだけの専門職員の養成を試みる等の方策を検討する必要があると思われる。

8 管理運営

[現状の説明]

8 - 1

管理運営に関する規程等の整備については、以下のとおりである。

本法務研究科の管理運営の組織に関しては、「大学院法務研究科学則」(第10章第38条～第48条)に規程が置かれている。

本法務研究科には、運営組織として、本研究科に所属する専任教員によって組織される「研究科委員会」と、「法務研究科委員長」及び委員長が推薦する「法務研究科委員」若干名、「外部委員」(法務研究科委員以外の慶應義塾教員、学外の有識者)若干名から組織される「運営委員会」の2つの委員会が存する(「大学院法務研究科学則」第38条、第43条)。「研究科委員会」は、学事(教学)を管轄し、「運営委員会」は、人事及び予算を管轄する(「大学院法務研究科学則」第42条、同第47条)。

両委員会については、それぞれの組織・議事・権限等について細則を定める「大学院法務研究科(法科大学院)研究科委員会規程」と「大学院法務研究科(法科大学院)運営委員会規程」とが存する。

「法務研究科委員長」は、「大学院法務研究科学則」によると、「運営委員会」の推薦に基づき、「塾長」(学長)が任命するとあるが(「大学院法務研究科学則」39条、第47条1項)。「研究科委員会規程」によると、「研究科委員会規程」は、「研究科委員長」の推薦については、「研究科委員会」が本「研究科委員会」としての意見を「運営委員会」に具申することができることと規定されている(「研究科委員会規程」第10条第2項)。

この点については、前回の認証評価において、「管理運営にあたる専任教員組織の長につき、法科大学院の独立性を確保するため、その任免に関する手続・判断基準を明確にすることが望まれる」(評価の視点8-3)の指摘があった。その指摘を踏まえて、2007年9月末で当時の委員長の任期が満了となった折、「研究科委員会」において審議の結果、専任教員による選挙により候補者を選出することとし、これを「運営委員会」に報告することとなり、委員長候補者を選出した。「運営委員会」では、この「研究科委員会」の意思を尊重して、同候補者を「塾長」に推薦し、同候補が「研究科委員長」に任命されたという経緯が存する。その後、2009年5月に「研究科委員長」の候補者の選出に関する規程(「慶應義塾大学大学院法務研究科委員長選挙規則」、「法務研究科委員長選挙管理委員会内規」)を整備し、2009年10月着任の委員長から適用されている。

また、「研究科委員会規程」は、「研究科委員会」に役職者の定めを置き、「委員長」、「副委員長」、「委員長補佐」、その他を役職者とする(第3条)。いわゆる執行部は委員長以下の役職者によって構成され、通称「補佐会議」と呼ばれている。

さらに、「研究科委員会」は、執行機関として「常任委員会」を置き、「常任委員会」は、「委員長」、「副委員長」、「委員長補佐」、「学習指導委員長」及び選挙で選出された委員を「常任委

員」により構成される（「研究科委員会規程」第4条、「常任委員会規程」第2条）。「常任委員会」については、「大学院法務研究科（法科大学院）常任委員会規程」、「法務研究科常任委員選挙規則」が存する。

法務研究科の教員の人事に関しては、前述したとおり、前回の認証評価の際に、規程の整備とともに、法科大学院固有の専任教員組織の責任による適切な人事が行われるような配慮が求められるとの指摘があったので（評価の視点3-12、3-13）それを踏まえて、法務研究科内に人事委員会が設けられて、専任教員組織の責任による適切な人事を遂行することとなった。その人事委員会の組織及び人事委員の選出に関する規程として、「『人事委員会』の概要」が存する。

以上から、本法務研究科の管理運営に関しては、開設以来の試行錯誤を経て、今日的には、規程等がほぼ整備されている。

8 - 2

教学及びその他管理運営に関する重要事項についての専任教員組織の決定の尊重については、次の通りである。

本法務研究科においては、「大学院法務研究科学則」上、「研究科委員会」は、学事（教学）を管轄し、「運営委員会」は、人事及び予算を管轄することとされている（「大学院法務研究科学則」第42条、同第47条）。よって、学事（教学）については、本研究科に所属する専任教員によって組織される「研究科委員会」に決定権があるので専任教員組織の決定の尊重という点でまったく問題がないが、その他の管理運営、特に人事及び予算については、「運営委員会」の専権とされており、同委員会は、「法務研究科委員長」及び委員長が推薦する「法務研究科委員」若干名、「外部委員」（法務研究科委員以外の慶應義塾教員、学外の有識者）若干名から組織されることから、少なくとも「大学院法務研究科学則」上は、専任教員組織の決定の尊重が必ずしも反映しないと解する余地が存するところではあった。

この点については、前回の認証評価において、「運営委員会と研究科委員会での権限の分掌について、制度上また規程上の裏付けとの関係で、各組織の位置づけと相互関係が分かりにくいので、明確にすることが望まれる（評価の視点8-1）の指摘があった。

そこで、それぞれの組織に関する規程を再検討し、権限分掌・位置付けを確認した他、研究科委員会内に「組織改革検討委員会」を設置して、「運営委員会」と「研究科委員会」との関係等について検討した結果、現時点では、現状を変更しないことにメリットが認められるという報告がなされたところである。

そのような報告がなされた背景としては、一方では、同種のガバナンス形態が、国立大学法人等において広く一般的に採用されているという点、他方では、法務研究科内において、前述のとおり、「研究科委員長」の選出、専任教員の新規採用と昇任など人事について、規程の整備が進み、実質的には、専任教員組織である「研究科委員会」に権限が委譲された点が存する。

予算に関しては、学事（教学）の現場を知る専任教員組織の意向が反映することが望ましいが、大学内の各研究科が独立採算制と採っていない現状においては、基本的には学校法人に最終の決定権が存するのは当たり前であり、学内の他の研究科に関しても、人事権はともかく、予算決定権はまったく「研究科委員会」には与えられていない（「大学院法務研究科学則」第143条）。この点、「運営委員会」方式は、法務研究科のみならず、慶應義塾において新規に開設された他の研究科（システムデザイン・マネジメント研究科、メディアデザイン研究科）においても採用されているが（「大学院法務研究科学則」第143条の2以下）、大学理事等、大学法人の執行部と、「研究科委員長」等、「研究科委員会」の執行部（いわゆる「補佐会議」）が、外部委員の意見を徴しながら、予算についても協議し、決定するというものであるから、むしろ、専任教員組織である「研究科委員会」の意向は、「研究科委員会」の執行部（いわゆる「補佐会議」）を介して、「運営委員会」にも反映される仕組みとすることができよう。

実際に、本法務研究科においては、授業料に関して2011年度から「単位従量制」を廃止したが、この予算上の重要改革については、そもそも研究科委員会内の「組織改革委員会」からその提案がなされ（「組織改革検討委員会第一期（2007～2009）最終報告書」参照）、それを承けた執行部（「補佐会議」）が、「運営委員会」で提案をし（法務研究科の学費（各年度納入金）改定について〔メモ〕参照）、了承を得たという経緯が存する。

8 - 3

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性については、先述したことと重複するが以下のとおりである。

「法務研究科委員長」は、「大学院法務研究科学則」によると、「運営委員会」の推薦に基づき、塾長（学長）が任命するとあるが（「大学院法務研究科学則」39条、第47条1項）、「研究科委員会規程」によると、「研究科委員会規程」は、「研究科委員長」の推薦については、「研究科委員会」が本「研究科委員会」としての意見を「運営委員会」に具申することができると規定されている（「研究科委員会」規程第10条第2項）。

この点については、前回の認証評価において、「管理運営にあたる専任教員組織の長につき、法科大学院の独立性を確保するため、その任免に関する手続・判断基準を明確にすることが望まれる」（評価の視点8 - 3）の指摘があった。その指摘を踏まえて、2007年9月末で当時の委員長の任期が満了となった折、「研究科委員会」において審議の結果、専任教員による選挙により候補者を選出することとし、これを「運営委員会」に報告することとなり、委員長候補者を選出した。「運営委員会」では、この「研究科委員会」の意思を尊重して、同候補者を「塾長」に推薦し、同候補が「研究科委員長」に任命されたという経緯が存する。その後、2009年5月に「研究科委員長」の候補者の選出に関する規程（「慶應義塾大学大学院法務研究科委員長選挙規則」、「法務研究科委員長選挙管理委員会内規」）を整備し、2009年10月着任の委員長から適用されている。

よって、法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等は、適切に行われている。

8 - 4

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、本法科大学院は、いわゆる独立研究科（独立大学院）として設置された本学初の専門職大学院であるが、総合大学の一角を形成するメリットを活かし、周辺社会科学関連科目は勿論、提供する多様なカリキュラムの実施に際しては、全学的な支持を得て、授業担当教員の依頼等において協力を得ている。逆に、本法科大学院教員が、その経験・専門知識を活かし、他部局の授業担当や全学的なプロジェクトへの関与によって連携していることも勿論である。

その中で、法学部、法学研究科、法務研究科（法科大学院）の三者は、組織的には完全に別個であり、機能的にも、法学部が一般法律学の教育、法学研究科が博士課程前・後期における研究者養成教育及び基礎的な法学研究、本法科大学院が高度な法曹実務家養成教育及び実践的な法学研究という役割分担をそれぞれが担っているとはいえ、いずれも「法」あるいは「法学」を対象とする研究教育機関であることは共通するのであるから、それぞれの組織のアイデンティティ（特に教育水準及び教育課程としての一体性）を損なわない範囲で、相互に交流を図ることが、特に「実務と理論の架橋」という法務研究科（法科大学院）の理念に照らしても重要であることは疑いないところである。

そこで、法務研究科は、学部・法学研究科との間で、「連絡協議会」を設置し、人事交流やカリキュラムの相互履修等について協議を重ねており、これまで、法務研究科と法学研究科の授業科目の相互履修、法務研究科と法学研究科の専任教員の人事交流に向けた転籍手続きの策定などで成果を挙げている。

8 - 5

教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、以下の状況にある。

本法務研究科は、学校法人慶應義塾の一研究機関であり、現実には、施設の利用等、運営経費の多くの部分を大学全体の予算に依存せざるを得ないが、「運営委員会」に予算の立案及び管理に関する権限を付与し、学納金及び人件費を含めて、可能な限り独立採算的な予算の策定及びその執行を目指すとともに、独自に合理的かつ実効的な財源の確保をめざしている。

資金の確保については、内部的競争資金や文科省を初めとする外部競争資金に積極的に応募し、多くの資金を獲得している。その他、国内外の企業や財団からの寄付に基づく寄付講座を開設したり、「三田法曹会」や個人からの寄附金も積極的に受け入れている。

教員個人のレベルでも、本法務研究科として、大学の競争的研究資金や奨学資金への応募等を奨励し、多くの資金を受け入れている。また、文科省・学術振興会等の科学研究費補助金や各種財団等の研究助成への応募等の外部資金獲得については、全学的な「研究支援センター」

によって、サポートが行われている。

8 - 6

管理運営の機能・あり方等の充実を図るための特色ある取り組みについては、繰り返しになるが以下の点を指摘できよう。

本法務研究科においては、運営組織として、本研究科に所属する専任教員によって組織される「研究科委員会」と、「法務研究科委員長」及び委員長が推薦する「法務研究科委員」若干名、「外部委員」(法務研究科委員以外の慶應義塾教員、学外の有識者)若干名から組織される「運営委員会」の2つの委員会を存置させ、「研究科委員会」は、学事(教学)を管轄し、「運営委員会」は、人事及び予算を管轄するとの権限分掌をする点が、本法務研究科のガバナンスの特徴である。

しかしこれは人事及び予算(管理運営)を「研究科委員会」から切り離す趣旨ではなく、学事(教学)に直結する教員人事については、予算と直結する人事「枠」については「運営委員会」に権限を残すものの、「枠」の中における分野や候補者については、「研究科委員会」が実質的な権限を有しているのであり、さらに、予算に関しても、大学理事等、大学法人の執行部と、「研究科委員長」等、「研究科委員会」の執行部(いわゆる「補佐会議」)が、「外部委員」の意見を徴しながら、協議し、決定するというものであるから、むしろ、先の授業料の単位従量制の廃止の例に見ることができるように、専任教員組織である「研究科委員会」の意向は、「研究科委員会」の執行部(いわゆる「補佐会議」)を介して、「運営委員会」にも反映される仕組みといえることができる。

さらに、それらの円滑な運営のための各種内部措置(規程の作成、委員会の設置等)も、他の同規模の法科大学院と比して特徴ある取り組みといえる。

[点検・評価(長所と問題点)]

8 - 1

管理運営に関する規程等の整備については、前回の認証評価において、「法務研究科委員長」につき、「法科大学院の独立性を確保するため、その任免に関する手続・判断基準を明確にすることが望まれる」との指摘(評価の視点8-3)や、専任教員の人事に関して、規程の整備とともに、法科大学院固有の専任教員組織の責任による適切な人事が行われるような配慮が求められるとの指摘(評価の視点3-12、3-13)を受けたが、先に述べたように、その後、規程等の整備が進められており、ほぼ問題のない状況になったと判断している。

8 - 2

教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重については、前回の認証評価の際には、専任教員の人事に関して、規程の整備とともに、法科大学院固有の専任教員組織の

責任による適切な人事が行われるような配慮が求められるとの指摘（評価の視点3 - 12、3 - 13）を受けるとともに、「運営委員会と研究科委員会での権限の分掌について、制度上また規程上の裏付けとの関係で、各組織の位置づけと相互関係が分かりにくいので、明確にすることが望まれる（評価の視点8 - 1）の指摘があった。

しかし、その後、「研究科委員長」の選出、専任教員の新規採用と昇任など人事について、規程の整備が進み、実質的には、専任教員組織である「研究科委員会」に権限が委譲され、大幅に改善がなされている。もちろん、予算と直結する人事「枠」については「運営委員会」に権限を残すものの、「枠」の中における分野や候補者については、「研究科委員会」が実質的な権限を有しているのであり、さらに、予算に関しても、大学理事等、大学法人の執行部と、「研究科委員長」等、「研究科委員会」の執行部（いわゆる「補佐会議」）が、外部委員の意見を徴しながら、協議し、決定するというものであるから、むしろ、先の授業料の単位従量制の廃止の例に見ることができるように、専任教員組織である「研究科委員会」の意向は、「研究科委員会」の執行部（いわゆる「補佐会議」）を介して、「運営委員会」にも反映される仕組みとすることができるのであるから、ガバナンスの形態としては合理的であり、教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重は十分に図られていると評価できよう。

8 - 3

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性については、繰り返しとなるが、前回の認証評価において、「管理運営にあたる専任教員組織の長につき、法科大学院の独立性を確保するため、その任免に関する手続・判断基準を明確にすることが望まれる」（評価の視点8 - 3）の指摘があったところであるが、その後、2009年5月に「研究科委員長」の候補者の選出に関する「研究科委員会規程」が整備され、2009年10月着任の委員長から適用され、選挙が実施されている。よって、法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等は、適切に行われていると評価できよう。

8 - 4

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、先述のとおり、「法学部」、「法学研究科」、「法務研究科」（法科大学院）の三者は、組織的には完全に別個であり、機能的にも、「法学部」が一般法律学の教育、「法学研究科」が博士課程前・後期における研究者養成教育及び基礎的な法学研究、本法科大学院が高度な法曹実務家養成教育及び実践的な法学研究という役割分担をそれぞれが担っているとはいえ、いずれも「法」あるいは「法学」を対象とする研究教育機関であることは共通するのであるから、それぞれの組織のアイデンティティ（特に教育水準及び教育課程としての一体性）を損なわない範囲で、相互に交流を図ることが、特に「実務と理論の架橋」という法務研究科（法科大学院）の理念に照らしても重要であることは疑いないところである。その点から、「法務研究科」は、「法学部」・「法学研究科」と

の間で、「連絡協議会」を設置し、人事交流やカリキュラムの相互履修等について協議を重ねてきたことは、評価に値しよう。専任・他問題が解消した後にこそ、その真価が問われるところである。

8 - 5

教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、先述のとおり、学校法人慶應義塾の一研究機関であり、現実には、施設の利用等、運営経費の多くの部分を大学全体の予算に依存せざるを得ないが、運営委員会に予算の立案及び管理に関する権限を付与し、学納金及び人件費を含めて、可能な限り独立採算的な予算の策定及びその執行を目指すとともに、独自に合理的かつ実効的な財源の確保をめざしている点には、一定の評価が与えられてよいであろう。

8 - 6

管理運営の機能・あり方等の充実を図るための特色ある取り組みについては、「研究科委員会」と「運営委員会」の2つの委員会を存置させ、研究科委員会は、学事（教学）を管轄し、「運営委員会」は、人事及び予算を管轄するとの権限分掌をする点が、本「法務研究科」のガバナンスの特徴であり、その枠組みの中で、「研究科委員会」に実質的な権限を付与する仕組みを作り出してきたことは高く評価されてよいであろう。

【将来への取り組み・まとめ】

8 - 1

管理運営に関する規程等の整備については、一通り、規程が整備されてきたので、今後は、各規程相互間の微調整を図りつつ、「法務研究科規約集」を編んで、「法務研究科」内外に周知し、透明度を高めて行くことが必要となろう。

8 - 2

教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重については、人事に関してはほぼ仕組みが整ったので、今後は、予算計画の策定における専任教員の積極的な関与が課題となるであろう。「運営委員会」は、大学理事等、大学法人の執行部と、「研究科委員長」等、「研究科委員会」の執行部（いわゆる「補佐会議」）が、外部委員の意見を徴しながら、協議し、決定するという場であるから、学事（教学）の現場に立つ専任教員の側から、執行部を通して、教育カリキュラムの展開や研究の進展に伴い必要となる内部予算の（場合により中長期的）配分・確保等に関する意思表示を適正なルールに従って行う枠組み作りが求められる。

8 - 4

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、「法学部」・「研究科委員会」との「連絡協議会」を介して、人事交流、授業科目の相互提供、共同研究等を積極的に進めて行きたい。

9 点検・評価等

[現状の説明]

9 - 1、9 - 2

自己点検・評価については、本法科大学院では、2008年1月に「自己点検・評価委員会」を設置し、その提案に基づき、「法務研究科 自己点検・評価規程」を審議し、同年3月に同規程を決定した。それに従い、「自己点検・評価委員会」は、早速に2007年度の諸活動に遡及して点検・評価を開始することとし、2008年4月末までに各種委員会に活動報告を依頼し、その結果を取りまとめた。

対象とされた各種委員会は、1.「法務研究科委員会」、2.「研究科委員長補佐会議」、3.「運営委員会」、4.「常任委員会」、5.「入試委員会」、6.「学習指導委員会」、7.「カリキュラム検討委員会」、8.「授業評価委員会」、9.「エクスターンシップ委員会」、10.「自己点検・評価委員会」、11.「FD委員会」、12.「広報委員会」、13.「国際交流委員会」、14.「図書委員会」、15.「紀要委員会」、16.「研究倫理委員会」、17.「コンピュータ委員会」、18.「人事計画委員会」、19.「修了生・フォローアップ委員会」、20.「再発防止委員会」、21.「組織改革検討委員会」、22.「学部・法学研究科連絡協議委員会」の計22委員会である。

その後、各種委員会の活動報告は、2008年度、2009年度、2010年度と行われるとともに、2009年度からは教員個人の研究業績の報告も求めることとされた。

「自己点検・評価報告書」は、「法務研究科委員長室」において、全教員が任意に閲覧できる形にされているが、出版物にして外部に頒布したり、外部からアクセス可能なウェブページに掲載する形での対外的公表は行われていない。

なお、授業評価活動に関しては、「授業評価委員会」が設置され、同委員会が担当し、実施している。

9 - 3、9 - 4

評価結果に基づく改善・向上については、各年度の自己点検・評価報告書に基づき、具体的な改善項目が判明した時点で、「法務研究科委員長」がイニシアティブをとり、「補佐会議」、「常任委員会」、「研究科委員会」を中心に、基本的な対応方法を協議し、問題項目を担当する委員会、その他必要に応じて対応組織のメンバーを決定し、改善策の策定・実現を図る体制をとっている。

なお、2007(平成19)年度の大学基準協会による法科大学院認証評価に関し、以下の2点について、指摘が行われた。

第一には、「本法科大学院の規模等を考慮すると、自己点検・評価委員会を設置していても、その組織内容、権限、活動内容、法科大学院内における位置づけ、自己点検・評価の具体的な方法等が必ずしも明らかになっていない。これらについて明確にし、自己点検・評価体制を整備することが求められる」との指摘事項が示された。

この点については、2008年1月に「自己点検・評価委員会」が設置され、同年3月に「法務研究科 自己点検・評価規程」を決定し、活動を開始し、本指摘事項については、おおむね適切に改善が図られたものと評価できるとされた。しかし、「自己点検・評価委員会」の活動を実質的なものとし、本法科大学院の改善・改革が促進されることを期待するとされた。

第二には、「自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備について、改善策の策定・実施にまで至る具体性を持った体制の整備が求められる」との指摘事項が示された。

この点については、「法務研究科 点検・評価委員会規程」第7条第3項に「点検・評価委員会からの報告に基づき、研究科委員長は、改善を必要とする事項につき、関係する委員会の長にその実施を求めるなどの実現を図らなければならない」と規定されており、自己点検・評価の結果を改善に結びつける体制の整備が図られた点で、改善が認められるとされた。その一方で、研究科委員長により、具体的にどのように改善策の策定・実施がなされるのかについては、依然として不明であり、より一層の改善に向けた取り組みが望まれるとされ、次回の認証評価時に報告を求める事項として、本指摘事項に関するさらなる検討を行い、その結果を踏まえた改善状況について、「点検・評価報告書」において記述することを求めるとされた。

この点に関しては、既述のように、現時点では、各年度の「自己点検・評価報告書」に基づき、具体的な改善項目が判明した時点で、「研究科委員長」がイニシアティブをとり、改善を必要とする事項につき、関係する委員会の長にその実施を求めるなどの実現を図ることとされている。現時点では、このアドホックに対応する方式が現在も維持されており、個別問題への対応が行われている。

さらに、平成23年6月に「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループによる改善状況調査の実施について」について書面調査があり、同年7月には「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループによるヒアリングの実施について」の依頼があり、いずれも適性試験の取り扱いについて指摘がなされたが、それを受けて、平成25年度入試（平成24年9月実施）から、最低基準点の設定を行うこととし、さらに「入試制度改革検討委員会」が組織され、同委員会は、平成24年3月21日に、「慶應義塾大学大学院法務研究科における入試制度の見直しに関する基本方針（案）」を策定し、その中で、適性試験の位置づけにつき、「追跡調査において法科大学院入学後の成績及び新司法試験合格との相関が相対的に高いと見積もられた適性試験を中心に、各科目の配列および配点を見直す」、「国際性・学際性・先端性につきその潜在的な能力を有する学生を重点的に選考する制度または実施方法を検討する」などの見直しが提言されており、今後、平成26年度入試（平成25年度実施）に向けて、「入試委員会」において、具体的な入試改革案が検討されることになる。

以上のように、認証評価機関による評価は、「法務研究科」の改善・向上に的確に反映されている。

9 - 5

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組みについては、本「法務研究科」においては、「自己点検・評価委員会」が、各種委員会の報告書を取りまとめて、研究科の問題点及び課題を抽出するというシステムは、特色ある取組みである。

[点検・評価（長所と問題点）]

9 - 1、9 - 2

自己点検・評価については、2007年度以降実施している各種委員会の活動報告の取りまとめが継続されている。これに加え、2009年度からは、教員個人の業績報告も行われている。

しかし、これらを取りまとめた「自己点検・評価報告書」は、現時点では本法科大学院内部での公開にとどまっており、対外的な公表は行われていない。この点については、具体的な公表方法を検討する必要がある。

9 - 3、9 - 4

評価結果に基づく改善・向上については、現時点では、既述のように、「研究科委員長」が改善を必要とする事項につき、関係する委員会の長にその実施を求めるなどの実現を図ることとされている。このアドホックな方式は柔軟で問題に臨機応変に対応可能である一方で、より恒常的な問題発見と対応方法については、さらに検討を続ける必要がある。

9 - 5

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組みについては、本法務研究科においては、「自己点検・評価委員会」が、各種委員会の報告書を取りまとめて、研究科の問題点及び課題を抽出するというシステムは、一定の評価に値すると思われるが、それを踏まえた改善を法務研究科の政策提言にまで高めて行く仕組み作りが求められよう。

[将来への取組み・まとめ]

9 - 1、9 - 2

自己点検・評価については、点検・評価の対象を現在の各種委員会、教員個人に加え、クラス担任等にも拡充する必要があるかどうかについて、さらに検討する余地がある。

また、各種委員会報告および教員個人の業績報告の取りまとめの方法について、すでに教員間の授業参観報告等で採用されている、ウェブページを通じた報告等、事務処理の効率性を改善する余地がある。

さらに、自己点検・評価報告書の公表について、外部からアクセス可能なウェブページによる公開、「自己点検・評価報告書」の出版物による頒布等、対外的な公表のための具体的な方

法を検討する必要がある。

9 - 3、9 - 4

評価結果に基づく改善・向上については、今後、「自己点検・評価委員会」が毎年度定期的に、改善点の有無や方法を研究科委員長により積極的に勧告するなどの方式をとる必要があるかどうかについて、さらに検討する余地がある。これについては、2007年度以降の4年間の点検・評価活動の経緯と各種の問題への対応状況の検証を踏まえ、「自己点検・評価委員会」の内部で協議したうえで、さらなる改善を図ってゆきたいと考えている。

9 - 5

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組みについては、本法務研究科においては、「自己点検・評価委員会」が、各種委員会の報告書を取りまとめて、研究科の問題点及び課題を抽出するというシステムは、一定の評価に値すると思われるが、それを踏まえた改善を法務研究科の政策提言にまで高めて行く仕組み作りが求められよう。この点については、単に「研究科委員長」のイニシアティブに頼るだけでなく、執行部の「補佐会議」において、「自己点検・評価報告書」の課題を順次、懇談事項として取り上げる等の制度的な仕組みを考案することが求められる。新執行部では、「委員長補佐」、「特任補佐」のそれぞれに、学事、国際交流、渉外、修了生フォローアップ、学部・法学研究科連絡協議、未修者対策、追跡調査等の担当が振り分けられているので、各種委員会の自己点検・評価と直結した有益な政策提言がなされることが期待される。

10 情報公開・説明責任

[現状の説明]

10 - 1

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、次の通りである。本法科大学院の組織・運営と活動状況については、本法科大学院のホームページ (<http://www.ls.keio.ac.jp/>) で明らかにしている。また、大学案内として、毎年、「法科大学院案内」を作成し、受験生あるいはその他の希望者に配布している。

上記のホームページでは、本法科大学院の「概要」、「教育内容・教員紹介」、「授業料・奨学金」、「入学者選考」や在学生向けの注意事項などが記載されている。その中で、例えば、「教育内容・教員紹介」の項目では、「教育理念」、「教員紹介」、「カリキュラム」、「サポート体制」について説明している。そして「教員紹介」では専任教員全員の氏名・役職・担当科目のほか人物写真や略歴が掲載されている。非常勤教員の場合も全員の氏名及び担当科目が掲載されている。また、「入学者選考」の項目では、最新の入試情報のみならず、本法科大学院発足時以来の入試問題もすべて掲載されている等、全般的に豊富な情報を提供している。

「法科大学院案内」では、上記のホームページに掲載されているような諸情報のほか、在学生や教員、「三田法曹会」OBらの体験談や人物写真などが多数盛り込まれ、本法科大学院の修学環境がより分かり易く紹介されている。

10 - 2

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、入試関係あるいは入学希望者による問い合わせが主であるが、この点については、「入試委員会」や「学生部」等が適宜、対応を行ってきた。今日に至るまで、個々の案件ごとの対応で十分であったので、学内外からの要請による情報公開のための正式な規程の制定は検討されていない。

については、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）」に基づき慶應義塾ホームページにて教育研究活動等の情報の公表しており、本法科大学院のホームページでもそれに準じて情報を公開している。学内外からの要請は、特に入試関係あるいは入学希望者による問い合わせが主であるが、この点については、入試委員会や学生部、入学センター等が適宜、対応を行っている。

10 - 3

情報公開の説明責任としての適切性については、本法科大学院は上記のように種々の手段を通じて本法科大学院に関する様々な情報の公開に努めており、これまでのところ説明責任は適切に果たされていると考える。今後も社会に対して一層の情報公開を実現し、説明責任を果たしていく所存である。

10 - 4

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の充実を図るための特色ある取組みとしては、ホームページ及び「法科大学院パンフレット」を中心とした「広報委員会」の活動が挙げられる。

[点検・評価（長所と問題点）]

10 - 1

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、現在のホームページと「法科大学院案内」でかなりの情報公開が実現されていると考えられる。しかし、本法科大学院の組織・運営と諸活動に関するすべての情報がその2つに掲載されているわけではない。今後は、修了生にとって有益な情報の提供を検討する必要がある。また、入試制度の改革が予定されているので、その点の的確な情報公開にも努めたい。

10 - 2

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、現在のところ、請求に応じて情報を開示するための規程を本法科大学院は有していない。これまでは事実上の誠実な対応で済んでいたが、今後は情報公開の制度を確立していくためにも明確な規程の制定を検討する必要がある。ただ、そのような規程に基づく制度の整備は、本法科大学院のレベルでなく慶應義塾大学あるいは学校法人慶應義塾全体の制度として行うのが適切だと思われる点もあることから、大学全体と調整を図りつつ進めたい。

10 - 3

情報公開の説明責任としての適切性については、これまで適切に説明責任が果たされてきたと評価できよう。入学後に原則として全員に給付される予定の奨学金の額が入学直前にならないと決まらないようでは受験生にとって多大の不便である。決定があり次第知らせているのであるから情報公開の問題でないと言い得るが、受験生にとっては重要な関心事項が遅くまで公開されないのと同じである。情報公開に当たってはこのような問題にも注意を払う必要がある。そこで、現在は、合格発表と同時に郵送する入学手続書類において、奨学給付額を通知することとした。

[将来への取組み・まとめ]

10 - 1

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、情報はすべて公開できるとは限らないので、学校法人としての事務の遂行に支障のある情報は何か、また、個人情報として非公開にすべき情報は何か等について検討を行う必要がある。

10 - 2

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、本法科大学院として、学内外からの請求があった場合の情報公開の制度をどう構築していくかを、大学全体と調整を図りつつ、検討する必要がある。

終章

本「法務研究科」は、前回の認証評価における貴協会の種々の指摘を重く受け止めて、特に、フォローアップ制度の全廃、「実務家ゼミ」の大幅な改善、教員人事・「研究科委員長」の任免等における専任教員組織の関与、「自己点検・評価委員会」の設置など、重点的な改善に努めてきた。

本法務研究科は、近々開設10年を迎えるが、さらに改革を進めて、21世紀社会を先導する法科大学院として、大規模ロースクールの責務を果たして行きたいと考えている。